

平成 22 年度

外務省政策評価書 別冊

(平成 21 年度に実施した施策に係る政策評価)

評価要旨

平成 22 年 9 月

外 務 省

目 次〔評価要旨〕

基本目標Ⅰ 地域別外交

I—1	アジア大洋州地域外交	1
I—2	北米地域外交	18
I—3	中南米地域外交	24
I—4	欧州地域外交	29
I—5	中東地域外交	35
I—6	アフリカ地域外交	40

基本目標Ⅱ 分野別外交

Ⅱ—1	国際の平和と安定に対する取組	45
Ⅱ—2	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	58
Ⅱ—3	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	61
Ⅱ—4	国際経済に関する取組	64
Ⅱ—5	国際法の形成・発展に向けた取組	75
Ⅱ—6	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	81

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策

Ⅲ—1	海外広報，文化交流	83
Ⅲ—2	報道対策，国内広報，IT 広報	88

基本目標Ⅳ 領事政策

Ⅳ—1	領事サービスの充実	94
Ⅳ—2	海外邦人の安全確保に向けた取組	99
Ⅳ—3	外国人問題への対応強化	103

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

Ⅴ—1	外交実施体制の整備・強化	105
Ⅴ—2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	108

基本目標Ⅵ 経済協力

Ⅵ—1	経済協力	111
Ⅵ—2	地球規模の諸問題への取組	114

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

Ⅶ—1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	118
Ⅶ—2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	120
Ⅶ—3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	122

(別添)

平成22年度外務省政策評価 評価体系図	125
---------------------	-----

（注１）評価要旨の【評価結果の概要】－（総合的評価）に記載された★印は、施策（または施策を構成する具体的施策）の目標の達成度を、★の数を使って次のように表わしたものです。

「目標を達成した。」	★★★★★
「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」	★☆☆☆☆

（注２）文中に言及のある小目標については、「平成２２年度外務省政策評価書〔施策レベル評価版〕」を参照願います。

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省アジア大洋州局

施策名	アジア大洋州地域外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 23 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅰ 地域別外交 Ⅰ－1 アジア大洋州地域外交
施策の概要	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅰ－1－1 東アジアにおける地域協力の強化 Ⅰ－1－2 朝鮮半島の安定に向けた努力 Ⅰ－1－3 未来志向の日韓関係の推進 Ⅰ－1－4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 Ⅰ－1－5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 Ⅰ－1－6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 Ⅰ－1－7 南西アジア諸国との友好関係の強化 Ⅰ－1－8 大洋州地域諸国との友好関係の強化	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅰ－1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅰ－1－1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★ Ⅰ－1－2 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅰ－1－3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅰ－1－4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅰ－1－5 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★ Ⅰ－1－6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★ Ⅰ－1－7 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★ Ⅰ－1－8 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (施策の必要性) 1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について アジアは「世界の成長センター」として世界経済の牽引役を果たしており、アジアの活力を日本の成長につなげていくことが重要である。アジアは実体経済のレベルで域内統合が進んでいるものの、域内の一体化に向けた障壁や成長の障害も多い。その軽減・解消に貢献していくことが日本にとっても必要である。また、環境・気候変動、自然災害、新型インフルエンザなどの地域共通の課題が顕在化している。朝鮮半島情勢を始めとする地域の安全保障環境も依然として予断を許さず、長期的な予見可能性が欠如している。このような状況下で、地域の協力枠組みにおいて共通の脅威や課題に取り組み、地域の安定と繁栄の確保に努めていくことが引き続き必要である。 2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について 北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。	

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

日韓両国は、基本的価値を共有する最も大切な隣国関係であり、「シャトル首脳外交」等を通じ、引き続き未来志向の関係を構築していくために協力していくこと、さらには、北朝鮮問題、環境協力、開発協力、海賊対策、テロ対策といった国際社会における共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域、更には国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくはならない存在になっている。日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の内容の更なる充実、具体化を進展させることが重要である。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことが、日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、石炭、銅、ウラン及びレアメタルを豊富に有する資源外交の新たな相手国として、また国際場裡におけるパートナー国として、我が国にとっての重要性がより一層増している。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験にかんがみれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、政治・安全保障面における国際的・地域的諸課題に対応していく上で重要なパートナーである。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場の一つとして、貿易・投資面において我が国と密接な関係を有することから、当該地域のビジネス環境整備は、我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、インドネシア、東ティモール、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。

一方、東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、防災体制の整備、民主主義の定着、地域統合の推進等の多様な課題を有している。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

（1）南西アジアは、世界最大の民主主義国家であるインドを始め、高い経済成長を実現してきており、国際社会での存在感を高めている。同時に、戦争による負の遺産もなく伝統的に親日的であり、各国とは二国間及び国際場裏において友好協力関係を構築してきており、この外交資産を維持・強化し、活用していくことが必要である。特にインドは、世界的不況の影響を脱し、依

然高い経済成長を維持しており、対外的にも米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を高めている。また、インドは 10 億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観を有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、更なる関係強化が求められる。

(2) 一方、南西アジアでは依然として貧困、民主化の遅延、テロ、不安定な内政等の課題を抱えており、我が国として南西アジアの民主化・民主主義の定着や平和構築の流れを支援していくことは、南西アジア地域の安定と繁栄にとり、また、南西アジア諸国が我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置するとの地政学的観点からも極めて重要である。特に、パキスタンにおけるテロ掃討作戦及び経済改革に対する支援、内戦終結後のスリランカにおける国民和解、国内避難民再定住等の問題解決に向けた働きかけ及び復興支援は喫緊の課題である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源・食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国との外交関係を強化することは、国連（安保理）改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るために極めて重要である。

（施策の有効性）

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジアでは ASEAN、日中韓に加え、豪州、NZ、インド、さらには米国等が各種地域協力を重要な役割を果たしており、また、同地域は政治体制、経済の発展段階、文化、宗教を始め多様性に富んでいる。そのため、東アジアにおける地域協力の推進にあたっては、長期的ビジョンとしての「東アジア共同体」構想の下、開放性と透明性を確保し、幅広いパートナーとの緊密な協力を確保するとともに、分野毎での機能的協力を促進していくことが有効である。また、同地域では ASEAN をハブとする地域協力が重層的に展開されており、経済連携についても ASEAN を中心として自由貿易協定 (FTA) 網の形成が進みつつある。結束した ASEAN がハブとなることが日本と ASEAN、さらには東アジア全体の安定と繁栄にとって重要であるとの考えの下、引き続き ASEAN を重要視しながら地域協力を進めていくことが、同地域における地域協力の推進にあたり有効である。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G8 首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、③必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、具体的な対応をとるよう促すとの観点から有効である。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

未来志向の日中関係を推進するには、日中「戦略的互惠関係」の構築に向けた協力、様々なレベル・分野での交流の推進の発展・強化、緊密な対話を通じた日中間に存在する諸懸案の解決が必要不可欠であり、このために、要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施、新日中友好 21 世紀委員会の実施、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流、各種招聘事業の重層的实施等を通じて、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。

日モンゴル関係のより一層の強化のためには、招聘・派遣事業や対話の枠組み（両国外務省間政策対話、両国地域情勢対話等）の継続的实施を通じた相互理解の促進や具体的目標の設定が有効である。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

東南アジア島嶼国と国際的・地域的課題への対応で連携しつつ、経済面での連携強化や地域の安定に向けた協力を実施する上で、①要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進、②各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化、③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力、を実施することが有効である。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与するためには、要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進を通じて我が国との信頼醸成を図るとともに、次官級協議等事務レベル協議を継続し、具体的施策を推進していくことや、重層的な招へい案件の実施により、対日理解を促進していくことが有効である。特に、我が国の発展にとりインドを含む新興国との関係強化や経済的活力を取り込むことが不可欠であり、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの下、多分野に亘る協力関係を進展させることが、民間経済部門を含む二国間関係強化に資するものである。また、民主化・平和構築や過激派組織掃討作戦等の不安定要因を抱える南西アジア地域の平和と繁栄を実現するために、民主化支援や復興支援、各種招へい等の多角的な支援を行うとともに、多国間協力の枠組みとして SAARC を通じた支援を継続していくことが有効である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために有効である。第 5 回太平洋・島サミットを適切にフォローアップすることは、我が国のこの地域に対するコミットメントを示すために重要であり、島嶼国の我が国に対する積極的な支持を引き出すために有効である。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

(施策の効率性)

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記の枠組みにおいて各種共同声明が発出されるなど相当な進展が見られ、またこれらの枠組みに基づく協力案件も着実に実施された。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチは、平成 20 年 8 月の日朝合意等からも明らかとなっており、北朝鮮からの具体的な行動を引き出すための効率的な手段と考えられる。

六者会合、国際連合、G 8 首脳会合等、更には関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の支持と協力を得た。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議や G 8 首脳会合等における議長声明等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する国連安保理決議及び我が国独自の対北朝鮮措置を実施したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示し、北朝鮮に対して国際社会の声に反することのコストを認識させるのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものと考えられ、効率的な手段と考えられる。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日韓関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 政治分野の対話の促進

首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話が実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも資することとなった。

(2) 人的交流の拡大

近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。「日韓交流おまつり」における交流や、「21 世紀東アジア青少年大交流計画」の下での、1400 人を超える韓国の中高生、大学生、教員等の訪日（平成 21 年）に加え、平成 21 年 10 月の日韓首脳会談では、平成 11（1999）年に設置された日韓文化交流会議の第 3 期を早期に立ち上げることで一致した。

(3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組

韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、人道的観点から、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、第二期日韓歴史共同研究が報告書を公表するなど、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなっている。

(4) 日韓間の懸案への対応

EEZ 境界画定については、平成 21 年 3 月に第 10 回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ 境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的

調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。また、日韓間には竹島をめぐる領有権の問題があるが、竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入れている。いずれにせよ、日本政府としては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力を行っていくという方針である。

(5) 経済緊密化のための各種協議等の推進

日韓経済連携協定（EPA）交渉については、平成 20（2008）年から、交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務者協議を開催してきたが、平成 21（2009）年 2 月の日韓外相会談において、実務者協議のレベルを格上げすることで一致した。この合意を受けて、7 月及び 12 月、審議官級を代表とした実務者協議が開催され、日韓 EPA の重要性についての認識が共有された。また、4 月に日韓経済局長協議が立ち上げられた（12 月に第 2 回開催）。また、10 月には、第 8 回日韓ハイレベル経済協議が開催されるなど、政府レベルでの対話・協議が活発に行われた。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

平成 21 年度は、限られた予算（平成 20 年度から 8,800 万円減）や人的投入資源を効率的に活用し、首脳、外相を含むハイレベルの意思疎通を活発に展開し、その他にも日中戦略対話（次官級）、日中安保対話（次官級）、日中人権対話（審議官級）、日中漁業共同委員会（局長級）、日中外報官協議（局長級）等、幅広い分野で事務レベル協議を実施した。さらには、民間有識者を含む重層的な交流、青少年の相互理解の促進事業、各種招聘事業等を通じて、各層・各分野における日中間の交流を積極的に図った。「戦略的互惠関係」の構築に向けたこのような対話の積み重ねを通じて、施策の目標について投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

また、日・モンゴル間においても、首脳会談や外相会談、両国外務省間政策対話、招聘・派遣事業等、様々なレベルでの意思疎通や交流を重ねた。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

本件施策の実施に当たっては、各事業における各案件一つ一つについて、必要性を適切に判断するとともに、可能な限り予算の効率的執行に努めている。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、メコン地域全 5 か国首相の訪日を含む活発な要人往来、日ベトナム経済連携協定の発効等二国間経済協議の進展、初の日本・メコン地域諸国首脳会議の開催、日メコン交流年を記念した幅広い分野での行事の実施等の具体的成果があり、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

会議への出張者の人数を限定することにより旅費を節減し、また事業を行う際の経費につき複数の見積もりをとる等、予算の効果的・効率的活用に努めた。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

限られた予算（3400 万円）や人的投入資源を効率的に活用し、関係省庁・各課や民間等と密接に協力するなど効率的に事業（要人往来、EPA 実施、条約交渉等）を行い、政治、経済、安全保障、文化の各分野で関係国と友好・協力関係を推進し、二国間関係の更なる発展につなげることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切か

つ効率的であった。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

限られた予算規模や人的資源の中、総理のインド訪問、ザルダリ・パキスタン大統領の訪日、外務大臣のパキスタン訪問、クリシュナ・印外務大臣の訪日等のハイレベルの要人往来を成功裏に実現するとともに、首脳会談7回（電話会談含む）、外相会談3回、その他表敬等5回の他、次官級等各種協議を開催した他、パキスタン・フレンズ閣僚会合及びパキスタン支援国会合等の主要外交行事を成功裏に実施できた。また、14件の招へいや JENESYS プログラムによって計107名の高校生や大学・大学院生等の招へいを実施し、重層的な招へい事業を実施することができた。以上の取組の結果、日印グローバル・パートナーシップは新たな段階に入るとともに、各国との二国間関係は維持・強化され、南西アジア地域の安定と繁栄に大きく寄与することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

電話会談を有効活用するとともに、招へい事業においてはエスコートの時間数を極力減らすなど経費削減に努めた。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（1）豪州とは、安全保障分野では、自衛隊と豪州軍の相互支援に関する国際約束の締結に向けた政府間協議を開始するなど安全保障協力が強化され、経済分野では、2回の日豪 EPA 交渉を通じ、幅広い分野で有益な議論を行ったことにより、交渉が進展した。

（2）ニュージーランドとは、キーNZ 首相訪日の際の首相会談の他、幅広い対話を実施した。また、科学技術分野では、日本・ニュージーランド科学技術協力協定の署名を行い、経済分野では、経済関係を強化するための事務レベルグループ会合を開催し、二国間関係強化のための協力の枠組み作りが進展した。

（3）太平洋島嶼国・地域とは、第5回太平洋・島サミットでは、今後3年間で500億円規模の支援を採択し、さらに要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を進化させた結果、国際場裡において我が国の立場を積極的に支援するなど対日協力姿勢の強化が見られた。

（反映の方向性）

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

各枠組みにおいて地域協力を着実に進展させ、長期的ビジョンとしての東アジア共同体構想の実現に向け、これら既存の枠組みを重層的かつ柔軟に活用させながら、開放的で透明性の高い地域協力を推進していく。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針である。六者会合の早期再開と北朝鮮の核放棄に向けて関係国と緊密に連携しつつ、同時に国連安全保障理事会決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施していく。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中「戦略的互惠関係」のさらなる具体化、充実に向け、引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかるとともに、両国間の個別の懸案を解決するべく、各種対話や交流を一層強化・拡充していく。日モンゴル間では、政府関係者の招聘や我が国有識者の派遣を通じた相互理解の促進に一層努めていく。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

今後ともメコン河流域 5 か国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、ASEAN の統合を支援し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

各国との関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力、各国との EPA に基づく各種小委員会等や EPA の円滑な実施のための協議等の二国間経済協議、平和構築を始めとする地域及び国際的課題に関する協力については、適正な予算措置及び人的体制の拡充を図っていく。

平成 22 年度においては、前年度の成果及び課題を踏まえ、バリ民主主義フォーラムのフォローアップ、外国人看護師・介護福祉士候補者実態調査費等の新規予算を計上した。

既に両国間で署名された日・シンガポール租税協定改正議定書及び日・マレーシア租税協定改正議定書については、第 174 回国会に提出した。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種政策協議、経済協力を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南西アジアの安定と繁栄に向け民主化・平和構築等の支援に向け具体的施策を継続していく。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

今後とも目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、特に第 6 回太平洋・島サミット開催に向けて我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること。

（目標の達成状況）

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を引き続き実質的に進展させ、地域の共通課題の解決に向けて貢献することができた。特に、9 月に総理が表明して以降は、「東アジア共同体」構想が多く注目を集め、東アジアにおける地域協力への取組が一段と加速した。ASEAN を含む地域協力については、平成 21 年 4 月に「アジア経済倍増へ向けた成長構想」を発表した。また、10 月には、2 年振りに ASEAN 関連首脳会議が開催された。ASEAN+3 首脳会議では食料安全保障及びバイオ・エネルギー開発に関する声明、東アジア首脳会議 (EAS) では防災に関する共同声明が採択され、ASEAN+3 の枠組みでの東アジア自由貿易圏 (EFTA) 構想、ASEAN+6 の枠組みでの東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想の両広域経済連携について政府間検討の開始を決定する等、各種具体的な協力が進展した。日中韓三か国の枠組みにお

いても、第2回日中韓サミットが10月に開催され、「日中韓協力10周年を記念する共同声明」及び「持続可能な開発に関する共同声明」を採択・発表する等、三国間協力の一層の発展が見られた。また、「東アジア共同体」構想についても、11月に総理がシンガポールでアジア政策講演を行い、構想に関する基本的な考え方と今後具体的な協力を進めるべき分野を示した。また、平成22年3月に、国際的に著名な有識者を集め、東アジア共同体をテーマとしたシンポジウムが外務省後援で開催される等、長期的ビジョンとしての同構想の実現に向け、取組を開始している。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

(1) 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、平成21年4月、北朝鮮は、我が国を含む関係各国が自制を求めたにもかかわらず、ミサイル発射を強行し、更に、5月には核実験を強行した。これらの北朝鮮の行動は、決して容認できるものではない。この核実験を受け、国連安保理では武器禁輸、貨物検査、金融面での措置などを含む決議第1874号が全会一致で採択された。我が国が、関係国と連携し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。

(2) 日朝関係については、平成20年8月の日朝実務者協議で合意された拉致問題に関する全面的な調査を開始するよう繰り返し要求しているものの、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。

(3) ①国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、②G8首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたこと、特に7月のG8ラクイラ・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられ、一定の成果があった。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

平成21年6月に李明博大統領が訪日し、また、平成21年10月には、鳩山総理大臣が訪韓して、両首脳が形式張らずに頻繁に往来する「シャトル首脳外交」を実施し、首脳・閣僚間の会談を頻繁に行い、日韓関係を更に強化していくこと、また未来志向の関係を構築していくために様々な分野で緊密に協力していくことで一致した。平成21年4月から平成22年3月の間に5回の日韓首脳会談を行った。加えて、6回の外相会談を始めとする様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話や民間レベルの交流が進展した。「シャトル首脳外交」を通じた未来志向の日韓関係の強化に向けて、着実な進展があったものと評価できる。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

中国との間では、平成21年度は7回も首脳会談を実施するなど、国際会議の場を含めて頻繁に首脳間の意思疎通を図った。両国首脳は、地域や国際社会の諸課題に取り組み、「戦略的互惠関係」の内容を一層充実、具体化していくことで一致した。各種招聘事業や青少年交流、教員交流等、幅広い層での交流事業を実施するとともに、日中歴史共同研究については、12月に最終会合を開催後、平成22年1月に報告書を発表した。新日中友好21世紀委員会については、新メンバーの下で平成22年1月に揚州において第1回会合を開催するなど、交流分野において着実な進展があった。また、日中領事協定が、平成22年1月に批准書を交換した後、同年2月に発効し、また同月、日・マカオ航空協定が署名されている。

モンゴルとの間では、平成21年7月に首脳会談、4月と12月の2度にわたり外相会談を実施した他、外務省間政策対話・地域情勢対話の開催、招聘・派遣事業の実施等、様々なレベルでの対話や交流を通じて意思疎通を図った。また、平成22年1月に日・モンゴル経済連携協定(EPA)にかかる政府間実務レベル協議を開催する等、両国間の経済関係の促進に向けて着実な進展があった。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域5か国すべての首相が訪日するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。経済協議については、日ベトナム経済連携協定が発効し、また日カンボジア投資協定の第1回合同委員会が開催された。メコン地域開発については、初の日本・メコン地域諸国首脳会議が開催され、今後の日メコン関係の方向性が形作られた。また、平成21(2009)年は日メコン交流年として、政治、経済、文化その他幅広い分野において様々な交流行事を実施し、各国との対話・交流が促進された。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

(1) ①シンガポール大統領及び首相、フィリピン大統領(「戦略的パートナーシップを育むための日比共同声明」を発表)、東ティモール大統領、マレーシア副首相、ブルネイ外務貿易大臣、インドネシア外務大臣及びフィリピン外務大臣(アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)外相会合出席)を含む多数の閣僚級要人の訪日、②鳩山総理大臣のインドネシア訪問(バリ民主主義フォーラム出席)、鳩山総理大臣及び岡田外務大臣のシンガポール訪問(アジア太平洋経済協力(APEC)関連会議出席)、岡田外務大臣のインドネシア訪問(含む西スマトラ州パダン沖地震被災地視察)を含む閣僚級要人の東南アジア島嶼部諸国訪問、③国連総会、G20、ASEAN 関連首脳会議、APEC 首脳会議、FEALAC 外相会合等の機会を利用した二国間首脳会談・外相会談の実施、④インドネシア、シンガポール及びマレーシアとの次官級協議や日・BIMP-EAGA(ビンブ・東ASEAN成長地域)高級実務者会合の開催、⑤日・ブルネイ外交関係開設25周年事業の実施、⑤種々の招へい案件の実施等により、様々なレベルでの対話・交流が促進され、質・量共に優れた具体的な成果を挙げることができた。

(2) インドネシア、フィリピン及びマレーシアとEPAの下分野別の小委員会を着実に実施し、自然人の移動、協力、ビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、日・インドネシアEPA及び日・フィリピンEPAに基づき受け入れた看護師候補者のうち、3名が国家試験に合格した(平成20年度は合格者なし)。

(3) 日・ブルネイ租税協定の発効、日・シンガポール租税協定改正議定書及び日・マレーシア租税協定改正議定書の署名等、法的枠組みの整備を通じた二国間関係の強化を実現した。

(4) 鳩山総理大臣のシンガポール訪問の機会にASEANにおける日本の情報文化発信拠点として「ジャパン・クリエイティブ・センター(JCC)」を開所させ、多くの文化交流事業を実施し、文化面でもシンガポール、ひいてはASEAN全体との関係を強化できた。

(5) 東ティモールの国づくりへの継続的な支援やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与等により、地域の平和と安定に向けた貢献ができた。特にミンダナオについては、国際コンタクト・グループ(ICG)及び再開された国際監視団(IMT)への参加、同地域への集中的な支援案件の実施(J-BIRD)等を通じ、再開された和平交渉のモメンタム促進に寄与した。また、バリ民主主義フォーラムへの参加(鳩山総理大臣がユドヨノ・インドネシア大統領と共に共同議長を務めた)等を通じ、民主主義の普及・定着に貢献した。インドネシア・西スマトラ州パダン沖地震(平成21年9月)に際しては、速やかに国際緊急援助隊(含む自衛隊部隊)を派遣し、救助・医療活動を行うとともに、緊急援助物資を供与した。更に、フィリピンでの台風被害に対する緊急支援も迅速に実施するなど、積極的に人道支援を展開した。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

平成21年には、鳩山総理のインド訪問、岡田外務大臣のパキスタン訪問、ザルダリ・パキスタン大統領、クリシュナ・インド外務大臣の訪日を始めとするハイレベルの要人往来が実現した。また、南西アジア各国との首脳会談、外相会談等の政治レベルでの対話に加え、次官級協議、局

長級対話等の各種事務レベルでの対話が実現した。特にインドとの関係では、鳩山総理の訪印の際に、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野で協力を強化する「戦略的グローバル・パートナーシップの新たな段階」と題する共同声明が発出されるとともに、平成 20 年に発出された日印間の「安全保障協力に関する共同宣言」に基づく安全保障協力を促進するための「行動計画」が策定される等、日印戦略的グローバル・パートナーシップは一層強化された。また、パキスタン支援に関し、アフガニスタンの安定化に向けたパキスタン支援に対する国際的な関心の高まりを受け、平成 21 年 4 月に東京で開催したパキスタン・フレンズ閣僚会合及びパキスタン支援国会合において、国際社会より総額 50 億ドル以上の支援を引き出すとともに、我が国が表明した 2 年間で最大 10 億ドルの支援を着実に実行に移してきた。また、ネパールの和平プロセス及び民主化定着を支援すべく国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に自衛官 6 名を引き続き派遣した。スリランカ和平においては、内戦終結に至る過程でスリランカ政府への働きかけや国際社会との累次に亘る協議を行うとともに、内戦終了後、国民和解や国内避難民再定住を進展させるべくスリランカ政府に働きかけを行ってきている。このように、我が国は南西アジア地域の平和と繁栄に向けた協力を積極的に実施した。これらの点において、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化を中心とする南西アジア地域全体の安定と繁栄という目標に向けて、当初の想定以上の大きな成果があげられた。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

（豪州との関係）ハイレベルの二国間会談（4 回の外相会談（うち 2 回は我が国外務大臣訪豪）、3 回の首脳会談（うち 1 回はラッド首相訪日）、日豪経済連携協定（EPA）交渉（2 回）及び安全保障面での対話等を通じ日豪関係の強化を推進し、12 月のラッド首相訪日時には、包括的な戦略関係を更に強化することにつき合意した。

（NZ との関係）平成 21 年 10 月、キー首相が公式実務訪問賓客として訪日し、基本的価値観を共有し、伝統的な友好国として更に二国間関係を強化することで合意した。また、外相会談では、日 NZ 科学技術協力協定の署名を行い、科学技術の分野における協力のための枠組みを一層強化していくことで合意した。事務レベルグループ会合及び日 NZ 高級事務レベル経済協議を通じ、経済面を中心に対話を推進した。

（島嶼国との関係）平成 21 年 5 月に我が国において開催した第 5 回太平洋・島サミットには、太平洋諸島フォーラムから 16 か国・地域の首脳（NZ は外相、豪州は政務次官、フィジーは在京大使。他はすべて大統領乃至首相）が参加した。（また、8 か国の国・地域からは夫人も参加した。）サミットでは、今後 3 年間で 500 億円の支援を行う「北海道アイランダーズ宣言」を採択した。その他、ハイレベルの要人往来では、トリビオン・パラオ大統領の訪日、トメイン・マーシャル大統領（当時）の訪日、ソマレ・パプアニューギニア（PNG）首相の訪日（平成 22 年 3 月、実務訪問賓客）等島嶼国首脳の来訪等を通じ島嶼国との友好協力関係の深化に努めた。こうした取組を通じ、島嶼国の自助努力に対する支援について我が国のイニシアティブを印象づけ、大洋州島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 64 回国連総会における鳩山総理大臣一般討論演説	平成 21 年 9 月 24 日	第三は、核軍縮・不拡散にむけた挑戦です。 （中略） ここで北朝鮮について触れておかなければなりません。北朝鮮による核実験とミサイル発射は、地域のみならず国際社会全体の平和と安全に対する脅威であり、断固として認められません。北朝鮮が累次の安保理決議を完全に実施すること、そして国際社会が諸決議を履行することが重要です。日本は、

			六者会合を通じて朝鮮半島の非核化を実現するために努力を続けます。日朝関係については、日朝平壤宣言に則り、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を誠意をもって清算して国交正常化を図っていきます。特に、拉致問題については、昨年に合意したとおり速やかに全面的な調査を開始する等の、北朝鮮による前向きな行動が日朝関係進展の糸口となるでありましょうし、そのような北朝鮮による前向きかつ誠意ある行動があれば、日本としても前向きに対応する用意があります。 第五は、東アジア共同体の構築という挑戦です。 今日、アジア太平洋地域に深く関わらずして日本が発展する道はありません。「開かれた地域主義」の原則に立ちながら、この地域の安全保障上のリスクを減らし、経済的なダイナミズムを共有しあうことは、わが国にとってはもちろんのこと、地域にとっても国際社会にとっても大きな利益になるでしょう。 これまで日本は、過去の誤った行動に起因する歴史的事情もあり、この地域で積極的な役割を果たすことに躊躇がありました。新しい日本は、歴史を乗り越えてアジアの国々の「架け橋」となることを望んでいます。 FTA、金融、通貨、エネルギー、環境、災害救援など——できる分野から、協力し合えるパートナー同士が一步一步、協力を積み重ねることの延長線上に、東アジア共同体が姿を現すことを期待しています。もちろん、ローマは一日にしてならず、です。ゆっくりでも着実に進めていこうではありませんか。
	第 173 回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明演説	平成 21 年 10 月 26 日	（前略） また、現在、国際社会全体が対処している最重要課題のひとつがアフガニスタン及びパキスタン支援の問題です。とりわけ、アフガニスタンは今、テロの脅威に対処しつつ、国家を再建し、社会の平和と安定を目指しています。日本としては、本当に必要とされている支援のあり方について検討の上、農業支援、元兵士に対する職業訓練、警察機能の強化等の日本の得意とする分野や方法で積極的な支援を行ってまいります。この関連では、インド洋における補給支援活動について、単純な延長は行わず、アフガニスタン支援の大きな文脈の中で、対処していく所存です。 北朝鮮をめぐる問題に関しては、拉致、核、ミサイルといった諸懸案について包括的に解決し、その上で国交正常化を図るべく、関係国とも緊密に連携しつつ対処してまいります。核問題については、累次の国連安全保障理事会決議に基づく措置を厳格に履行しつつ、六者会合を通じて非核化を実現する努力を続けます。拉致問題については、考え得るあらゆる

		方策を使い、一日も早い解決を目指します。 （中略） 先日来、私はアジア各国の首脳と率直かつ真摯な意見交換を重ねてまいりました。韓国、中国、さらには東南アジアなどの近隣諸国との関係については、多様な価値観を相互に尊重しつつ、共通する点や協力できる点を積極的に見いだしていくことで、真の信頼関係を築き、協力を進めてまいります。 アジア太平洋地域は、その長い歴史の中で、地震や水害など多くの自然災害に悩まされ続けてまいりました。最近でもスマトラ沖の地震災害において、日本の国際緊急援助隊が諸外国の先陣を切って被災地に到着し、救助や医療に貢献しました。世界最先端レベルと言われる日本の防災技術や救援・復興についての知識・経験、さらには非常に活発な防災・災害対策ボランティアのネットワークを、この地域全体に役立てることが今後、より必要とされてくると思っております。 東アジア地域は、保健衛生面でいまだに大きな課題を抱えるとともに、新型インフルエンザをはじめとした新たな感染症・疾病対策の充実が急務です。この分野でも、日本の医療技術や保健所を含めた社会システム全体の貢献など、日本が果たすべき役割は極めて重要です。 文化面での協力、交流関係の強化も重要です。東アジアは、多様な文化が入り交じりながら、しかし、歴史的にも、文化的にも、共通点が多くあります。政治経済の分野で厳しい交渉をすることがあっても、またイデオロギーや政治体制の違いはあっても、民衆間で、相互の文化への理解や共感を深め合っていくことが、どれほど各国間の信頼関係の醸成につながっているか、あらためて申すまでもありません。 今後、さらに国民の間での文化交流事業を活性化させ、特に次世代の若者が、国境を越えて教育・文化・ボランティアなどの面で交流を深めることは、東アジア地域の相互の信頼関係を深化させるためにも極めて有効なものと考えております。このため、留学生の受入れと派遣を大幅に拡充し、域内の各国言語・文化の専門家を飛躍的に増加させること、そして、日中韓で大学どうしの単位の互換制度を拡充することなどにより、三十年後の東アジアやアジア太平洋協力を支える人材の育成に、長期的な視野で取り組んでまいります。 貿易や経済連携、経済協力や環境などの分野に加えて、以上申し述べましたとおり、「人間のための経済」の一環として、「いのちと文化」の領域での協力を充実させ、他の地域に開かれた、透明性の高い協力体としての東アジア共同体構想を推進してまいりたいと考えます。
鳩山総理のアジア政策講演「アジアへの新しいコミットメント—東アジ	平成 21 年 11 月	（全文）

	「ア共同体構想の実現に向けて―」 第 174 回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	15 日 平成 22 年 1 月 29 日	(成長のフロンティアとしてのアジア) 今後の世界経済におけるわが国の活動の場として、さらに切り拓いていくべきフロンティアはアジアです。環境問題、都市化、少子高齢化など、日本と共通の深刻な課題を抱えるアジア諸国と、日本の知識や経験を共有し、ともに成長することを目指します。 アジアを単なる製品の輸出先と捉えるではありません。環境を守り、安全を担保しつつ、高度な技術やサービスをパッケージにした新たなシステム、例えば、スマートグリッドや大量輸送、高度情報通信システムを共有し、地域全体で繁栄を分かち合います。それが、この地域に新たな需要を創出し、自律的な経済成長に貢献するのです。 アジアの方々を中心に、もっと多くの外国人の皆さんに日本を訪問していただくことは、経済成長のみならず、幅広い文化交流や友好関係の土台を築くためにも重要です。日本の魅力を磨き上げ、訪日外国人を二〇二〇年までに二千五百万人、さらに三千万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。 アジア、さらには世界との交流の拠点となる空港、港湾、道路など、真に必要なインフラ整備については、厳しい財政事情を踏まえ、民間の知恵と資金も活用し、戦略的に進めてまいります。 (東アジア共同体のあり方) 昨年の所信表明演説で、私は、東アジア共同体構想を提唱いたしました。アジアにおいて、数千年にわたる文化交流の歴史を発展させ、いのちを守るための協力を深化させる、「いのちと文化」の共同体を築き上げたい。そのような思いで提案したものです。 この構想の実現のためには、様々な分野で国と国との信頼関係を積み重ねていく必要があります。断じて、一部の国だけが集まった排他的な共同体や、他の地域と対抗するための経済圏にしてはなりません。その意味で、揺るぎない日米同盟は、その重要性に変わりがないどころか、東アジア共同体の形成の前提条件として欠くことができないものです。北米や欧州との、そして域内の自由な貿易を拡大して急速な発展を遂げてきた東アジア地域です。多角的な自由貿易体制の強化が第一の利益であることを確認しつつ地域の経済協力を進める必要があります。初代常任議長を選出し、ますます統合を深化させる欧州連合とは、開かれた共同体のあり方を、ともに追求していきたいと思います。 (いのちと文化の共同体)
--	---	--	---

東アジア共同体の実現に向けての具体策として、特に強調したいのは、いのちを守るための協力、そして、文化面での交流の強化です。

地震、台風、津波などの自然災害は、アジアの人々が直面している最大の脅威のひとつです。過去の教訓を正しく伝え、次の災害に備える防災文化を日本は培ってきました。これをアジア全域に普及させるため、日本の経験や知識を活用した人材育成に力を入れてまいります。

感染症や疾病からいのちを守るためには、機敏な対応と協力が鍵となります。新型インフルエンザをはじめとする様々な情報を各国が共有し、協力しながら対応できる体制を構築していきます。また、人道支援のため米国が中心となって実施している「パシフィック・パートナーシップ」に、今年から海上自衛隊の輸送艦を派遣し、太平洋・東南アジア地域における医療支援や人材交流に貢献してまいります。

（人的交流の飛躍的充実）

昨年十二月、私はインドネシアとインドを訪問いたしました。

いずれの国でも、国民間での文化交流事業を活性化させ、特に次世代を担う若者が、国境を越えて、教育・文化、ボランティアなどの面で交流を深めることに極めて大きな期待がありました。この期待に応えるために、今後五年間で、アジア各国を中心に十万人を超える青少年を日本に招くなど、アジアにおける人的交流を大幅に拡充するとともに、域内の各国言語・文化の専門家を、相互に飛躍的に増加させることにより、東アジア共同体の中核を担える人材を育成してまいります。

APECの枠組みも、今年の議長として、充実強化に努めてまいります。経済発展を基盤として、文化・社会の面でもお互いを尊重できる関係を築いていくため、新たな成長戦略の策定に向けて積極的な議論を導きます。

（アジア太平洋地域における二国間関係）

アジア太平洋地域における信頼関係の輪を広げるため、日中間の戦略的互惠関係をより充実させてまいります。

日韓関係の、世紀をまたいだ大きな節目の今年、過去の負の歴史に目を背けることなく、これからの百年を見据え、真に未来志向の友好関係を強化してまいります。ロシアとは、北方領土問題を解決すべく取り組むとともに、アジア太平洋地域におけるパートナーとして協力を強化します。

北朝鮮の拉致、核、ミサイルといった諸問題を包括的に解決した上で、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を実現する。これは、アジア太平洋地域の平和と安定のためにも重要な課題です。具体的な行動を北朝鮮から引き出すべく、六者

		会合をはじめ関係国と一層緊密に連携してまいります。拉致問題については、新たに設置した拉致問題対策本部のもと、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くしてまいります。
	第 174 回国会における岡田外務大臣 の外交演説	平成 22 年 1 月 29 日 アジア太平洋地域における外交を積極的に推進し、この地域と一体で、共に成長し、繁栄していくことを目指します。日本が有する資金、技術、知恵を活用し、世界の成長センターであるアジアの発展を促し、その活力と需要を日本の成長につなげていきます。 基本的価値を共有する隣国である韓国とは、歴史を直視したうえで、成熟したパートナーとして未来志向の関係を強化してまいります。また、日韓経済連携協定（EPA）交渉の早期再開を目指します。 中国とは、「戦略的互惠関係」の内容を充実、具体化させるとともに、東シナ海における資源開発や食の安全などの両国間の懸案に取り組みます。国際的な地位を高める中国が、地域と国際社会においてより一層の透明性を持って、責任ある役割を果たすことを期待します。 東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国との間では、統合に向けた域内の連携強化や格差是正を積極的に支援すると同時に、ASEAN 議長国であるベトナムや、民主主義の普及など国際的な課題に積極的に取り組んでいるインドネシアなどとの二国間関係を強化してまいります。特にメコン地域とは、昨年 11 月の首脳会議の成果を着実にフォローアップし、協力関係を深化させてまいります。ミャンマーにおいて開かれた公正な選挙が実施され、民主化プロセスが進むよう、同国との対話を強化してまいります。 オーストラリアは、アジア太平洋地域の戦略的パートナーであり、安全保障や経済関係を始めとする様々な分野における関係を深化させてまいります。 インドとは、昨年末の鳩山総理の訪問の成果も踏まえ、安全保障や経済を始め幅広い分野で連携し、両国間の「戦略的グローバル・パートナーシップ」を発展させてまいります。 私たちの政権は、東アジア共同体構想という長期的なビジョンを掲げています。具体的には、貿易・投資、金融、環境、エネルギー、開発、災害救援、教育、人の交流、感染症などの分野で、開放的で透明性の高い地域協力を推進してまいります。 本年、日本はアジア太平洋経済協力会議（APEC）の議長を務めます。来年の議長である米国とも緊密に連携し、アジア太平洋地域の更なる繁栄に向け、新しい時代にふさわしい APEC を構想してまいります。 （中略）

		北朝鮮については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針です。六者会合の早期再開と北朝鮮の核放棄に向けて関係国と緊密に連携しつつ、同時に国連安全保障理事会決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施してまいります。日本が主導して採択された国連安保理決議第 1874 号において求められている貨物検査を的確に実施できるよう、政府として関連法案の早期成立を期します。 （中略） アフガニスタンとパキスタンの安定は、国際社会全体にとって最重要課題の一つであり、私も自ら現地を訪問するなど、力を入れて取り組んでまいりました。アフガニスタンについては、今後とも国際社会と連携しつつ、アフガニスタン自身の治安能力の向上、元タリバーン兵士の再統合、同国の持続的・自立的発展のための支援を柱として、おおむね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行います。同時に、カルザイ大統領の新政権に対し、ガバナンスの向上及び汚職対策を強く求めてまいります。パキスタンについては、昨年の支援国会合で約束した最大 10 億ドルの支援を迅速に実施してまいります。
--	--	--

（注）外務省における評価方式：
実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省北米局

施策名	北米地域外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 73 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅰ 地域別外交 Ⅰ－2 北米地域外交
施策の概要	我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅰ－2－1 北米諸国との政治分野での協力推進 Ⅰ－2－2 北米諸国との経済分野での協力推進 Ⅰ－2－3 米国との安全保障分野での協力推進	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅰ－2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅰ－2－1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅰ－2－2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅰ－2－3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (施策の必要性) 1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について (1) 米国について 以下にかんがみ、我が国と米国が直面する諸課題について、緊密な連携を一層強化することが必要不可欠である。 (ア) 日米同盟は、我が国外交・安全保障の基軸であり、米国は、我が国と基本的価値と戦略的利益を共有する唯一の同盟国である。 (イ) アジア太平洋地域には依然として不安定・不確実な要素が存在している。こうした中、日米安保体制を中核とした日米同盟は、日本及びアジア太平洋地域の平和と安定にとり不可欠な役割を担っている。 (2) カナダについて (ア) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。 (イ) 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。また、我が国は、国際協調を進めつつ、こうした課題に積極的に取り組んできているところ、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。 2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について (1) 米国 (ア) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟の深化のために不可欠な要素の一つである。BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）等の新興経済諸国が影響力を増している中で、日米両国が、世界をリードする先進技術等を活かしつつ、世界経済の早期回復に向けて経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。 (イ) 日米間の貿易・投資を促進することは、対日投資の拡大と、米国における日本企業の経済	

活動を一層促進させる上で不可欠である。

(ウ) 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、外務省が、総合的な外交政策の視点から、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟の深化の観点から不可欠である。

(2) カナダ

(ア) カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっている。さらに、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。

(イ) 我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきているが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、両国首脳レベルのイニシアティブにより実施された共同研究の成果である日加共同研究報告書が、平成 19 年 10 月、両国首脳に提出された。今後は、同報告書が提示する具体的な諸施策及び平成 20 年 10 月に改正された「協力の優先分野」の実施・推進に関し、次官級経済協議・貿易投資対話等を引き続き活用し、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

北朝鮮による弾道ミサイル及び核問題が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も朝鮮半島や台湾海峡をめぐる情勢など、不安定・不確実な要素が依然存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を中核とする日米同盟を深化させていくことが重要である。

(施策の有効性)

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

(ア) オバマ新政権との間でも、首脳・閣僚級の対話を通じて、経済面での日米協力は着実に進展した。例えば、11月の日米首脳会談においては、「日米クリーン・エネルギー技術協力に関するファクトシート」や「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」を発出するとともに、APECの成功とアジア太平洋における新たなビジョン作りに向けて日米間で連携していくことで一致するなど、首脳・外相レベルで二国間経済関係や地域・国際的な経済課題について協議を行い、大きな成果を得た。

(イ) 日米間の各種対話を通じて、両国間の経済関係は一層強化された。例えば、日米規制改革イニシアティブの下での対米要望のとりまとめの過程においては、民間部門から聴取した具体的な要望を米国政府へ伝達し、日本企業の利益になる形で米国における貿易・投資環境に一定の改善が見られた。

(ウ) 日米二国間における個別経済問題は、深刻な貿易摩擦を招き、政治問題化する可能性もあり得る。個別通商問題への対処は、経済問題が政治問題化することを未然に防ぎ、両国が安定的

な経済関係を推進していく上で極めて有効であった。

(2) カナダ

平成 20 年 10 月、「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改訂され、平成 21 年度までに 2 回の日加貿易投資対話が開催された。同対話は、日加間の経済分野での包括的な政府間定期協議の枠組みである日加次官級経済協議とあわせ、日加経済関係の協力推進、貿易・投資の拡大・促進に資するものとして極めて有意義であった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2) 在日米軍再編等の着実な実施、及び(3) 日米地位協定についての取組を行うことが重要である。

また、在日米軍の施設・区域を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制を中核とする日米同盟の深化につながる。

(施策の効率性)

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米・日加両国ともに、首脳会談、外相会談の実施及び電話会談の実施を通じ、両国政府間の緊密な連携が一層強化されたこと、また、様々なレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施したこと、といった点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減(経費節約のための取組)>

各招聘事業での一般競争入札、入札業者への経費削減の指導等を積極的に実施した。結果、日米・日加両国の間では例年通りに首脳・外相会談及びあらゆるレベルにおける二国間の交流事業を実施することができ、両国の緊密な連携を一層強化するに至った。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、個別通商問題の政治問題化の回避や日米・日加各種経済対話の実施を通じて、米国・カナダとの経済関係をより一層強固なものとし、日米・日加経済関係を円滑にマネージすることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減(経費節約のための取組)>

これまでの対面での交渉等により相手国担当者と構築した信頼関係に基づいて、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保に向けた一定の効果をを得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国に関し、今後、日米両国の経済情勢の変化や国際経済での新たな展開を念頭に、日米間の各種の経済対話等を活用しつつ、我が国の「新成長戦略」などを踏まえ、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下、平成 19(2007)年 10 月まで実施した日加共同研究の結果を踏まえ、更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図り、個別の協力を強化していく。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること。

(目標の達成状況)

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

(1) 米国について

首脳、外相レベルで累次の機会に米側と意見交換を実施し、また事務レベルにおいても次官による日米戦略対話を始め随時協議を実施した。平成 21 年 11 月には、オバマ大統領が初めてのアジア歴訪の最初の訪問地として日本を訪問し、二国間関係はもとより、アジア太平洋地域やグローバルな課題における日米協力を強化するとともに、平成 22 年の現行日米安全保障条約締結 50 周年に向けて、同盟深化のための協議プロセスを開始することで一致した。平成 22 年 1 月にハワイにおいて行われた日米外相会談において、両大臣は、日米間には協力して対応すべき重要な課題が他にも数多くあり、日米安保条約改定 50 周年に当たる平成 22(2010)年、これから 30 年、50 年持続可能となるよう、同盟深化のための協議プロセスを開始した。さらに平成 22 年 1 月の現行日米安保条約署名 50 周年の機会には、鳩山総理とオバマ大統領がそれぞれ談話を発出するとともに、「2+2」の共同発表を発出し、日米安保体制を中核とする日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で深化させることにつき確認した。同時に、民間有識者等様々なレベルでの対話・交流についても、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招聘した。このように、米国との緊密な連携を一層強化するという目標の達成に向けて進展があった。

(2) カナダについて

平成 21 年 5 月に外務省賓客としてキャノン外相が訪日し、日加外相会談において人道支援・災害救援活動分野における協力が確認され、二国間協力の幅を広げた。また、7 月、G8 サミットの際に日加首脳会談が行われ、続く 9 月及び 11 月にも日加首脳は短時間ながら国際社会における諸課題について意見交換を行った。また、平成 22 年 3 月には、G8 外相会合の機会に日加外相会談が行われ、国際社会の幅広い課題について共通の見解を有する日加間のさらなる協力・関係深化を確認した。さらに、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する人物を招聘した。このように、カナダとの緊密な連携を一層強化するという目標の達成に向けて進展があった。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国については、施策を実施した結果、平成 21 年度において、日米クリーン・エネルギー技術協力を始めとする二国間の協力や、アジア太平洋地域・世界経済の諸課題に向けた日米連携を一層強化することができた。また、日米間の各種経済対話を通じて、民間部門の意見を踏まえつ

つ、我が国の要望を伝達するなど緊密な対話を行った結果、米国の規制及び国内制度に一定の改善が見られる等、我が国の成長に寄与しうる具体的な進展が得られた。

カナダについては、平成 21 年 4 月のデイ・カナダ国際貿易大臣（当時）の訪日を契機とし、日加間の更なる貿易・投資の自由化等につき検討が行われた。「日加共同研究」の報告書（平成 19 年 10 月）において両国が提案した貿易投資対話の第 2 回会合を開催し、日加間の貿易・投資促進に向け分野横断的な検討を行った。さらに平成 21 年 12 月には第 23 回日加次官級経済協議を開催し、事務レベルで情報交換を行い、日加経済関係強化の方途を協議するなど、両国の経済関係の強化に向け着実な進展があった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

以下の理由にかんがみ、平成 21 年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、施策の目標達成に向けて進展があったと考える。

（１）平成 21 年 11 月の日米首脳会談において、日米同盟深化のための協議プロセスを開始し、拡大抑止、情報保全、ミサイル防衛、宇宙等、従来の協力分野のみならず、新しい課題も含む協力の強化を進めていくことで一致した。そして平成 22（2010）年 1 月の日米外相会談をもって、同協議プロセスが開始された。また、日米安保条約署名 50 周年に当たる 1 月 19 日、鳩山総理とオバマ米国大統領がそれぞれ談話を発出すると共に、日米安全保障協議委員会（「2+2」）による共同発表を発出し、日米安保体制を中核とする日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で深化させることにつき確認している。弾道ミサイル防衛（BMD）分野では、米側の協力の下、イージス艦「みょうこう」による発射試験に成功し（平成 21 年 10 月）、また日米合同演習（キーン・エッジ）を成功裏に実施するなど（平成 22 年 1 月）、日米間の防衛協力の進展があった。

（２）在日米軍の再編については、在沖縄海兵隊（第三海兵機動展開部隊）の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に必要となる資金拠出を始めとする日米双方の行動の確保等を定めた協定が国会の承認を得て発効した（平成 21 年 5 月）。普天間飛行場の代替施設に関しては、二国間の緊密な議論を継続した。

（３）日米地位協定については、岡田外務大臣が第 174 回国会における外交演説において、普天間飛行場の移設問題を解決した上で取り組んでいくことを表明した（平成 22 年 1 月 29 日）。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 173 回国会所信表明演説	平成 21 年 10 月 26 日	私は、日米二国間関係はもとより、アジア太平洋地域の平和と繁栄、さらには、地球温暖化や「核のない世界」など、グローバルな課題の克服といった面でも、日本と米国とが連携し、協力し合う、重層的な日米同盟を深化させてまいります。
	第 174 回国会施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	私とオバマ大統領は、日米安保条約改定 50 周年を機に、日米同盟を二十一世紀にふさわしい形で深化させることを表明しました。今後、これまでの日米同盟の成果や課題を率直に語り合うとともに、幅広い協力を進め、重層的な同盟関係へと深化・発展させていきたいと思います。
	第 174 回国会外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	「日米同盟は、日本外交の基軸であり、日本自身の安全の基礎であり、アジア太平洋地域の公共財として、その平和と繁栄に大きく寄

			与しています。(中略) 日米地位協定や在日米軍駐留費負担の問題についても取り組んでいきます。
--	--	--	--

(注) 外務省における評価方式：
実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省中南米局

施策名	中南米地域外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 97 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅰ 地域別外交 Ⅰ－3 中南米地域外交
施策の概要	中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅰ－3－1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 Ⅰ－3－2 南米諸国との協力及び交流強化	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅰ－3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅰ－3－1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅰ－3－2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ (施策の必要性) 1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について (1) 近年、中南米地域は年平均5%近い経済成長を達成してきた。平成20年の後半に発生した世界経済・金融危機は中南米経済に大きな影響を及ぼしたが、比較的早期に危機の影響から脱し、5.6億人超の人口、豊富な資源・エネルギーを背景に、高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されている。また、メキシコ・ブラジル等新興の地域大国は、近年、先進国首脳会議に招待されるなど、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要である。 (2) メキシコは、欧州及び米州地域の諸国とは自由貿易協定（FTA）を通じ、広範なネットワークを有する。我が国企業にとっては米州市場等へのゲートウェイとしても戦略的重要性を有する。また中南米地域の大国として、気候変動問題等国際社会の諸課題に対する関与を拡大し、発言力を高めており、メキシコとの協力関係強化は、我が国の国際場裡における影響力の増大のため戦略的重要性を有する。また、メキシコは「日墨戦略的グローバルパートナーシップ研修計画」の実績に代表されるように、従来より、我が国と中南米諸国の人的交流の中核国であり、新時代の両国関係のニーズに合わせつつ、幅広い分野での人的交流を活性化させることが、日本メキシコ間の戦略的パートナーシップ、さらに中南米諸国との協力関係を発展させる上で極めて重要である。 (3) 中米やカリブ地域は共同市場として域外との FTA/EPA 交渉を一体となって行うなど経済面での統合を進めている。また、中米地域は SICA として、カリブ地域はカリブ共同体として、域内で政策協調を進めており、国連等における投票等を通じ国際社会における一定の影響力を有するようになっている。 2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について 南米は、世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我が国と共有する地域であり、同地域の各国とは二国間及び国際場裡において伝統的に友好協力関係を構築してきており、この外交資産を維持・強化し、かつ、積極的に活かしていくことが必要である。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的補完関係にあり、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要である。さらに、南米諸国出身の在日外国人は40万人近くにのぼり、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となっている。	

(施策の有効性)

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

(1) 日メキシコ EPA は日メキシコ間の貿易・投資の実質的な拡大に繋がり、経済関係の活性化に有効である。

(2) 首脳・外相などハイレベルの交流の強化は、二国間の政治経済関係の強化と信頼関係の醸成、気候変動問題等国際的課題の対処や、国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持取り付け等に非常に有効である。また、この観点から地域ブロックとして発言力を増してきている SICA やカリブ共同体等地域国際機関との協力の強化も有効である。

(3) 有力な実務家、有識者の招聘等の人物交流及び文化交流を進めることは、我が国政策に対する相手国の理解を高め、本国の政策が親日的な基盤の上に決定されることが期待されるため、効果的である。

(4) FEALAC におけるアジア側調整国としての積極的参加、我が国における外相会合の開催及び関連するアジア・中南米の協力強化に係る取組は、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけるのに非常に効果的である。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

(1) 法的枠組みの整備や対話等を通じた経済関係強化の取組が経済関係の再活性化には不可欠である。

(2) 気候変動等の国際社会の課題に係る我が国の取組等への支持・協力を得ることが国際場裡での協力強化と同義である。

(3) ペルー移住 110 周年、ボリビア移住 110 周年等の周年事業は、両国間の交流の気運が高まる好機であり、相互理解を促進する上で極めて効果的である。

(4) 南米諸国出身の在日外国人を巡る問題への対応は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や相互理解の促進を側面から促進していく。

(5) 南米諸国が重視するメルコスール等の地域国際機関との対話・協力の強化は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や国際場裡での協力強化を側面から促進していく。

(施策の効率性)

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、中南米地域・中米・カリブ諸国との関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段が適切かつ効率的であった。

(1) 中南米諸国との関係強化に関しては、FEALAC, SICA, カリコム等の枠組みを活用し適切かつ効率的に効果の高い施策を講じた（外相会合・招聘プログラム等）。

(2) メキシコとの間では、EPA を通じて企業活動の活発化が外交関係の強化に活かせるため、効率的に関係強化が図られている。経済・交流等については、アジア太平洋経済協力（APEC）会合や、その他の国際会議の機会に首脳会議等ハイレベルの協議を行った上、公式実務訪問賓客でのカルデロン大統領の訪日を実現したことで、他の大臣及び官民ミッションの訪日も実現し、適切かつ効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。

(3) 中米・カリブ諸国等との間では、我が国の環境に係る外交政策（鳩山イニシアティブ等）について、FEALAC 外相会合等複数国の閣僚が集まる様々な会合、招へいプログラム、在外公館の所管国への出張の機会を利用し支持を求める等適切かつ効率的に国際場裡における協力案件につき意見交換の進展を図ることができた。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

マルチの会合開催の機にサブリージョナルな会議、バイ会談を同時に開催した。

テレビ会議の活用により出張経費を節減した。

地方自治体等と連携し、式典開催予算を節約した（日墨 400 周年記念式典）。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、EPA や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化に加え、ハイレベルの要人往来、各種二国間政策協議、法的枠組み構築・運用、在日外国人問題対策等において施策が進展し、成果があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

国際会議などマルチ会合開催の機に、二国間会談を同時に開催した。

テレビ会議の活用に加え、EPA 交渉、日伯社会保障協定及び日メルコスール作業部会等を同一の出張者に対応させることにより出張経費を削減した。

（反映の方向性）

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

メキシコとの関係では、平成 22（2010）年 2 月のカルデロン大統領の訪日の際に日墨首脳間で発表された両国の戦略的グローバルパートナーシップの強化を謳った共同声明の内容をフォローアップすべく、引き続きハイレベルでの緊密な対話を維持する。また、日メキシコ EPA を通じた経済関係の強化、気候変動問題等国际的課題への対処における協力関係の深化・拡大、交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米諸国等との関係では、平成 7（1995）年以来実施している政策対話の場である日・中米「対話と協力」フォーラムや日本・中米経済交流促進ワーキングチームを通じた中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための施策の検討と事業の実施、カリブ共同体諸国との関係では第 2 回日・カリコム外相会議の東京開催等を通じてより一層の関係強化に努める。また、引き続き、招聘、二国間会談の実施等、ハイレベルの交流・対話の継続に努め、二国間関係のみならず、気候変動問題等国际的な課題への対処における協力関係を発展させる。また、FEALAC においては、外相会合で提示した我が国のイニシアティブを確実に実行し、アジア・中南米協力の架け橋となることを目指す。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の再活性化の加速、国際場裡での更なる関係強化、相互理解の一層の促進を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること。

（目標の達成状況）

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

以下に詳述するように、平成 21 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて相当な進展があった。今後も更なる関係の強化、交流の促進に向け取組を拡充、改善していく。

日メキシコ関係については、2 回の首脳会合及び外相会合が実現した。特に、平成 22（2010）

年 2 月にはカルデロン大統領が訪日し、ハイレベルの関係強化が実現した。大統領訪日の際に、日墨両国が地球規模の課題に一層連携して取り組むべく、「日墨戦略的グローバルパートナーシップ行動計画」を策定し、気候変動分野等における協力が確認される等具体的な進展が見られた。さらに、日本メキシコ交流 400 周年（平成 21～22 年）の記念事業開催を通じて両国の交流が強化された。中米諸国との関係においては、FEALAC 外相会合の機会の 1 月 17 日、日・中米外相会合を開催し、その際に、我が国の中米統合機構（SICA）域外オブザーバーの正式加盟が実現した。3 月には日本・中米経済交流促進ワーキングチームの第 1 回会合を東京で開催し、対中米貿易、投資促進にあたっての課題や協力について有意義な意見交換を行った。また、中米・カリブ地域の各国との関係においては、FEALAC 外相会合及びその他の時期に二国間会合を実施し、二国間関係の強化及び国際場裡における協力関係の強化について確認された。また、気候変動分野に関して我が国のイニシアティブに対する首脳レベルでの賛意表明が得られた。多国間フォーラムにおいては、FEALAC の外相会合を平成 22 年 1 月に東京で開催し、議長国として同フォーラムにおけるリーダーシップを発揮した。特に環境分野においては、岡田外務大臣のイニシアティブを発表し、3 月には、FEALAC 加盟国のうち 9 か国から、環境ビジネスに関するハイレベル政策担当者を集めた会合を開催し、アジアと中南米の関係強化に向けたリーダーシップを発揮した。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

（1）日ペルー投資協定発効、日コロンビア投資協定交渉、日ペルー EPA 交渉、日チリ EPA 第 2 回ビジネス環境整備小委員会等の開催、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた対話の推進、ブラジルにおける高速鉄道及び南米諸国における地上デジタルテレビについて日本の技術の方式採用に向けた働きかけ等を通じ、経済関係強化に向けた取組に大きな進展が見られた。

（2）チャベス・ベネズエラ大統領、ガルシア・ペルー大統領、バスケス・ウルグアイ大統領をはじめとするハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通じ、国際場裡における協力が進んだ。

（3）平成 21 年は日本人のペルー、ボリビア移住 110 周年に当たり、常陸宮同妃両殿下ご臨席の下、両国において記念式典が開催されたほか、多くの記念事業が実施された。また同年は、ブラジルにおいてアマゾン地域への日本人移住 80 周年を迎え、同地域各地で記念式典が開催された。

（4）在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けて迅速かつ精力的に取り組んだ結果、各種作業部会において協議が進展した。特に、両国間の社会保障協定の締結について、平成 21 年 6 月の当局間協議を経て、平成 22 年 1 月に政府間交渉を行い、大きな進展が見られた。

（5）第 7 回日メルコスール高級事務レベル協議にて合意された日メルコスール第 1 回作業部会が、平成 21 年 6 月にパラグアイで開催された。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 173 回国会における所信表明演説	平成 21 年 10 月 26 日	アジア太平洋地域は、その長い歴史の中で、地震や水害など多くの自然災害に悩まされ続けてまいりました。（中略）世界最先端レベルと言われる日本の防災技術や救援・復興についての知識・経験、さらには非常に活発な防災・災害対策ボランティアのネットワークを、この地域全体に役立てることが今後、より必要とされてくると思っております。 ----- 貿易や経済連携、経済協力や環境などの分野に加えて、以上申し述べましたとおり、「人間のための経

		済」の一環として、「いのちと文化」の領域での協力を充実させ、他の地域に開かれた、透明性の高い協力体としての東アジア共同体構想を推進してまいりたいと考えます。
第 174 回国会における外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	まず冒頭、先にハイチで発生した地震において犠牲となった方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災者の方々にお見舞いを申し上げます。我が国としては、これまでに国際緊急援助隊による医療活動などの緊急支援を行っているほか、総額約 7,000 万ドルに及ぶ緊急・復興支援や国連平和維持活動（PKO）への参加意思も表明したところです。今後とも震災国としての経験と技術を活かし、ハイチの復旧・復興に積極的に貢献してまいります。 経済成長を背景に中南米で発言力を増すブラジルやメキシコ、中東や中央アジアと歴史的・地理的関係の深いトルコなど、新興経済国との連携を強化します。
第 174 回国会における施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	今回のハイチ地震のような被害の拡大を国際的な協力で最小限に食い止め、新たな感染症の大流行を可能な限り抑え込むため、いのちを守るネットワークを、アジア、そして世界全体に張り巡らせていきたいと思ひます。

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省欧州局

施策名	欧州地域外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 115 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅰ 地域別外交 Ⅰ—4 欧州地域外交
施策の概要	基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国、主要機関との総合的な関係強化及びロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を進展・強化すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅰ—4—1 欧州地域との総合的な関係強化 Ⅰ—4—2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 Ⅰ—4—3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 Ⅰ—4—4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅰ—4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅰ—4—1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅰ—4—2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅰ—4—3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅰ—4—4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ (施策の必要性) 1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について 我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、市場経済といった基本的価値と国際社会における責任を共有しており、軍縮・不拡散や気候変動等、共通の課題に直面している。このような一か国で対応することが困難な国際的課題の解決のために、欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルでの幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。 2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について P 5（国連安保理常任理事国の5か国）、G 8のメンバーである英国、フランス、G 8のメンバーであるドイツ、イタリアは、国際社会に対する大きな影響力を背景に国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開している。また、その他の EU 諸国も、EU の一員として、国際社会に一定の影響力を有している。さらに、EU 加盟国をはじめとする欧州諸国は、我が国にとって基本的価値及び国際社会における責任を広く共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄、またグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力を行うことが不可欠である。 3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について 日露関係は、平成15年1月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に沿って貿易経済分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えず、また、北方領土問題についても未だ解決に至っていない。 戦後65年が経過し、いまだ未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。	

政治と経済を車の両輪として平和条約交渉を精力的に進めると同時に、ロシアをアジア太平洋地域のパートナーとして協力関係を強化していくことが日露双方の利益に合致する。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、中東の結節点にあり、またロシア、中国、イラン、アフガニスタンなどの重要諸国と隣接するなど、東西南北の交通の要衝として地政学上大変重要な位置を占めている。また豊富なエネルギー資源を擁していることから、この地域における安定と繁栄は、我が国のみならず国際社会にとっての関心事項である。したがって、我が国としてもこの地域の民主化、市場経済化などの努力を引き続き支援することが必要である。また、地域一体としての安定と繁栄のためには、中央アジア地域内の協力を促進し、我が国の資源外交を促進するためにも、この地域各国との良好な関係は不可欠である。

(施策の有効性)

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

(1) 欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。

(2) 安全保障分野における欧州との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で高い意義を有する。

(3) 租税条約、社会保障協定及び税関相互支援協定は、日欧間の投資交流を促進し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。

(4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。

(5) 欧州青年招聘と高校生交流等を通じて欧州地域との草の根交流を実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする様々なレベルにおける対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係を進展させるためには、北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、1. 政治対話の深化、2. 平和条約交渉、3. 国際舞台での協力、4. 貿易経済分野における協力、5. 防衛・治安分野における協力、6. 文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

(1) 中央アジア・コーカサス諸国との関係を一層強化し、国際社会における問題や地球規模

の諸課題に対する連携を強化するためには、首脳レベルを含めた様々なレベルの政治対話を継続・促進するとともに、経済界とのビジネス交流、学術界との知的対話などの人的交流を活発に展開し、官民一体となった関係強化に努めることが有効である。

(2) 我が国と中央アジア地域全体との関係強化のためには、中央アジア地域協力促進が不可欠であり、その際「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われたテロ・麻薬対策、貧困削減、インフラ整備などの重点項目における地域内協力を進め、同時に同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話の実施とともにビジネス振興、知的対話、文化・人的交流等を着実に実施することが効果的である。

(施策の効率性)

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、下記「目標の達成状況」1.(1)～(4)のとおり、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進め、目標の達成に相当な進展があった。したがって、とられた手段は適切かつ効率的であったといえることができる。

<無駄削減(経費節約のための取組)>

不要不急の出張を取り止めるとともに、現地出張に代えてのテレビ会議の活用、他の用務と日程を調整した上での出張を行うことにより旅費の節約に努めた。また、欧州側に会議開催経費負担を要請することも行っている。更に、企画競争を実施することにより、同額の予算内でより質の高い事業を実施した。加えて、草の根交流については、平成21年度の招聘に係る予算が全体として削減される中において、航空賃やレセプション費用等の招聘にかかる経費の節約により、前年度と同様の人数を招聘できるよう努力した。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、また、省内の関係各課や関係団体(周年事業や要人等訪日時)との密接な協力を通じ効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められ、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

厳しい外部要因、限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で、幅広い分野での日露関係の進展を更に進めることができた。

特に、平和条約問題については、下記のとおり厳しい外部要因にもかかわらず、4回の首脳級会談、2回の外相会談実施等を含め、時宜を捉えた活発な政治対話を行った結果、両首脳は、アジア太平洋地域において新たな日露関係を切り拓く意思を確認するとともに、政治と経済を車の両輪として進めていく方針を確認するに至った。

また、領土問題解決に向けた環境整備については、限られた予算及び人的資源の中で、北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し、多くの事業を成功裡に実施した。

さらに、貿易経済分野における協力の推進に関しても、限られた人的投入資源の中で、平成21年5月のプーチン首相訪日の際に多くの成果文書を作成し、また、他省庁、地方公共団体、民間企業等の積極的な参加を得ながら種々の事業を実施し、ロシア政府への働きかけを行い、世界経済・金融危機の中であるにもかかわらず、新たな日本企業の進出を達成している。このように、多くの成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

<無駄削減(経費節約のための取組)>

(1) (社)千島歯舞諸島居住者連盟や(独)北方領土問題対策協会といった、北方領土返還

要求運動団体が主催する各種行事に当省職員が積極的に参加することで、限られた予算の中で効果的な啓発活動を行った。

(2) 事業の見直しを行い、あまり効果が上がっていないと考えられる「北方領土の日」(2月7日)の啓発事業(ポケット・ティッシュ、ボールペン、カイロの配布)をとりやめた。

(3) 渡航経路や航空会社の選定にあたり、より安価なものを選定し予算の節約に努めた。

(4) 一回のロシア出張の際に、多くの業務を併せて実施できるよう予め相手側と十分に調整を行うことにより、出張回数の削減及び旅費節減に努めた。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用するのに加え、省内関係各課、他省庁、関係機関、民間企業、有識者などとも連携しながら中央アジア・コーカサス諸国との関係強化をはかり、要人の訪日や知的対話など種々の事業を実施することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減(経費節約のための取組)＞

出張や招聘の際の航空券をできる限り安価なものを入手するよう努めた。

(反映の方向性)

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

欧州地域との政治面での対話と具体的な協力を継続し、進展させる。法的枠組みに関する条約・協定交渉を継続実施する。知的交流及び青少年招聘、高校生交流による草の根交流を見直し・改善する。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

引き続き、我が国と西欧及び中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

引き続き、政治と経済を「車の両輪」のように進めつつ、北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、ロシアをアジア太平洋地域におけるパートナーと位置付け、「日露行動計画」の着実な実施等を通じた幅広い分野での協力関係の強化を図る。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

双方向の要人往来を含めた、様々なレベルでの政治対話を引き続き実現させるとともに、様々な機会を捉えて人的交流を促進し、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係の強化を図る。また、「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける「行動計画」等を着実に実施することで、中央アジア地域との協力関係をより強固なものとする。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国、主要機関との総合的な関係強化及びロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を進展・強化すること。

(目標の達成状況)

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

(1) 日・EU 関係においては、第18回定期首脳協議で、日・EU が共同でリーダーシップを発揮し、グローバルな課題及び日・EU 関係の促進のために協力することを確認した。また、日・

EU トロイカ外相協議等様々なレベルでの政治対話に加え、将来の日・EU 関係について検討する有識者委員会を立ち上げ、幅広い分野の専門家との間で日・EU の具体的協力について議論を行ったことにより、官民双方における EU との関係強化に寄与した。

(2) 安全保障分野においては、NATO 新戦略概念に関する政策対話を強化し、アフガニスタンにおける NATO・PRT (地方復興チーム) との連携やアフガニスタン国軍の医療施設や医療に関する活動支援を実施するとともに、OSCE との共催会議の開催や外相理事会への参加、OSCE 選挙監視ミッションへの人的貢献等を通じて、NATO、OSCE との間で平和構築分野における具体的な協力を推進した。

(3) 法的枠組みに関しては、アイルランドとの社会保障協定に署名した。租税条約については、ベルギー及びルクセンブルクとの改正議定書並びにバミューダとの租税協定に署名、スイスとの改正議定書及びオランダとの租税条約に関する基本合意に達した。また、EU との刑事共助協定に署名した。更に、税関相互支援協定については、イタリアとの協定に署名、オランダとの間では協定発効のための公文を交換し、同協定を発効させた。

(4) 知的交流・草の根交流は、将来の日・EU 関係をテーマとしたシンポジウムや東アジアの安全保障に関するセミナーを欧州で開催したことに加え、118 名の欧州青少年、高校生の訪日交流を実施したことにより促進された。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

(1) 総理、外相をはじめとする活発な要人往来、国際会議の際の首脳・外相間等ハイレベルの二国間会談や事務レベルでの政務協議・経済協議、その他政府関係者・有識者等の往来により、二国間関係を強化し、気候変動、軍縮・核不拡散、世界経済・金融危機への対応といった共通の諸課題に関する我が国の立場に理解と支持を得ることができた。

(2) 欧州諸国との二国間関係強化に加えて、V4 (ヴィシェグラード4 か国：チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア)、GUAM (グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ4 か国で構成される民主化・市場経済化を進める地域機構)、BSEC (黒海経済協力機構：黒海沿岸及びその近隣諸国 12 か国で構成) といった地域的な枠組みとの対話を積極的に実施し、欧州諸国との重層的な関係構築に努めた。

(3) 日蘭通商 400 周年、オーストリア・ハンガリー・ルーマニア・ブルガリアとの間での「日本・ドナウ交流年 2009」関連事業や多様な枠組みを利用した知的交流の推進等を通じて、政・官・民・学様々なレベルでの交流が促進された。特にスイスとの間では、日・スイス間往復貿易額 99%以上の関税撤廃を 10 年以内に実現することになる関税措置や、より高い水準の知的財産権保護、投資・サービス貿易の高い水準の自由化等について定めた日・スイス経済連携協定 (EPA) が発効し、日・スイス間の経済交流促進に向けた基盤が強化された。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

4 回の首脳級会談、2 回の外相会談など政治対話を進めた他、外務省の次官間の日露戦略対話を実施する等、様々な機会・レベルを通じて精力的に交渉を行った。特に、平成 21 年 9 月の鳩山政権発足後は、両国首脳間で、アジア太平洋地域における新たな日露関係を切り拓く意思を確認し、同地域で日露がパートナーとして行動すべきことで認識が一致している。

平和条約交渉については、首脳レベルで率直な議論が重ねて行われてきている。鳩山政権発足後、ロシア側は日露関係の前進に強い意欲を示した。国連総会の際の日露首脳会談 (9 月) では、鳩山総理とメドヴェージェフ大統領がアジア太平洋地域において新たな日露関係を切り拓く意思を確認するとともに、同大統領は、領土問題を含め日露関係に新たな道筋を付けるよう努力したいとの立場を表明した。これに対し日本側は、ロシアをアジア太平洋地域におけるパートナーと位置付けるとともに、政治と経済を車の両輪として進めていく方針を明確にし

た。アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議の際の首脳会談（11 月、於：シンガポール）では、メドヴェージェフ大統領から、鳩山政権との間で領土問題を是非前進させたいと心から思っている旨の発言がなされた。 また、経済面では、世界経済・金融危機の影響もあり平成 21 年における日露間の貿易高は 121 億ドルと平成 20 年に比べ大きく減少したものの、平成 21 年 4 月には日本企業も参加したサハリン II プロジェクトにより生産された液化天然ガスの日本への輸入が開始されるなど、極東・東シベリア地域を中心とする両国間の互恵的協力に進展が見られた。平成 21 年 5 月のプーチン首相の訪日の際に、原子力の平和的利用における協力のための協定等、3 つの国際約束となる文書を始めとして、11 種類の協定・覚書等が署名された他、平成 21 年 12 月末の岡田外務大臣の訪露の際には「貿易経済に関する日露政府間委員会」の共同議長間会合を行い、同委員会の下に、新たに次官級の貿易投資分科会を立ち上げることで一致した。その後、平成 22 年 3 月に、初の次官級の貿易投資分科会が行われた。 その他、国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え、防衛・治安分野における協力や、人的・文化的交流も着実に進展した。 4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について トルクメニスタンから初めてとなる大統領の訪日やコーカサス 3 か国全ての外相訪日、またカザフスタンから国務長官兼外務大臣の訪日の実現した他、各国外務省との政策協議が着実に実施され、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が促進し、また、これらの諸国との国際場裡における協力にも一定の成果が得られている。 また、「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける第 4 回東京対話では、「中央アジアにおけるインフラ整備」をテーマに中央アジア 5 か国よりの専門家と日本の専門家との間で活発な議論が行われ、有益な提言が得られるなど、中央アジアの地域内協力にも貢献した。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 173 回国会所信表明演説（鳩山総理）	平成 21 年 10 月 26 日	日露関係については、政治と経済を車の両輪として進めつつ、最大の懸案である北方領土問題を最終的に解決して平和条約を締結すべく精力的に取り組んでまいります。また、ロシアをアジア太平洋地域におけるパートナーと位置付けて協力関係を強化してまいります。
	第 174 回国会施政方針演説（鳩山総理）	平成 22 年 1 月 29 日	多角的な自由貿易体制の強化が第一の利益であることを確認しつつ地域の経済協力を進める必要があります。初代常任議長を選出し、ますます統合を深化させる欧州連合とは、開かれた共同体のあり方を、ともに追求していきたいと思えます。
	第 174 回国会外交演説（岡田外務大臣）	平成 22 年 1 月 29 日	基本的価値を共有する欧州は、グローバルな課題への対応や、政治、経済いずれにおいても日本にとって重要なパートナーです。統合を深める欧州連合（EU）や、欧州各国との連携を深めるべく、外相間でも緊密に連携してまいります。

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省中東アフリカ局

施策名	中東地域外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 143 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅰ 地域別外交 Ⅰ－5 中東地域外交
施策の概要	中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅰ－5－1 中東地域安定化に向けた働きかけ Ⅰ－5－2 中東諸国との二国間関係の強化	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅰ－5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅰ－5－1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅰ－5－2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (施策の必要性) 1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について テロの脅威をはじめ、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとって、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する。中東和平問題、イラク及びアフガニスタンは、中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいえるべき問題であり、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。 2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について 中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与するに際し、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした政策上の要請から、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。 エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはないことから、中東・イスラム諸国との関係を中長期的視点で考える必要がある。我が国の産業育成・教育・科学技術等の面での協力に対する中東諸国の期待は高い。 (施策の有効性) 1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について (1) 中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、中東和平の実現に向け、①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②自立したパレスチナ国家を建設するための実施、③信頼醸成の三つの措置を組み合わせた取組を行うことが有効である。 (2) イラクの状況は進展しているが、政治プロセス及び、復興の進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。 (3) アフガニスタンにおいては、治安、開発、ガバナンス等の課題が山積しており、それぞれの分野において、アフガン政府及び軍事・民生支援を実施している国際社会と連携し、アフ	

ガン政府の能力強化を図っていくことが有効である。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 相互理解の促進のためには、我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要である。様々な分野での派遣・招聘事業やセミナー・フォーラムの開催は、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。

(2) 中東諸国との関係強化のためには、経済関係条約等の枠組み構築に並び、法的枠組みにとどまらない幅広い関係構築、特に先方が我が国に対して高い期待を有している教育、人造りの分野で具体的な協力を進めることが重要である。今後も要人往来や各種ミッションの派遣・受入等を通じ、協力を強化することが重要である。

(施策の効率性)

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、要人往訪の際に各種の会談や講演会を組み合わせることにより、スケジュールの合理化に努めた。また、現地において情勢に変化があった場合には、当事者に冷静な対処を呼びかける等、効率的に談話を発出した。さらに、招聘事業に際して報道関係者を招聘し、帰国後に我が国の広報に努めてもらう等の工夫を行った。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標（特に小目標）の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。ODA による支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

(3) アフガニスタンについては、厳しい治安情勢の中、支援を実施することは容易ではないが、重要性が特に高い施策に資源を投入するように努めた。具体的には、平成 21 年度当初予算において 78.45 億円を実施済みであり、また平成 21 年度第二次補正予算において①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②再統合支援、③持続的・自立的発展のための支援を柱として、約 499 億円を拠出した。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、既存の事業の見直し（具体的には下記のとおり。）の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

- ・イスラエル・パレスチナ合同青年招聘の招聘人数を 10 人から 8 人に削減
- ・日アラブ女性交流開催頻度の低減（派遣・招聘事業を同一年度内に開催していたところ、各年で派遣と招聘を交互に実施）
- ・イスラム文明世界との文明間対話セミナーを従来型事業としては平成 21 年度限りとし、また、日アラブ対話フォーラムも平成 20 年度限りとして見直し

(反映の方向性)

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。現在の両当事者の交渉の状況を注視しつつ、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける考え。また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、支援を継続する。

(2) イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施し、二国間の経済・ビジネス関係を強化していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

(3) アフガニスタンの安定と復興のため、平成 21 年 11 月に発表した対アフガニスタン支援策に基づき、支援を実施していく。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的な観点から、事業のあり方を見直す必要がある。

(2) 経済関係条約は早期の締結に努めるとともに、合同委員会等の枠組みを活用した経済関係強化の支援や人造り協力は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。

(目標の達成状況)

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 平成 22 年 2 月、アッバース・パレスチナ自治政府大統領を日本に招待し、鳩山総理から直接、イスラエル・パレスチナ間の間接交渉開始に向けた働きかけ等を行った。こうした我が国を含む国際社会の後押しもあり、同年 3 月の間接交渉開始の発表へとつながった。また、対パレスチナ支援としての「平和と繁栄の回廊」構想では、平成 21 年 9 月に周辺インフラの修復工事が着工された他、同年 10 月に農産業団地の土地造成を決定する等の進展があった。さらに、平成 22 年 3 月には、イスラエル、パレスチナ自治政府、ヨルダン、日本の 4 者で高級事務レベル会合をテルアビブにて開催し、構想の具体化に向けた 4 者の協力が重要な旨確認する等、両者の信頼醸成に貢献した。

(2) イラク政府は種々の困難に直面しながらも、我が国を始めとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治面では、平成 21 年 1 月、イラク憲法制定後初の地方議会選挙がキルクーク県及びクルディスタン地域 3 県を除くイラク 14 県で概ね平穏に実施され、また、7 月にはクルディスタン地域大統領選挙及び議会選挙が実施された。さらに、平成 22 年 3 月には、平成 15 年以降初の本格政権であるイラクの現政権（平成 18 年 5 月成立）にとって初の国政選挙が、大きな混乱もなく、60%を超える投票率のもと実施された。いずれの選挙においても、我が国は、イラクの政治プロセスを支援する観点から、国際社会と協力する形で選挙監視団を派遣した。

また、我が国は、現在、円借款や技術協力を通じてイラクの復興に取り組むとともに、経済・ビジネス関係の強化を含む幅広い二国間関係の構築を図っている。

なお、治安情勢は平成 19 年夏以降大幅に改善している。平成 21 年 1 月 1 日、米軍駐留に関する協定が発効し、これに基づき、6 月 30 日、米軍戦闘部隊がイラク都市部より撤収し、イ

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	ラク 18 県すべてで治安権限が多国籍軍からイラク側に移譲済である。 （３）平成 21 年 9 月、国連総会の機会に行われた日アフガニスタン外相会談、同年 10 月の岡田外務大臣によるアフガニスタン訪問等を通じ、アフガン政府側に対し、国造りへの真摯な取組を働きかけた。これを受け、同年 11 月、アフガニスタンに対し、早急に必要とされる約 800 億円の支援を行うとともに、これまでに約束した総額約 20 億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、平成 21 年から概ね 5 年間で、最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策を発表した。平成 21 年度当初予算で約 109 億円の支援を実施するとともに、同年度第二次補正予算に、約 499 億円のアフガニスタン関連支援経費を盛り込む等、同支援策を着実に実施に移している。また、平成 21 年 8 月に実施された大統領選挙には、我が国を含む関係国が選挙監視団を派遣した。更に、平成 21 年 5 月からは、地方への支援を強化するために、チャグチャラン地方復興チーム（PRT）に文民支援チーム 4 名を派遣している。 <u>2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について</u> （１）日本側からは中曽根外務大臣（当時）のイラン、エジプト訪問と岡田外務大臣のアフガニスタン、トルコ訪問等、また、アラブ側からはヨルダン国王、パレスチナ自治政府大統領、カタール皇太子、アラブ連盟事務総長をはじめとする多数の要人の訪日を実現できた。また、平成 21 年 12 月にアラブ各国から 13 閣僚を招いて第 1 回日アラブ経済フォーラムを開催したほか（日アラブ双方から総勢 1200 人の政府・民間企業関係者が参加した）、日イラク経済フォーラム、イスラム世界との文明間対話セミナー、日アラブ女性交流、中東若手外交官等招聘、中東有識者招聘等の交流事業を活発に行い、対外広報とともに、相互理解の深化と関係者間のネットワークの拡大を図ることができた。 （２）平成 22 年 2 月、クウェートとの租税条約に署名する等、経済関係条約交渉に進展が見られたほか、対 GCC 諸国の教育・人づくり支援についての協力も着実に実施した。		
	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 173 回国会所信表明演説	平成 21 年 10 月 26 日	また、現在、国際社会全体が対処している最重要課題のひとつがアフガニスタン及びパキスタン支援の問題です。とりわけ、アフガニスタンは今、テロの脅威に対処しつつ、国家を再建し、社会の平和と安定を目指しています。日本としては、本当に必要とされている支援のあり方について検討の上、農業支援、元兵士に対する職業訓練、警察機能の強化等の日本の得意とする分野や方法で積極的な支援を行ってまいります。この関連では、インド洋における補給支援活動について、単純な延長は行わず、アフガニスタン支援の大きな文脈の中で、対処していく所存です。 アフリカをはじめとする発展途上国で飢餓や貧困にあえぐ人々。イラクやアフガニスタンで故郷に戻れない生活を余儀なくされる難民の人々。国際的テロで犠牲になった人々。自然災害で住む家を失った人々。こうした人々のいのちを救うために、日本に何ができるのか、そして何が求められているのか。（中略）国際社会の声なき声にも耳を澄まし、国連をはじめとする国際機関や主要国と密接に連携し、困難の克服と復興を

	第 174 回国会外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	支援してまいります。 アフガニスタンとパキスタンの安定は、国際社会全体にとって最重要課題の一つであり、私も自ら現地を訪問するなど、力を入れて取り組んでまいりました。アフガニスタンについては、今後とも国際社会と連携しつつ、アフガニスタン自身の治安能力の向上、元タリバーン兵士の再統合、同国の持続的・自立的発展のための支援を柱として、おおむね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行います。同時に、カルザイ大統領の新政権に対し、ガバナンスの向上及び汚職対策を強く求めてまいります。パキスタンについては、昨年 の 支 援 国 会 合 で 約 束 し た 最 大 10 億 ド ル の 支 援 を 迅速に実施してまいります。 イランについては、主要関係国と緊密に連携し、同国の原子力開発が平和目的に限定されるよう、核問題の外交的解決に努力してまいります。中東和平については、包括的和平が早期に実現するよう、和平交渉のための国際的努力を支持し、パレスチナ支援を含めて取り組んでまいります。 世界経済危機や気候変動はアフリカの人々に大きな影響をもたらしています。貧困やエイズ、結核、マラリアなどに苦しむアフリカの人々への支援は重要です。第 4 回アフリカ開発会議（TICAD IV）の公約である「アフリカ向け ODA 倍増」の実現に向け、必要な事業を着実に進め、アフリカの開発と成長を後押しすると同時に、貿易・投資の分野での協力を拡げてまいります。
--	---------------	------------------------	--

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省アフリカ審議官組織

施策名	アフリカ地域外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 159 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標 I 地域別外交 I-6 アフリカ地域外交
施策の概要	アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること。次の具体的施策より構成される。 I-6-1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 I-6-2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策 I-6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-6-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-6-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ (施策の必要性) 1. 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について (1) アフリカにおける貧困削減や経済社会開発、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。一方、これらアフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、我が国自身の取組に加え、様々な援助主体間の一致した努力が不可欠である。我が国は主要援助国の一つとして、TICAD プロセスを通じた独自の役割を果たすと共に、アフリカ問題を取り扱う主要なフォーラムである G8 プロセスや国連等への積極的な参加及び各国との協議を通じて、国際社会の協調的取組を主導し、促進する立場にある。 (2) 約 10 億人の人口を擁するアフリカは、豊富な天然資源を背景に、近年好調な経済成長を達成するなど、潜在的成長可能性が高い地域である。平成 21 年度は、世界金融・経済危機の影響による成長の減速、MDGs の達成が益々困難となることが懸念されたが、こうした中でも、我が国がアフリカの成長を後押しし、貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。 (3) アフリカは国連加盟国の 4 分の 1 以上を占める 53 か国を擁する。我が国が、TICAD プロセスを基軸とした対アフリカ開発支援を実施し、アフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会においてより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。 2. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について (1) アフリカには国連加盟国の 4 分の 1 以上を占める 53 の国が存在しており、国際場裡においてアフリカ諸国の支持・協力を得ることは非常に重要である。しかしながら、地理的な距離もあり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。 (2) 我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくためには、我が国国民による政策への支持が不可欠である。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカへの関心をより高い水準に引き上げ、維持していくことが必要である。	

(施策の有効性)

1. 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

(1) アフリカ諸国が抱える課題及び必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国単独で山積する諸課題を解決すること及び膨大な支援ニーズを満たすことは困難であるところ、特に世界金融・経済危機の影響が依然尾を引く中、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。

(2) アフリカ開発に携わる関係者は、53 のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国及びアジア諸国、地域・国際機関等）及び NGO 等、多岐にわたっている。TICAD プロセスは、これら関係者を包含し、各関係者間で緊密に連携を図りつつ、包括的なアフリカ開発支援策を打ち出すプロセスである。

(3) アフリカの開発及び平和・安定は累次の G8 サミットや国連等で重要な議題の一つとなっている。我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G8 プロセスや国連等の多国間の枠組みを活用することが効果的である。

(4) 新興援助国が国際的な援助ルールに則らずにアフリカ支援を行うことは、上記の援助主体間の協調の効果を大きく減殺する。新興援助国と協議を重ね、これら諸国が援助の国際的枠組みに参加するよう強く働きかけていくことは、上記協調の枠組みを維持していく上で効果的である。

2. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

(1) 地理的に遠く、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招へい・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。

(2) 我が国から政治レベルの要人及び民間企業関係者等がアフリカを訪問する際には、先方において首脳・閣僚級の応対を受けることも多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。また、TICADIV フォローアップの過程で、引き続き我が国要人や民間企業関係者がアフリカ諸国を訪問することによって、アフリカにおける我が国の存在感を維持することができる。

(3) アフリカを巡る内外の状況は大きく変化しつつある一方、我が国国民がアフリカに関する正確な情報に触れる機会は乏しく、またアフリカに対する関心も相対的に低い状態にとどまっている。アフリカに対する理解・関心を高めるためには、一般国民向けのパンフレット作成や各種メディア等を通じてアフリカの現状と我が国の取組について正確な情報を積極的に広報し、様々な切り口から我が国国民の関心を広く喚起していくことが有効である。

(施策の効率性)

1. 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のとおり施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) アフリカ開発に携わる関係者は、53 のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国、地域・国際機関等）及び NGO 等、多岐にわたっている。こうした多数の関係者を包含する TICAD プロセスを通じ、効率的にアフリカ開発にかかる議論を行い、支援策を維持・強化することができた。

(2) また、TICAD フォローアップの過程におけるアフリカ側との各種調整について、定期的に在京アフリカ外交団及び共催者との協議の場を設けることにより、進捗状況や課題の共有が可能となり、アフリカの声、パートナーの声を効果的かつ効率的に反映することができた。

(3) 平成 21 年 3 月のボツワナにおける第 1 回閣僚級フォローアップ会合では、世界・金融経済危機に関するアフリカの声を集約し、4 月にロンドンで行われた G20 サミットにその意見を反映させた。また、我が国からの積極的な働きかけもあり、7 月の G8 ラクイラ・サミットでは、G

8 首脳は、首脳宣言の中で、アフリカに関する金融・経済危機が与える影響を認識しつつ、引き続きアフリカ開発への取組へのコミットメントを確認するとともに、アフリカの平和と安全のための能力強化に向けた取組の促進を強調し、MDGs 達成のために平成 22（2010）年に国際的な評価を求めることで同意した。このように、我が国は、我が国の主張を国際社会のアフリカの平和・安定、経済社会開発促進に向けた取組に反映することができた。

（４）平成 21 年 12 月、中国、韓国との間で対アフリカ政策に関する三国間政策協議の第 2 回協議を北京で行った。この第 2 回協議では、各国の支援状況の紹介が中心だった第 1 回協議から内容を深化させ、各国が抱える課題を共有し、アジア・アフリカ協力の方向性につき議論を深めた。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

アフリカ諸国等からの各種会議・式典への招待については、外交上必要性の高いものに限定して出席すると共に、出張については、事前の調整をはかり、複数国の訪問や日程の縮減に取り組んだ。我が国における会議やシンポジウム等については、共催化など運営方法の工夫や外務省施設の積極的な利用を通じて、経費節減に努めた。

2. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、各種招へいや交流事業を組み合わせる重点的にアフリカからの人物交流を行ったことにより、充実した訪日プログラムが実現でき、日本国内でのアフリカ広報、アフリカ諸国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。

また、TICADIV フォローアップの一環として行った南部アフリカ官民連携実務者スタディ・ツアー（平成 22（2010）年 1－2 月）では、訪問国の中央・地方政府の首脳との会談を複数回持つなど、我が国の積極的な姿勢をアフリカ側に示すとともに、先方の高い関心を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

我が国要人がアフリカ諸国を訪問する際には、内外の注目が高い会議や大統領就任式などの機会に合わせ、一度に複数国を訪れる等、効率的な渡航に努めている。また、例えば福山外務副大臣の第 16 回アフリカ連合（AU）閣僚執行理事会への出席（平成 22（2010）年 1 月、アジスアベバ）時には、一日弱の滞在期間中に少数国ランチの開催に加え、アフリカ 5 か国の外相と二国間会談を行った。アフリカ諸国等からの各種会議・式典への招待については、外交上必要性の高いものに限定して出席すると共に、出張については、事前の調整をはかり、複数国の訪問や日程の縮減に取り組んだ。我が国における会議やシンポジウム等については、共催化など運営方法の工夫や外務省施設の積極的な利用を通じて、経費節減に努めた。

（反映の方向性）

1. 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

TICAD フォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、その時どきのアフリカを取り巻く環境に留意しつつ、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

TICADIV 及び G 8 サミット等において表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に具体化しつつ、我が国の対アフリカ支援の方向性を今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G 8 プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を引き続き実施していく。

2. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

国民各層のアフリカに対する理解や関心を維持ないし更に増進するため、広報のタイミング、ツール等に更に意を用いた活動を実施していく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付

けられた良好な関係の維持・増進に努めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した対外広報を積極的に推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること。

（目標の達成状況）

1. 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

（１）「横浜行動計画」については、いずれの分野においても、かなりの進捗がみられた。同計画の目標の内、平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増については平成 20（2008）年、平成 21（2009）年の実績は目標の 18 億ドルにせまる平均 17 億ドルを達成、対アフリカの民間投資の倍増支援については、数値的には平成 20（2008）年末までの 5 か年平均は目標の 34 億ドルに対し 33 億ドルを達成した。

（２）G 8 プロセス（ラクイラ・サミット、APR、APF 等）を始めとする様々な国際的フォーラムに積極的に参画し、アフリカの開発や平和・安定に向けた国際社会の取組を促した。また、我が国自身も積極的な貢献を行った。さらに、G 8 各国等の主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国及び韓国との三国間政策協議を開催し、対アフリカ協力の方向性について議論した。

（３）世界的な金融・経済危機に対処するため、アフリカ向けの緊急支援を迅速に実施した。自然災害への対応や民主化プロセス促進のためのアフリカ諸国からの緊急支援ニーズに対しても迅速に対応するなど、適時・適切な支援を実施した。

2. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

（１）TICADIV フォローアップ・プロセスに加え、我が国の新設公館開設等の機会を捉え、要人往来を活発化させることができた。

（２）要人訪日に合わせたシンポジウムの開催や、日アフリカ関係に関するパンフレット作成等を通じ、活発な広報活動を展開した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 64 回国連総会における鳩山総理大臣一般討論演説	平成 21 年 9 月 24 日	日本は国際機関や NGO と連携し、途上国支援を質と量の双方で強化していきます。アフリカ開発会議（TICAD）のプロセスを継続・強化するとともに、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成と人間の安全保障の推進に向け、努力を倍加したいと考えます。
	第 174 回国会鳩山総理大臣施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	アフリカをはじめとする発展途上国で飢餓や貧困にあえぐ人々。（中略）こうした人々のいのちを救うために、日本に何ができるのか、そして何が求められているのか。（中略）国際社会の声なき声にも耳を澄まし、国連をはじめとする国際機関や主要国と密接に連携し、困難の克服と復興を支援してまいります。

(注) 外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省総合外交政策局

施策名	国際の平和と安定に対する取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 175 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ－1 国際の平和と安定に対する取組
施策の概要	国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ－1－1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 Ⅱ－1－2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 Ⅱ－1－3 国際平和協力の拡充、体制の整備 Ⅱ－1－4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 Ⅱ－1－5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 Ⅱ－1－6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅱ－1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅱ－1－1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅱ－1－2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅱ－1－3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅱ－1－4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅱ－1－5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅱ－1－6 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (施策の必要性) 1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について 我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割が問われる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、さらに外交政策に対する国民の一層の理解と信頼を得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。 2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について 依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話や民間レベル（トラック 2）の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。 我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。なかでも、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において、多発する海賊は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、政府としての対応が必要な課題である。	

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連 PKO 等の要員数も増大するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連 PKO 等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連 PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているところ、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

(2) 世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは、我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。アフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等を生かした取組を行う必要がある。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

(1) 情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層国際的な脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と、薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。

(2) テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の3点を中心に、粘り強い努力が必要である。

(3) 国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施（代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等）が必要である。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連は、設立後 65 年を経ており、その組織には現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成 17(2005)年 9 月に、開発や安

全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成 18(2006)年 3 月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。

(2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。

(3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れを積極的に進めていく必要がある。

(施策の有効性)

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策が関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること）を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国民の理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要である。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、当面の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及び P-3C 哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効であり、諸外国からも高い評価を得ている。これに加え、周辺国の海上保安能力の向上、さらには不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組が、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決のために重要な施策である。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 国際平和協力法に基づく国連 PKO 等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。

平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的は達成されている。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、アフガニスタン等において国際的な

安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のアフガニスタン情勢等にかんがみれば、補給支援特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等の施策とともに実施することは、一定の成果があった。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

(1) テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、金融活動作業部会（FATF）等の国際枠組みに積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金洗浄対策等の分野で隙のない国際体制作りに貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連13条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安保理決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組みを整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りに資する。また、FATF等による相互審査や技術協力等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不十分な国に対して積極的な対策を促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

(2) 途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育成等を実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。

(3) 麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産（送り出し）、中継、需要（受入）国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案の作成に努める。また、国連における公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。そもそも、我が国は第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては、国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成14年：521人 → 平成22年：736人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。他方で、各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮する必要もある。

(2) そのため、我が国としては、国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。

(3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（女性・障害者等）の権利の保護・促進を目的

とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うこと、個人通報制度の受入れの是非について検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要である。

（４）条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、また既に我が国に定住している１万１千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、国際貢献等の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、我が国としても国際的な難民問題に積極的に対応していく上で有効である。

（施策の効率性）

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、委託調査の実施や有識者・研究機関との会合の実施など、政策企画立案に資する施策、そして、大臣等による効果的なスピーチの実施や外交青書の作成など、外交政策の積極的な対外発信が進展した。このように投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

委託調査の委託先決定に際して企画競争や見積もり合わせを行った結果、支出見込額を下回る金額で実施できた。また、外交青書作成契約について一般競争入札を実施することにより、支出額を削減することができた。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（１）安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である ARF を活用しつつ、二国間の対話及び民間レベル（トラック２）の枠組みを重層的に用いたことにより同地域の平和と安定の確保のための信頼醸成促進という観点から進展があった。

（２）ソマリア沖海賊の多発・により早期の対策が求められたのに応え、本件を所掌する海上安全保障政策室を平成 21 年 4 月に新設し、自衛隊の派遣に必要となる諸般の調整、法案の提出や国会審議等への対応、我が国としての種々の貢献策の策定といった施策を、国際社会の他、我が国関係省庁、民間企業、有識者等とも連携しながら実施した。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

前年度予算から大幅な増額はない一方で、各種会議への参加出張人数等を極力減らすなど、人的投入資源を押さえつつ、前年以上に多くの会合等への出席し、また主催するなど、前年度以上の成果があった。また、海上安全保障政策室を新設するにあたっては、必要な人員や予算等を他局等から振り替える等、経費節約のための所要の取組を行った上で実施した。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

（１）国際平和協力に関する活動の全般については、限られた予算及び人的投入資源を効率的に活用し、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果を

あげ、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、本施策の目標を達成するために効率的な手段であり、自衛隊以外には行い得ないものである。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G8の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを一斉に揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。また、APECの枠組みで開催した「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」セミナーは、対象国から高い評価を得ているほか、実施にあたって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。加えて、「日ASEANテロ対策対話」を活用し、積極的に協議・協力し、着実に日ASEAN間のテロ対策協力の具体化を進めてきている。同対話では、日ASEAN統合基金を活用して具体的プロジェクトを動かせるなど、当該分野での地域協力を促進していく貴重な枠組みであると、ASEAN各国より高く評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでおり、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国連改革や邦人職員の増強において、それぞれ以下のような進展が見られ施策が進展した。

(1) 安保理改革

政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談の機会を捉え、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運を高めることに貢献した。

(2) 行財政改革

他の主要財政負担国との意見交換や連携を通じ、改革を推し進めた。

(3) 邦人職員の増強

「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

事業実施にあたっては、競争入札を実施する等により、経費節約に努めた。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

平成23(2011)年に予定されている人権理事会のレビューに向けた各種議論が活発化する中、我が国は人権理事会の「効果的・効率的」運営を確保するための議論を提起してきた。同様の観点から、例えば新たに創設予定の国連ジェンダー新機関に関し、その具体化に向けた協議の中で、我が国として「効果的・効率的」運営の重要性を繰り返し主張した。

さらに、人道支援の観点からは、特に難民認定申請者への支援について、近年の申請者数の急増傾向を踏まえ、保護費支給の審査に係る優先順位を設ける等、適切な支援の実施に努めた。

このように、限られた予算や人的投入資源が効果的・効率的に使用されるよう努め、投入資

源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

日 EU 人権対話をテレビ会議方式により実施することにより、職員の出張に係る経費を節減した。

（反映の方向性）

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き継続し、強化に努めていく。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化、予防外交への取組促進、及び ARF 機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話や民間レベル（トラック 2）の枠組みを通じ、安全保障分野における協力関係を進展させる。

ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し（国際機関への拠出も含む）、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

（１）平和の維持及び構築に向け、より積極的な役割を果たすべく、国連 PKO 等への更なる人的・物的貢献について検討していく。

（２）我が国の平和構築への取組を一層強化するため、引き続き平和構築人材育成事業を推進していく。

（３）補給支援特措法の失効に伴い、平成 22 年 1 月 15 日をもって補給支援活動は終了したが、引き続き、国際社会によるテロ対策の枠組みに積極的・主体的に貢献していく。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

（１）平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、人権理事会理事国として、実効性のある人権理事会の形成に向けて積極的に議論に参加する。

また、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を引き続き支援していく。「ハンセン病差別撤廃決議」に基づくガイドライン作成作業に協力するとともに、ガイドライン作成後のフォローアップ作業に尽力する。

（２）人権状況に深刻な問題がある国については、（国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、）二国間外交においても、積極的に、各

国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

（３）政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約（仮称）等の人権条約の早期締結に向けた取組を行うほか、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣に検討を行う。

（４）難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる、平成 22(2010)年度から 3 年間のパイロットケースとして実施する第三国定住による難民の受入れを然るべく実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること。

（目標の達成状況）

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

外部有識者・研究機関との連携については、その時々に応じた重要な課題に関する委託研究や研究会の実施などを通じて、外部有識者や研究機関等との積極的な連携強化と、その知見の活用が図られた。対外発信の面では、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成・発刊のほか、大臣等による政策スピーチを積極的に活用した外交政策の対外発信を一貫性をもって効果的に実施することができた。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

我が国は、第 16 回 ARF 閣僚会合を始めほぼすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

平成 21 年 3 月に海上警備行動が発令されことを受け、同月末からソマリア沖・アデン湾を航行する船舶に対する海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及び 6 月から P-3C 哨戒機による警戒監視活動等が開始され、同海域を航行する日本関係船舶の安全が向上した。また同月には、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（海賊対処法）」が成立し、7 月に施行され、船籍国等を問わずすべての船舶に対する護衛が可能となった他、海賊行為の定義・犯罪化を行う等の法整備がなされた。また、ソマリア周辺国に対する海上保安能力向上支援に関して、我が国の主導によって国際海事機関にマルチドナー基金が設立された他、本件に関する国際協力メカニズムであるソマリア沖コンタクトグループ会合の第 4 回会合の議長国として国際社会の議論を主導した等、ソマリア海賊問題解決に向けた多層的な取組を着実に実施している。これらの諸施策の結果、海洋国家として、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処する（法的枠組みの整備を含む）という小目標の達成に向けて相当な進展があったと言える。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

（１）我が国は、国際平和協力法に基づき、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）（ゴラン高原）への司令部要員及び輸送部隊の派遣、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）への軍事監視要員の派遣及び国連スーダン・ミッション（UNMIS）への司令部要員の派遣に加え、新たに国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に司令部要員及び施設部隊を派遣した。また、我が国は、医療、輸送、保管、通信等の後方支援能力を有する自衛隊の部隊を提供する用意がある旨を国連待機制度に登録した。さらに、物資協力として、スリランカの被災民を支援している国際移住機関（IOM）の活動に協力するため、テント、スリーピングマット、

ビニールシート等の物資を提供した。このように我が国は、平成 20 年度に引き続き平成 21 年度においても、国際平和協力法に基づく積極的な貢献を果たし、また、その基盤を整備・強化することができた。

(2) 外務省は、平成 19 年 9 月に立ち上げた「平和構築人材育成事業」をコースの新設等で拡充し、日本及びアジアの文民約 110 名を育成した。本事業の修了生は世界各地の平和構築の現場で活躍している。

(3) 海上自衛隊は、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事している諸外国の軍隊等の艦船に対し艦船用燃料等の洋上補給（補給支援活動）を行った。海上阻止活動の下で行われるテロリストや麻薬等の海上移動の阻止・抑止は、アフガニスタン国内のテロリストの移動並びに物資及び資金の調達を含む行動の自由を制限することに一定の効果を有するものであり、このような海上阻止活動を下支えする補給支援活動には一定の成果があった。一方、補給支援活動が一時期に比べて減少してきたことに伴い、同活動の意味合いが小さくなってきていた面もある。なお、補給支援活動はその根拠法たる補給支援特措法の失効に伴い、平成 22 年 1 月 15 日をもって終了した。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

以下に示すとおり、平成 21 年度、本件施策ではいくつかの具体的な成果があり、小目標の達成に向けて進展があった。

(1) 国連、G8、アジア欧州会合（ASEM）等の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合等への積極的な参画、多国間・二国間協議の実施や人身取引対策政府協議調査団の派遣等により、法執行の強化、テロ資金、麻薬、人身取引対策、航空保安等の分野で各国と情報交換や政策協調を行い、国際社会における実効的で隙のない協力体制の構築へ一層貢献した。

(2) 平成 21（2009）年より APEC テロ対策タスクフォース（CTTC）議長を務めており（任期 2 年間）、平成 21 年度においては 2 回の会合をリードした。また、平成 22（2010）年は APEC 議長エコノミーであることと併せ、シンガポールと共同で「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」セミナーを東京で開催した（3 月）。海上貿易保全におけるテロの脅威や脆弱性につき認識を共有するとともに、各エコノミーが対処すべき各種事項を特定した点等で成果を挙げた。

(3) (イ) 国際テロ対策の分野では、ODA を活用しつつ、資金面での援助（テロ対策等治安無償等）を行うとともに、各種テロ対策関連セミナーへの研修員の受入、専門家の派遣等によって知見・経験を共有する等のテロ対処能力向上支援を実施した。国際組織犯罪の分野では、東南アジア諸国及びアフガニスタンを中心に、腐敗対策をはじめとする国際組織犯罪関連の条約締結を促進するためのセミナーの実施、麻薬及び人身取引対策事業等を支援した。

(ロ) また、国内対策について、特に、人身取引分野では、犯罪対策閣僚会議の下で、「人身取引対策行動計画 2009」を改定するにあたって、必要な国内施策についての提案を積極的に行い、国内対策の強化に貢献した。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

我が国は、昭和 20（1945）年に設立された国際連合を 21 世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組により、平成 21（2009）年 2 月から、国連総会非公式本会議で政府間交渉が開始され、改革の実現に向け、引き続き議論が行われている。また、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成 21 年 1 月から 2 年間、加盟国中最多となる 10 回目の安保理非常任理事国の任期を務めてお

り、北朝鮮、イランの核問題、アフガニスタンなど、国際の平和と安全の維持にかかわる議論に力を発揮している。

平和構築委員会では、平成 19 年 6 月から約 1 年半務めてきた同委員会の議長職を、平成 21 (2009) 年 1 月にチリに引き継いだ後も、組織委員会メンバーとしてこれまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、対象国（ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ及び中央アフリカ共和国）における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとってきている。

邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての当初の目標（平成 21 年 1 月までの 5 年間で 10% 増（→671 名））は平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。今後は、平成 21 年 1 月から平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国际機関における邦人職員数を 15% 増加し 814 名とすることを新たな事業目標として設定した。なお、平成 21 年度の具体的な成果は以下のとおり。

（１）「国際社会協力人材バンクシステム」（外務省国際機関人事センターHP を中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム）における各種サービス利用者が増加傾向にある。

（２）国連等国际機関における邦人職員数（各年 1 月 1 日現在）が増加傾向にあり、平成 22 年には、736 人に達している。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

我が国は、人権理事会の創設（平成 18（2006）年）以来の理事国として、国連の各種人権フォーラムの議論への参加や二国間の対話等を積極的に行い、各国・地域の人権状況等の改善に向け取り組んだ。その結果、具体的には以下のような進展が見られた。

（１）多国間場裡

北朝鮮の人権状況について、拉致問題を含め各種問題を提起（例：国連総会本会議及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議案の提案及び同決議案の採択（賛成票数及び賛成・反対票差ともに前年度を上回る結果）、普遍的・定期的レビュー（UPR）北朝鮮審査への参加等）。

また、カンボジアの人権状況改善に向けた取組を推進（例：人権理事会におけるカンボジア人権状況決議案の提案及び同決議案の採択（全会一致）。）

上記に加え、分野別の取組を推進（例：国連の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金を支援。人権理事会におけるハンセン病差別撤廃決議案の提案及び同決議案の採択（全会一致）。国連ジェンダー新機関の創設に向け、効果的・効率的運営の観点から議論に貢献）。

（２）二国間関係

日中人権対話を実施。その他、ミャンマーやカンボジア等に対し、首脳・外相を含むハイレベルの二国間会談を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを実施。

（３）主要人権条約の履行

人権諸条約（女子差別撤廃条約及び人種差別撤廃条約）に係る政府報告審査への参加及び我が国政府報告（国際人権A規約政府報告等）の提出。

人権諸条約の実施に係る政策の推進（例：強制失踪条約を批准、「児童の権利条約に関するシンポジウム」の開催、障害者権利条約（仮称）の早期締結に向けた検討、個人通報制度の受入れの是非についての検討等）。

（４）人道分野（難民等への支援）

条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施。また、国際貢献等の観点から平成 22(2010)年度より新たに開始予定の第三国定住によ

	る難民受入れに向けた準備を実施。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	鳩山総理の第 64 回国連総会一般討論演説	平成 21 年 9 月 24 日	「私は国際連合がまさに「架け橋」の外交の表現の場であることを列席の皆さま方に思い起こしていただきたいと思います。 国際の平和と安全，開発，環境などの諸問題の解決にあたり，国連の果たす役割には極めて大きいものがあります。私は，国連をもっと活かしたいし，国連全体の実行性と効率性を高めたいとも思います。 日本は国連，中でも安全保障理事会において，様々な国の間の「架け橋」として，より大きな役割を果たすことができる，と私は確信しています。安全保障理事会の常任・非常任理事国の議席の拡大と日本の常任理事国入りを目指し，そのための安保理改革に関する政府間交渉に積極的に関わり組んで参ります。」
	鳩山総理によるアジア政策講演	平成 21 年 11 月 15 日	我々は海賊対策でもっと協力することができます。マラッカ海峡を含む東南アジアで実施されている域内の協力は多くの国にとってモデルとなっており，これを他の地域に拡大してはどうでしょう。また，ソマリア沖では，日・米・中・韓・豪・印・マレーシア・シンガポールなど，多くのアジア太平洋諸国が海賊対処活動に従事しています。この方面でも，我々はもっと連携できるはずです。
	鳩山総理大臣施政方針演説（第 174 回国会）	平成 22 年 1 月 29 日	差別や偏見とは無縁に，人権が守られ基礎的な教育が受けられる，そんな暮らしを，国際社会の責任として，すべての子どもたちに保障していかなければなりません。 ・アフリカをはじめとする発展途上国で飢餓や貧困にあえぐ人々。イラクやアフガニスタンで故郷に戻れない生活を余儀なくされる難民の人々。国際的テロで犠牲になった人々。自然災害で住む家を失った人々。

		こうした人々のいのちを救うために、日本に何ができるのか、そして何が求められているのか。今回のハイチ地震の惨禍に対し、わが国は、国連ハイチ安定化ミッションへの自衛隊の派遣と約七千万ドルにのぼる緊急・復興支援を表明しました。 地震、台風、津波などの自然災害は、アジアの人々が直面している最大の脅威のひとつです。過去の教訓を正しく伝え、次の災害に備える防災文化を日本は培ってきました。これをアジア全域に普及させるため、日本の経験や知識を活用した人材育成に力を入れてまいります。
第 174 回国会における岡田外務大臣の外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	日本が積極的に行動し、構想を示すこと、それによって世界の期待に応えることが求められています。 日本は国連を重視し、積極的に活用し、その実効性と効率性を高めることに貢献してまいります。そのためにも、日本の常任理事国入りを含む安全保障理事会改革の早期実現に取り組みます。 ・まず冒頭、先にハイチで発生した地震において犠牲となった方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災者の方々にお見舞いを申し上げます。我が国としては、これまでに国際緊急援助隊による医療活動などの緊急支援を行っているほか、総額約 7,000 万ドルに及ぶ緊急・復興支援や国連平和維持活動（PKO）への参加意思も表明したところです。 ・国連平和維持活動については、カンボジアや東ティモールなどでのすばらしい実績があるものの、最近の日本の貢献は十分な水準であるとは言えません。平和の維持及び構築に向け、より積極的な役割を果たすべく、冒頭述べましたハイチのミッションに加えて、更なる貢献について検討してまいります。

		アジア太平洋地域における外交を積極的に推進し、この地域と一体で、共に成長し、繁栄していくことを目指します。 基本的価値を共有する欧州は、グローバルな課題への対応や、政治・経済いずれにおいても、日本にとって重要なパートナーです。統合を深める欧州連合（EU）や、欧州各国との連携を深めるべく、外相間でも密接に連携してまいります。 アフガニスタンとパキスタンの安定は、国際社会全体にとって最重要課題の一つであり、私も自ら現地を訪問するなど、力を入れて取り組んでまいりました。アフガニスタンについては、今後とも国際社会と連携しつつ、アフガニスタン自身の治安能力の向上、元タリバーン兵士の再統合、同国の持続的・自立的発展のための支援を柱として、おおむね5年間で最大約50億ドル程度までの規模の支援を行います。 海洋国家・貿易国家である日本にとって、海上航行の安全確保は極めて重要な課題です。自衛隊による海賊対処行動やソマリア及び周辺国への支援は、日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保の観点から重要な役割を果たしており、この活動を継続してまいります。 テロリズムは我が国国民やその経済活動にとって脅威であり、その原因の一つとなっている貧困の問題や国家の再建支援に力を入れてまいります。イエメン・ソマリア・スーダンなどの平和と安定に貢献します。
--	--	--

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省軍縮不拡散・科学部

施策名	軍備管理・軍縮・不拡散への取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 217 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ－2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組
施策の概要	北朝鮮やイラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、核兵器については、核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化（2010 年 NPT 運用検討会議に向けた取組）、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っており、また、生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化等に貢献している。通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行っている。また、大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施している。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ （理由） 2010 年 NPT 運用検討会議第 3 回準備委員会での運用検討会議における議題等の手続事項の合意、国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）報告書の日豪首脳への提出、日豪両政府による「2010 年 NPT 運用検討会議に向けた実践的核軍縮・不拡散措置の新しいパッケージ」の NPT 運用検討会議への提出、NPT、CTBT、BWC、CWC、IAEA 追加議定書^{ix}等の軍縮・不拡散関連の国際的枠組みの普遍化に向けた努力、安保理決議第 1874 号、第 1887 号等の関連国連安保理決議の採択、国際輸出管理レジームにおけるリスト規制の強化、我が国によるクラスター弾に関する条約^xの締結、小型武器及び武器貿易条約（ATT）構想に係る国連総会決議の採択、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトの着実な進展等、具体的な成果があり、目標の達成に向けて進展した。 （施策の必要性） 大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、我が国の安全保障を担保する重要な施策の一つである。 唯一の戦争被爆国として、国民の悲願である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、我が国を含む国際社会の平和と安全の維持という形で、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。特に、「核兵器のない世界」に向けた国際的な機運が高まりを見せる昨今においては、時機に後れず核軍縮・不拡散の取組を積極的に推進していくべきである。また、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等の通常兵器については、現実には多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後の復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障のみならず、人道や開発等の観点から取組が必要である。	

（施策の有効性）

軍備管理・軍縮・不拡散の取組を通して我が国、更には国際社会の平和と安全を維持するためには、目標や達成手段を共有して国際社会が協調的に施策に取り組むことが重要である。

例えば、一国が軍備管理や軍縮の取組に反して軍備拡張的な防衛政策をとり、あるいは、一国が不拡散の取組に反して拡散懸念国に大量破壊兵器等やその関連物資を提供したとすれば、かかる目的は全く達成されないことが容易に推察できることから分かるように、軍備管理・軍縮・不拡散の取組は二国間ないし多国間の協調的行動があつて初めて有効となるものであり、施策に掲げる国際的な枠組みに沿った取組を行うことは、数少ない有効な手段と言える。

（施策の効率性）

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、「評価結果」に列挙したような軍縮・不拡散体制の維持・強化に資する進展が見られた。このように、投入資源量に見合った、あるいはそれを上回る成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（反映の方向性）

軍備管理・軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

大量破壊兵器、通常兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること。

（目標の達成状況）

評価の切り口：軍縮・不拡散体制の維持・強化に対する我が国の貢献

平成 21 年度は、軍縮・不拡散体制の維持・強化に関し、以下のとおり注目すべき進展があり、我が国もその実現に積極的に貢献した。

（１）核軍縮・不拡散の観点から、我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮決議案（平成 21 年度は、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」）が圧倒的多数の支持で採択されたこと、我が国が支援を行ってきた ICNND の報告書が発表され、また同報告書を参考とし、日豪両政府による「2010 年 NPT 運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び核不拡散措置の新しいパッケージ」を NPT 運用検討会議に提出したこと等、核軍縮・不拡散ないし核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を着実に進展させることができた。

（２）大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の安保理決議を誠実に履行し、輸出管理レジーム等の場で、これらの決議に加え安保理決議第 1540 号を始めとする輸出管理関連決議が着実に履行されるよう様々な取組を行うとともに、第 6 回アジア不拡散協議（ASTOP）や第 17 回アジア輸出管理セミナーを開催する等アジア地域における不拡散体制の強化に努めた。

（３）通常兵器については、16 か国に対人地雷禁止条約（オタワ条約）への加入を働きかけ、小型武器決議において隔年会合等の実施が決定された。また、クラスター弾に関する条約（オスロ条約）の採択に貢献するとともに同条約を締結したほか、他の条約未締結国に早期締結を呼びかけた。武器貿易条約（ATT）構想について国連総会決議の採択に貢献したほか、対人地雷、不発弾、小型武器関連の現場プロジェクトへの支援を着実に進めた。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	特になし。		

（注）外務省における評価方式：
実績評価方式の手法を踏まえつつ，外交政策の特性を勘案し，総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省軍縮不拡散・科学部

施策名	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力 (政策評価書[施策レベル評価版] 227 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ－3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力
施策の概要	原子力の平和的利用を適切に促進し、及び国際的な研究・開発を推進・強化し、及び科学技術分野の国際協力を推進すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ－3－1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 Ⅱ－3－2 科学技術に係る国際協力の推進	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅱ－3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－3－1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－3－2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ (施策の必要性) 1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について 国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題である。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献する必要がある。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。 2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について 科学技術基本法に基づく第3期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げているほか、平成20年5月には総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」と題した提言を行った。平成21年8月からは総合科学技術会議の下で「科学技術外交戦略タスクフォース」が開催され、多様な主体と連携し、成果を経済・社会面での国益実現につなげ、広く社会に還元するための科学技術外交の強化が提言された。さらに宇宙の分野に関しては、平成21年6月に宇宙基本計画が決定され、「宇宙外交の推進」が求められており、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。 (施策の有効性) 1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について 沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一部をなす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進する上で有効である。また、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。 2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について 国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約し、国際的に科学技術協力の成果・リスク・コストを共有することが重要である。外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。またこうした取組を通じて我が国の科学技術力が確保されるだけでなく、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高	

いものがあることから、これを我が国の外交ツール・ソフトパワーとして活用することは、我が国の国益増進にも資する。

(施策の効率性)

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、放射性物質輸送に関する関係国との意見調整、二国間原子力協定交渉の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

対面での交渉及び対話を通じて構築した相手国担当者との信頼関係に基づき、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議や、他の国際会議への出張の機会を利用して協議を実施する等により、緊密な対話を継続し、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術協力は、実際の協力案件を実施する主要機関である独立行政法人等の関係団体を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きい。このため、「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、各府省庁・団体で作業が重複しないように役割分担をするなど、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、外交面で取り組むべき側面に集中特化した。これにより、より綿密な対外調整や対処方針の策定等が可能となり、二国間協力における新たなプロジェクトの発掘等の点で施策に進展がみられた。更に、科学技術外交強化の文脈で外務省内の複数局課室にまたがる対応を要する事項についても、省内タスクフォースや個別の会合などを通じて意思疎通を緊密にはかることによって、関係課室が連携して有効な対応に努めた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

在外における複数の合同委員会を連続して開催するよう関係国と調整したり、複数の国で行われる国際会議に一回の出張で出席するなど、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

(反映の方向性)

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

我が国原子力政策を推進し、また、原子力先進国として国際的課題に貢献するための施策を引き続き実施し、推進する。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

関係府省庁、省内関係課室とも連携しつつ、引き続き、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に取り組む。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

原子力の平和的利用を適切に促進し、及び国際的な研究・開発を推進・強化し、及び科学技術分野の国際協力を推進すること。

(目標の達成状況)

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

二国間協定の締結に向けた交渉の実施・そのための国内調整の実施、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進への貢献、G8北海道洞爺湖サミットにおける我が国の提案による「原子力平和利用に関する3Sイニシアティブ」（正式名称：3S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）に立脚した原子力基盤整備に関する国際イニシアティブ）のフォローアップ等を中心に進展があった。

以下に示すとおり、本施策の小目標達成に向けた各種取組が着実に進展した。

（２）イーター（国際熱核融合実験炉）機構設立協定、ブローダー・アプローチ（より広範な取組を通じた活動）協定等の関連諸協定の下で、準ホスト国として水戸で理事会を主催するなど、活動を開始した。

(4) 宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地（ISS）計画の進展に我が国の利益を反映
すべく取組を続けた。

(5) 平成 20 年度に設置した科学技術外交ネットワーク（STDN）を通じ、本邦での関係府省・機関による連絡会や、在外の科学技術関係機関の現地連絡会を定期的に開催したほか、在外公館と本省との間で情報交換の活性化に努めるなど、本施策を推進する上での基盤・体制の一層の強化を図った。

関係する施政
方針演説等内
閣の重要政策
(主なもの)

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省経済局

施策名	国際経済に関する取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 241 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ－4 国際経済に関する取組
施策の概要	我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ－4－1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 Ⅱ－4－2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組 Ⅱ－4－3 重層的な経済関係の強化 Ⅱ－4－4 経済安全保障の強化 Ⅱ－4－5 海外の日本企業支援と対日投資の促進 Ⅱ－4－6 アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅱ－4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－4－1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－4－2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－4－3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－4－4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－4－5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－4－6 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ (施策の必要性) 1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について 我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこのような体制を維持・強化するべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。さらに、WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。 また、あわせて、我が国は、我が国の貿易の 4 割を占める東アジア諸国を中心に、EPA 締結による経済連携強化に積極的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化・円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。さらに、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。 2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について (1) 金融・経済危機や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。G8 サミットは、主要先進国の首脳の集まりとして、重要な地球規模の課題に率先して取り組んでおり、国際的な議論を主導している。また、G20 サミットは新興国を含む政策調整の場として、国際的な金融・経済問題等に対処する上で極めて重要な役割を担っている。 したがって、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するためには、我が国がこれらサミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導していくことが必要不可欠である。 (2) OECD は、国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。	

中国、インド、ブラジル、ロシアといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、また、世界的な金融・経済危機の余波が続く中、OECDの有用性を一層高めるためにも、OECDの主要な機能である国際的なルール作り、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

(イ) アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。

(ロ) 経済分野では、気候変動や感染症等のグローバルな課題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に貢献する必要がある。

(ハ) アジアにおいて欧州と価値観を共有する日本が、アジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。

(2) EU

平成13年に首脳レベルで発出された「日・EU協力のための行動計画」の10年間の期限が平成22年を以て終了するところ、今後10年の日・EU関係の強化に向けた新しいビジョンを策定する必要がある。特に、経済分野においては、日・EU間の経済連携の強化に向けた取組を推進する必要がある。また、我が国とEUは、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4. 「経済安全保障の強化」について

我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民生活の基礎を成す資源のほとんどを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。こうした中、近年の資源価格の歴史的な高騰に見られるとおり、新興国の資源需要の増大、資源ナショナリズムの昂揚、気候変動等により、資源を巡るパラダイムは移行期にある。日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及をはじめ、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を推進していくことが必要である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となっ

て種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

(4) 平成 17 年度以降、所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

6. 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

(1) APEC はアジア太平洋地域の 21 のエコノミーが参加し、世界の人口の約 4 割、GDP 及び貿易量の約 5 割を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約 7 割、APEC の域内貿易率が約 7 割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。

(2) このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年 1 回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

(施策の有効性)

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

(1) 153 の加盟国に関わる更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するドーハ・ラウンド交渉の推進は、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、我が国の経済的繁栄をさらに実現するためにも有効である。

(2) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これに積極的に関与・参画していくことは、同制度を支え、また我が国の利益を確保する上で有効である。

(3) 我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、たとえば平成 21 年度に発効したスイス及びベトナムとの EPA により、それぞれ往復貿易額の約 99%、及び約 92%の関税が 10 年以内に無税となる。また、現在交渉中の湾岸協力理事会 (GCC)、インド、豪州及びペルーとの EPA/FTA 交渉においても幅広い分野における自由化を目指している。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1) G8 サミットは、先進首脳国かつ主要ドナー国の首脳の集まりであり、その議論は様々な課題に対する国際的な議論を主導している。また、G20 サミットは主要な先進国及び新興経済国が参加する国際経済協力の「第一のフォーラム」であり、金融・経済問題を議論する極めて重要な場となっている。

このように両サミットは、国際社会全体へ多大な影響力を有しており、国際経済秩序形成に大きな役割を果たしている。したがって、我が国が両サミットにおける議論に積極的に参加し、主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で極めて有効な施策である。

(2) OECD におけるルール作り及び政策分析・提言に積極的に参加し貢献することは、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うことができる点のみならず、各分野において我が国の政策立案の参考にもなる有益な知見を共有できる点において、有効である。

また、OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対し国際水準の規則・規範への理解及び責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長の促進にもつながる。その結果、世界標準に照らし対等な競争環境を整備することは、我が国企業の利益にも資することから、有効である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して、各種専門分野別の会合において議論を深めていくことが有効である。

(2) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要があり、この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU 間での経済関係の協定の締結及び実施、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) エネルギー・鉱物資源につき、新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明になるとともに、価格が不安定性を示している状況に対しては、(イ) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(ロ) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ハ) エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が必要である。

(2) 食料安全保障に関しては、世界の食料生産・投資を増大し、途上国の食料問題を改善するための国際的対応の形成及び国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC) を通じた貢献が重要であるほか、我が国への食料安定供給に向けた国際農業投資の促進等も必要である。

(3) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効であり、また国際捕鯨委員会 (IWC) において我が国の立場に対する理解を深め、合意形成を図ることが必要である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA、仮称) につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2) 日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。官民それぞれの適切な経費負担に関するガイドラインに基づき、日本企業支援のために在外公館施設の積極的利用に努めた。さらに、一部の在外公館に設置した「日本企業支援センター」を通じて企業の相談に応ずるなど、企業のニーズへの対応を行っている。

(3) 平成 21 年末の対日直接投資残高は、19.6 兆円 (一次推計値、GDP 比約 4.1%) まで伸びた。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

(4) ウズベキスタン (9 月) 及びペルー (12 月) との間で、二国間投資協定が発効したほか、スイス (9 月) との間では、投資に関する規定を含む経済連携協定 (EPA) が発効した。また、カザフスタン、カタール、コロンビア、サウジアラビア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三国間投資協定について交渉中であり、さらに、インド、豪州及び湾岸協力理事会 (GCC) との間でも、投資に関する規定を含む EPA/FTA について交渉中である。

6. 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、更に、個別具体的な課題に対し、メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供する APEC は、地域協力の推進を実現していく上で有効である。

(施策の効率性)

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) WTO

第7回 WTO 定例閣僚会議においては例年と比べ出張者を絞り込みつつも、武正外務副大臣と各国閣僚とのバイ会談等をアレンジした。また、各種交渉への精力的な取組を通じ、我が国は WTO の交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保した。

(2) EPA

相手国との交渉を着実に進めた結果、新たな EPA が発効し、また、新たな国との交渉も開始した。

<無駄削減(経費節約のための取組)>

経費節約のため、WTO の交渉プロセス全般において、出張人数について絞り込みを行う等、極力効率的な手段をとるよう努めた。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成は二国間の交渉だけでは実現することができず、G8、G20、OECD をはじめとした多国間の枠組みによる国際秩序形成が必要である。また、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、多国間の枠組みの下で積極的に議論に参加した結果、成立した合意は、同時に多くの国に影響を与えており、これは、個別の二国間交渉を繰り返すより遙かに効率的であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減(経費節約のための取組)>

G8・G20 サミットでは、金融・経済危機後、開催され、定例化されることとなったG20 サミット関連会合への新たな追加的支出を予算内で行う一方、無駄な支出が生じないように、可能な限り安価な航空券を手配する等、日常的に経費節約のための取組を行っている。また、OECD においてより重要な案件に取り組めるよう、日本としても案件の優先順位付けに積極的に取り組んでいる。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、第9回外相会合、高級実務者会合、各種専門家会合等の協議の場において、全体会合への参加のみならず、ASEM 参加各国との二国間の会談等も活用しつつ、重層的な議論の展開とコンセンサスの形成に貢献し、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) EU

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場において、日・EU 間の懸念事項に係る交渉や対話・意見交換を行い、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善が見られた。このように、

投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

TV 会議の有効利用により、出張費の節約を推進した（EU）。

4. 「経済安全保障の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（１）エネルギー・食料については、G 8 ラクイラ・サミット、IEA 閣僚理事会、IEF 閣僚級会合、FAO 世界食料安全保障サミットをはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張を反映し、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。再生可能エネルギー分野では、IRENA 憲章への署名を実現し、その発足に向けた検討に積極的に関与した。また、国際農業投資の促進等、我が国への資源の安定供給確保のための施策の検討を進めることができた。

（２）漁業については、「南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約」を締結し、同条約に加入した。第 61 回 IWC 年次会合において、次回会合での合意形成に向けた枠組みを強化することができたほか、調査捕鯨への妨害行為に関し、関係国でしかるべき措置がとられるよう働きかけ、発表するに至った。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA、仮称）の早期実現を目指し、条文案に基づく交渉が 3 回行われ、知的財産担当官会議が中南米地域及び南西アジア地域でそれぞれ初めて開催される等の施策の進展が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「アジア太平洋経済協力（APEC）を通じた経済関係の発展」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、平成 21（2009）年 APEC 首脳会議等において、地域経済統合、成長戦略等の分野で成果を得るとともに、同年 12 月の APEC シンポジウム及び非公式高級実務者会合、平成 22（2010）年 2 月の第 1 回高級実務者会合を成功裏に開催した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的だった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

出張などに行く人数・回数を減らし、必要最小限にとどめた。

（反映の方向性）

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

ドーハ・ラウンド交渉については、今後、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、4 月のケアンズ・グループ閣僚会合、5 月の経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会、6 月のアジア太平洋経済協力（APEC）貿易担当大臣会合等の閣僚レベルでの議論の機会を見据えつつ、早期妥結を目指して引き続き精力的に取り組んでいく。また、保護主義の抑止については、G 20 ロンドン・サミット、G 8 ラクイラ・サミット、G 20 ピッツバーグ・サミット等における首脳間での合意を履行すべく、引き続き WTO における監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。

EPA 交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、東アジア自由貿易圏構想（ASEAN 及び日中韓）、東アジア包括的経済連携構想（ASEAN 及び日中韓印豪ニュージーランド）、並びにアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想といった東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、引き続き積極的な参加及び貢献を行って

いく。

また、これまでの交渉により発効した EPA につき、その着実な実施に取り組む。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際社会の優先的課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画する。具体的には、平成 21 年度に開催された G 8・G 20 サミットのフォローアップを確実に行うと共に、平成 22 年度にカナダで開催される G 8 ムスコカ・サミット及び G 20 トロント・サミット、韓国で開催される G 20 ソウル・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。また、OECD については、国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調に貢献する。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

平成 22 年 10 月にブリュッセルで開催予定の第 8 回首脳会合の成功と我が国の貢献に係る取組に重点を置きつつ、高級実務者会合や各種専門家会合等の準備プロセスへの積極的な参加、アジア欧州財団 (ASEF) との協力等を通じて、現在の国際社会で役割と責務を増大させているアジアと欧州の間の対話と協力を引き続き進展させる。

(2) EU

我が国のビジネス界から強い要望のある日・EU 経済連携協定に向けた取組を始めとして、引き続きビジネス界の提言の政策への反映に努め、日・EU 間の既存のメカニズムをより有効に活用して、規制改革、日・EU 間の貿易・投資の拡大を図る。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) 新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な資源の需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

(2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における農業投資の行動原則の策定に取り組む。

(3) マグロ漁業、捕鯨等について国際的な漁業管理に引き続き取り組む。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。

(2) 平成 21 年 12 月に策定された「新成長戦略 (基本方針)」に基づく、官民をあげてインフラ整備支援の観点も含めて、在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通、関係省庁や関係機関との連携を一層強化し、日本企業支援体制を更に充実させていく。

(3) 平成 18 年 6 月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010 年末までに対日直接投資残高を GDP 比約 5 % とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

(4) 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討していく。

6. 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

平成 22 (2010) 年は先進エコノミーによるポゴール目標の達成年であり、本年の APEC 議長として、透明性と信頼性を確保して同目標の達成評価のプロセスを進めていく。その上で、こうした土台に立ち、アジア太平洋地域の更なる発展に向けた道筋を描くべく、議論をリードしていく。

具体的には、地域経済統合の推進、成長戦略の策定、人間の安全保障の強化及び経済・技術協力の強化に向けて、11月のAPEC首脳会議において目に見える具体的な成果が得られるよう、積極的にイニシアティブを発揮していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。

(目標の達成状況)

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

自由貿易体制の強化の観点からは、WTOドーハ・ラウンド交渉について、平成21年7月のラクイラでのG8+5首脳会合や同年9月のピッツバーグでのG20首脳会合で、「2010年の交渉妥結の追求」という政治的メッセージが発出されたことを受け、同年9月のインド主催非公式閣僚会合が開催され、その後高級事務レベル会合が月1回のペースで開催されるなど、議論の進展が図られた。また、自由貿易体制を維持する観点から、保護主義の抑止について、G20ロンドン・サミット、G8ラクイラ・サミット、G20ピッツバーグ・サミットを始めとする首脳会合において、保護主義的な動きをけん制する強いメッセージが相次いで発出されるとともに、また保護主義の抑止に向け様々な取組が行われた。さらに、WTO紛争解決手続に当事国及び第三国として参加することで、貿易紛争をルールに基づいて解決し、我が国に望ましい形での貿易ルールが定着するよう努めた。

経済連携協定(EPA)については、平成21年度には、ベトナム及びスイスとの協定が発効に至り、ペルーとの間で交渉が開始されるなど、前進した。また、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、民間研究や検討作業が進められ、我が国もその検討に積極的に参加したほか、日中韓自由貿易協定(FTA)の産官学共同研究が立ち上げられるなど、進展が見られた。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1) G8サミットでは、我が国は平成20年度に我が国で開催したG8北海道洞爺湖サミットで合意した事項のフォローアップを着実にを行うと共に、平成21年度のG8ラクイラ・サミットにおける議論に積極的に参加し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。G20サミットでは、我が国は平成21年度に開催されたG20ロンドン・サミット及びG20ピッツバーグ・サミットにおいて積極的に議論に参加し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。こうした両サミットにおける貢献を通して、経済分野を含む各領域における国際秩序形成に一層の前進が見られ、目標の達成に向けて相当な進展があったと考える。

(2) 我が国は、OECDに関して、閣僚理事会や各委員会の活動に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した。また、新規加盟候補国についても、加盟審査プロセスに貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展したと考える。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) 第9回外相会合(平成21年5月、於：ハノイ)、第8回ASEM首脳会合(平成22年10月、於：ブリュッセル)の準備プロセスとしての全体高級実務者会合、開発問題等各種分野にかかる専門家会合等に参加し、世界経済金融危機や気候変動等のグローバルな課題に係る議論に建設的に関与した。また、新型インフルエンザ対策について主導力を発揮した。

(2) 我が国がASEMセミナー「学びあうアジアと欧州ー21世紀におけるアジア・欧州協力(ASEM

8 へ向けて) ー」(平成 22 年 3 月)を主催し、アジア・欧州間の経済開発を含む人的交流の重要性を確認した。

(3) 日・EU 定期首脳協議、日 EU ハイ レベル協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議が進展した。特に、第 18 回日 EU 定期首脳協議(平成 21 年 5 月)において、国際的な課題について日・EU が共同でリーダーシップを発揮していくこと、新たな日・EU 経済関係強化の方向性を打ち出すための検討を開始することで一致するなどの成果が得られた。

4. 「経済安全保障の強化」について

以下の成果を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき進展があった。

(1) エネルギー・鉱物資源価格が乱高下する中、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G8、G20 等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。再生可能エネルギーの国際的普及に貢献するため、新たに設立される国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章を署名するとともにその設立準備に積極的に関与した。「資源確保指針」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進め、我が国への資源安定供給の確保に努めた。

(2) 食料価格高騰や世界経済危機により、世界の栄養不足人口が10億人を超えたとされる状況を受け、G8 ラクイラ・サミットや国際連合食糧農業機関(FAO)が主催した世界食料安全保障サミット等の機会を通じて途上国の農業開発に関する国際的枠組みの強化に貢献した。また、我が国から海外への農業投資の促進に関する関係省庁・機関会議を主催し、平成21年8月には「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を取りまとめた。これと並行して、責任ある国際農業投資に関する原則作りを主導し、同年9月にはニューヨークで高級実務者会合を主催した。

(3) 漁業資源の保存管理措置の強化に向けた国際協力を主導し、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)における大西洋クロマグロ総漁獲可能量の対前年比約4割削減、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)における初めての太平洋クロマグロの漁獲規制等が決定された。

捕鯨問題では、第61回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合において、平成22年6月の第62回IWC年次会合における包括的合意に向けたサポート・グループ(SG)設立に貢献し、SG及び二国間の場で積極的に議論を行ってきた。また、調査捕鯨に対する妨害活動に関し、IWCのほか、首脳・外相会談等の機会において関係国に必要な措置をとるよう強く要請した。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

以下に示すとおり、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約(CTA、仮称)の早期実現に向けて平成20年6月より条文案をベースとした交渉を開始し、平成21年中には3回の関係国会合を開催した。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産権侵害問題の対策・協力の強化を行った。

日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行った。

(2) ビジネス環境の改善、人脈形成や情報提供などの面で成果があったことに加え、平成18年度に設置した日本企業支援センターの見直しを行い、タイ及びインドの大使館において同センター業務を継続すると共に、モンゴルの大使館において新規に同センター業務を開始し、企業支援体制を一層充実させた。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んだ。

(3) 平成21年末の対日直接投資残高が19.6兆円(一次推計値、GDP比約4.1%)まで伸びた。

(4) ウズベキスタン(9月)及びペルー(12月)との間で、二国間投資協定が発効したほか、

スイス（９月）との間では、投資に関する規定を含む経済連携協定（EPA）が発効した。また、カザフスタン、カタール、コロンビア、サウジアラビア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三国間投資協定について交渉中であり、さらに、インド、豪州及び湾岸協力理事会（GCC）との間でも、投資に関する規定を含む EPA について交渉中である。

6. 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

（１）シンガポールで開催された APEC 首脳会議、閣僚会議等における積極的な関与を通じ、域内の経済協力の促進に寄与した。具体的には、平成 22(2010)年の先進国・地域(エコノミー)によるボゴール目標達成評価のための作業計画について合意されたほか、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想の実現のためのあり得べき道筋の検討が実務者に指示された。また、APEC 地域における長期的かつ包括的な成長戦略の策定が必要であるとの認識が共有され、成長戦略を策定するためのプログラムを具体化させることが合意された。

（２）平成 21(2009)年 12 月には、平成 22(2010)年の APEC 議長として、日本 APEC シンポジウム及び非公式高級実務者会合を開催し、日本 APEC の主要テーマについて産官学の有識者による意見を聴取するとともに、高級実務者による議論を開始した。また、平成 22(2010)年 2 月には第 1 回高級実務者会合を開催し、2010 年日本 APEC の優先分野として、①地域経済統合の推進、②成長戦略の策定、③人間の安全保障の強化、④経済・技術協力の強化を掲げることに合意を得るとともに、これらの分野について我が国が示した議論の叩き台を基に、11 月の首脳会議における成果に向けた検討・議論が開始された。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「新成長戦略（基本方針）」	平成 21 年 12 月 30 日（閣議決定）	（３）アジア経済戦略 ・ 2010 年 APEC ホスト国として貿易・投資の自由化を積極的に推進。我が国としての FTAAP（ロードマップ）策定 ・ 官民あがての鉄道、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発
	第 174 回国会鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	多角的な自由貿易体制の強化が第一の利益であることを確認しつつ地域の経済協力を進める必要があります。 ----- 気候変動の問題については、地球環境問題とエネルギー安全保障とを一体的に解決するための技術協力や共同実証実験、研究者交流を日米で行うことを合意しています。
	第 174 回国会岡田外務大臣外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	本年、日本はアジア太平洋経済協力会議（APEC）の議長を務めます。来年の議長である米国とも緊密に連携し、アジア太平洋地域の更なる繁栄に向け、新たな時代にふさわしい A P E C を構想してまいります。

		私たちの政権は、東アジア共同体構想という長期的なビジョンを掲げています。具体的には、貿易・投資、金融、環境、エネルギー、開発、災害救援、教育、人の交流、感染症などの分野で、開放的で透明性の高い地域協力を推進してまいります。
		（各国・地域との関係の強化） 基本的価値を共有する欧州は、グローバルな課題への対応や、政治・経済いずれにおいても、日本にとって重要なパートナーです。統合を深める欧州連合（EU）や、欧州各国との連携を深めるべく、外相間でも緊密に連携してまいります。
		（世界経済） 世界経済の回復と持続的成長を確かなものとするため、他の主要経済国と連携して取り組んでまいります。
		世界経済はいまだ回復の途上にあります。保護主義の台頭を防ぎつつ、世界経済の回復と持続的成長を確かなものとするため、他の主要経済国と連携して取り組んでまいります。世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉や、インド、EU などとの EPA 交渉を政治主導で加速化します。

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省国際法局

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組 (政策評価書「施策レベル評価版」 285 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ－5 国際法の形成・発展に向けた取組
施策の概要	新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ－5－1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 Ⅱ－5－2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 Ⅱ－5－3 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅱ－5 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－5－1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－5－2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－5－3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ (施策の必要性) 1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について 今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。 2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について (1) 日朝・日中・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、我が国の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。 (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。 3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について (1) WTO ドーハ・ラウンド交渉及び FTA/EPA の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。 (2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。 (3) 社会分野については、国民生活に直結する国際的なルール作りに積極的に関与することを通じて、我が国の国民の利益や関心をルールの内容に十分に反映させることが必要である。特に多数国間条約作成交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない	

中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

(施策の有効性)

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすることが有効である。また、犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形で交渉の結実にとって不可欠である。

(2) 経済分野の多数国間条約及び社会分野の条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生ずる場合も多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

(施策の効率性)

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国際的な議論の場への積極的な参画及び我が国の抱える国際法上の課題をテーマとする各種研究会の開催を通して、上記評価結果のとおり、2つの重要な国際機関選挙における我が国候補の当選、3つの法律策定及び条約締結作業における進展等の成果を上げた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

これらの施策を実施する上で、出張時には出張者（職員及び有識者等）の等級に応じ、出張経路、航空会社等を考慮し、より安価なディスカウント航空券を購入して経費の節約に努めるなど、効率的に予算を活用した。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日露首脳会談等への対応、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の署名・国会への提出、「在沖縄海

兵隊のグアム移転に係る協定」、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の締結、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

出張等に係る旅費について、日程の調整や経路の調整、また、格安航空券の購入により、経費削減に努めた。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し（例えば、EPA/FTA の分野、その他の経済分野及び社会分野での国際約束の交渉段階、特に条文作成段階において、多くの場合に条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせた。）、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用に努めた。

（反映の方向性）

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、国際的な犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

本件施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。

（目標の達成状況）

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

以下に示すとおり、本施策の目標達成に向けた各種取組を通じ、相当な進展を得ることができた。

（１）山田中正委員の辞任を受け平成 21 年 5 月に行われた国連国際法委員会（ILC）委員補欠選挙において、村瀬信也候補（上智大学教授）が当選した。

（２）平成 21 年 6 月、国連海洋法条約との整合性を確保した海賊対処法が成立した。

（３）平成 21 年 7 月、北極評議会（AC）にオブザーバー申請を行った。

（４）平成 21 年 9 月、国連海洋法条約に基づく我が国の大陸棚延長申請について、大陸棚限界委員会日本小委員会において審査が開始された。

（５）平成 21 年 10 月、ジーザス国際海洋法裁判所（ITLOS）所長が訪日した。

（６）齋賀富美子判事の逝去等を受けて、平成 21 年 11 月に行われた国際刑事裁判所（ICC）裁判

	官補欠選挙において、尾崎久仁子候補が第1回目投票で当選し、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを維持・確保できた。 (7) 平成21年12月、ソン国際刑事裁判所(ICC)所長が訪日した。 (8) 平成22年2月、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進を目的とした低潮線保全法案が衆議院に提出された。 (9) 平成21年6月、国会において国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約(国連国家免除条約)の締結が承認された。本条約は30か国の批准等により発効する(平成22(2010)年3月現在8か国が批准)。 (10) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題に対し国際法に基づく外交政策を展開することができた。 <u>2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について</u> 以下①及び②に示すとおり、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があり、また、以下③に示すとおり、犯罪への対処や大量破壊兵器等の拡散などの不安定要因の除去に向けた国際的な協力の分野で大きな成果があった。その結果、平成21年度において、本施策の小目標達成に向けて相当な進展が見られた。 ①平成21年11月のアジア太平洋経済協力(APEC)の際の日露首脳会談において、アジア太平洋地域で日露がパートナーとして行動すべきことで両首脳が一致し、特に、領土問題について両首脳間で議論を深めることができた。 ②米国との間で、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を締結した。 ③「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」を締結し、また、「日・露刑事共助条約」、「日・EU刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」を署名し国会に提出した。 <u>3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について</u> 平成21年度においては、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で、目標の達成に向けて進展があった。 (1) 平成21年度においては、各国とのEPA(経済連携協定)締結に向けた動きに進展があり、2本の協定が発効した。また、我が国とペルー、インドその他の国・地域との間の交渉も一定の進展を見せた。 (2) EPAを含む経済分野の条約及び国民の生活に影響を与える社会分野の条約全体としても、平成21年通常国会及び平成21年臨時国会での承認(計15件)や、平成22年通常国会への提出(計9件)を円滑に進めることができた。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	海洋基本法	平成19年4月27日法律第33条	第七条 海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。 第二十七条 国は、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することその他の海洋に関する国際的な連携の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

海洋基本計画	平成 20 年 3 月 18 日 閣議決定	6 海洋に関する国際的協調 海洋における航行の自由と海洋の安全の確保、水産資源の持続可能な利用の実現等は、貿易立国であり、かつ、主要な漁業国で水産物の消費大国である我が国の海洋権益に大きく関わるのみならず、広く国際社会に課された課題である。このため、これらの課題について、国際的な要請も踏まえつつ、関係国間の連携・協力を推進するとともに、国際的な秩序の形成・発展及びその遵守の確保について先導的な役割を担うことが必要である。 1 1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (2) 海洋に関する国際的連携 海洋に関する国際的な枠組みに積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うよう努める。
第 174 回国会施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	「今後、…（日米同盟を）重層的な同盟関係へと深化・発展させていきたいと思います。」 「ロシアとは、北方領土問題を解決すべく取り組むとともに…」 「北朝鮮の拉致、核、ミサイルといった諸問題を包括的に解決した上で、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を実現する。」 「多角的な自由貿易体制の強化が第一の利益であることを確認しつつ地域の経済協力を進める必要があります。」
第 174 回国会外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	「今後とも、…日米同盟を深化させてまいります。」 「ロシアとの関係では、…北方領土問題を最終的に解決して平和条約を締結するため、精力的に取り組めます。」 「北朝鮮については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針です。」 「NPT 運用検討会議では、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用それぞれの分野において、前向きな合意を達成できるよう、リーダーシップを発揮します。」 「国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）の結果（中略）を踏まえ、COP16 において、公平かつ実効的な国際的枠組みを構築する新たな法的文書を採択するべく、米国、EU、国連などとも連携しながら、国際交渉を主導してまいります。」

			「保護主義の台頭を防ぎつつ、世界経済の回復と持続的成長を確かなものとするため、他の主要経済国と連携して取り組んでまいります。世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉や、インド、EU などとの EPA 交渉を政治主導で加速化します。」
--	--	--	---

（注）外務省における評価方式：
実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省国際情報統括官組織

施策名	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 (政策評価書「施策レベル評価版」305 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ－6 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
施策の概要	①在外公館の情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施 ②本省を含む外務省全体の情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施 ③職員のための研修等の実施 ④政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★☆☆☆ (理由) (1) 省内政策部門との意見交換等を通じた省内の関心の高い情報の把握，重点的に実施する情報収集のテーマの在外公館への伝達・指示，在外公館職員による任国内外への出張，新たな情報源の開拓等により，的確な情報収集に向けて想定された成果があった。 (2) 外部有識者等の知見の一層の活用，職員のための研修，諸外国との協力，情報コミュニティ省庁との情報共有の強化等により，情勢分析ペーパーの質の向上を図ることができた。 (3) 政策部門に対する，時宜を得た報告の実施により，外交・安全保障を中心とする政策の立案・実施への寄与を増大させることができた。 (施策の必要性) (1) 複雑かつ流動的な国際情勢の中で，我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための戦略的な外交を展開するためには，外交・安全保障政策の決定者が正確かつ時宜を得た国際情勢に関する情報を把握することが不可欠である。 (2) そのためには，情報の収集，分析，政策決定ラインへの提供という一連の業務を実施する体制を整備・強化し，効率的に運用することにより，外交・安全保障政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが必要である。 (施策の有効性) (1) 的確な情報収集のためには，在外公館に対し収集すべき情報に関する本省側の関心事項・問題意識を的確に伝えとともに，在外公館職員の任国内外への出張等により情報収集活動を活発化させ，さらに，新たな情報源及び情報収集手法の開拓，衛星画像の活用，各情報源に対する評価の実施などにより，情報収集能力を強化することが必要である。また，外部有識者等の知見の一層の活用，情報コミュニティ省庁間の情報共有の強化，諸外国との協力強化等により，情報分析能力を強化することが有効である。更に，職員に対し高度情報保全や分析分野での合同研修・人事交流等の実施を通じて専門性の向上を図ることが有効である。 (2) また，情報及び分析結果を政策決定ラインに適時に提供するためには，外務大臣等の政府幹部への報告の実施が有効である。	

	(施策の効率性) 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、流動的かつ多岐に渡る国際情勢に関する情報の収集と分析を行い、官邸や大臣をはじめとする省内幹部に対する適時適切な情報提供を行い施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。 ＜無駄削減（経費節約のための取組）＞ 職員のための研修を一部見直した他、出張等においては格安航空運賃を積極的に利用し経費の削減を行った（22年度予算にも反映済み）。また、これまで随意契約で行ってきた業務を競争性のある契約に移行した。 (反映の方向性) 的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の時宜を得た提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 (施策の目標) 情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること (目標の達成状況) <u>評価の切り口1：情報収集及び情報分析能力の強化</u> 情報収集能力については、今後注目すべき情報収集の重点事項を提示することにより、外務大臣をはじめ、省内政策部門及び在外公館と情報関心を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制の強化を行った。また、特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、在外公館の情報収集活動の指針を明確にした。さらに、在外公館においては、在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。 情報分析能力については、分析に関する国内外の専門家との意見交換（含む訪日招聘）機会の増大、情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。また、専門分析員採用による外部の知見の活用等の措置を講じた。 <u>評価の切り口2：外交政策の立案・実施への寄与の拡大</u> 総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のあ		
	的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の時宜を得た提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 (施策の目標) 情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること (目標の達成状況) <u>評価の切り口1：情報収集及び情報分析能力の強化</u> 情報収集能力については、今後注目すべき情報収集の重点事項を提示することにより、外務大臣をはじめ、省内政策部門及び在外公館と情報関心を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制の強化を行った。また、特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、在外公館の情報収集活動の指針を明確にした。さらに、在外公館においては、在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。 情報分析能力については、分析に関する国内外の専門家との意見交換（含む訪日招聘）機会の増大、情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。また、専門分析員採用による外部の知見の活用等の措置を講じた。 <u>評価の切り口2：外交政策の立案・実施への寄与の拡大</u> 総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のあ		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	特になし		

（注）外務省における評価方式：
 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省広報文化交流部

施策名	海外広報，文化交流 (政策評価書[施策レベル評価版] 311 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策 Ⅲ－１ 海外広報，文化交流
施策の概要	海外向け広報の実施，国際文化交流事業を展開・促進，及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により，諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り，日本外交を展開する上での環境を整備すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅲ－１－１ 海外広報 Ⅲ－１－２ 国際文化交流の促進 Ⅲ－１－３ 文化の分野における国際協力	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅲ－１ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅲ－１－１ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅲ－１－２ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅲ－１－３ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ (施策の必要性) 1. 「海外広報」について 近年，国際社会においては，インターネットやマス・メディアの発達，各国における民主制度の進展等を背景に，外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中，我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し，正確で時宜を得た発信を行い，諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは，我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり，我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。 2. 「国際文化交流の促進」について インターネットやマス・メディアの発達，各国における民主制度の進展等を背景に，世界各国で国民の外交政策に及ぼす影響力が高まっている。このような中，国際社会において対日理解を促進し，親日感を醸成していくためには，日本文化の紹介や日本語の普及等の国際文化交流を展開し，日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要となっている。 また，諸外国の国民が，特に「今」の日本の姿を理解するためには，従来より取り上げている伝統文化に加え，近年世界的に広く受け入れられている我が国のポップカルチャーを活用した施策を行う必要がある。 3. 「文化の分野における国際協力」について インターネットやマスメディアの発達，各国における民主制度の進展等を背景に，世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中，国際社会において対日理解を促進し，親日感を醸成するためには，開発途上国の文化の保全及び発展を支援する文化協力を通じて，我が国の良いイメージを形成する必要がある。 また，人類共通の貴重な財産たる世界遺産や無形文化遺産は，一度失われれば回復することは難しい。危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために，我が国の高い技術力や豊富なノウハウをもって協力を行うことは，必要性のみならず緊急性も高い。 (施策の有効性) 1. 「海外広報」について	

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るためには、文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成するとともに、日本語や日本研究の普及を通じて我が国をより深く理解する機会を提供することも極めて有効である。

3. 「文化の分野における国際協力」について

二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ、文化の分野で国際貢献を行うことは、人類共通の貴重な遺産の保護や新たな文化の発展につながり、協力の対象となった国の国民心情にも直接訴えかけ、かつ効果が長期に亘り持続することから有効性が高い。さらに、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすことともなり、世界各国において親日感を醸成する観点からも極めて有効である。

人的資源開発日本信託基金事業は、我が国、ユネスコ及び裨益国政府の協力により裨益国の人材育成・能力開発事業を実施するところ、裨益国の発展に貢献するのみならず、我が国と裨益国との関係強化にも役立っている。

（施策の効率性）

1. 「海外広報」について

海外広報予算は前年度に比較して 15%以上削減される等、投入資源が大幅に減少したこともあり、在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、講師派遣事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間の確保を図る等、支出の一層の効率化に努めている。実際、在外公館の働きかけによってジャパン・ビデオ・トピックスを放映する外国のテレビ局数は 10 以上増加する等、投入資源量の減少にも拘わらず諸外国における対日理解の促進及び親日感の醸成に関し一定の成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

行政刷新会議による事業仕分けの評決を待つまでもなく、海外広報予算は最近 5 年間で約 50%削減されていることもあり、これまでも情報発信誌の言語数の削減（14 言語から 7 言語）、広報媒体の種類削減、調達における企画競争方式の導入等、より少ない予算の下でも可能な限り高い広報効果を確保できるよう効率的な事業の実施に努めている。

2. 「国際文化交流の促進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、海外における日本文化の紹介、日本語普及、日本研究・知的交流、人物交流を進めた。特に各国における世論形成に影響力のある有識者や将来のリーダーとなる青年を対象として実施している事業を通じた親日層・知日層の形成が進んだことが BBC ワールドサービスの調査結果や各種外国報道でも見られ、施策が進展したといえる。広報文化事業の定量的評価は困難なものの、客観的な調査結果等も勘案すると、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

在外公館から提出される事業計画等について、原則としてゼロベースで見直し、案件毎の必要性、期待される効果・効率性についての査定をより厳格に実施した。

3. 「文化の分野における国際協力」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、多数の文化無償資金協力案件や、世界各地のユネスコの地域事務所や専門家のネットワークを活用したユネスコ等を通じた国際協力（有形・無形・人的の3信託事業等）を順調に実施し施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

他の用務との日程を調整した上で会議を開催した。

（反映の方向性）

1. 「海外広報」について

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」に効果的に対処するため、政策発信を強化する必要がある。また、若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャー人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく各種媒体の特色を活かした広報活動を強化する必要がある。厳しい財政状況に鑑み、少ない予算でより高い効果を得られるよう一層効果的・効率的な広報活動を実施するとともに、事業の成果を可能な限り定量的に把握するよう努める。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、重点項目を精査しつつ、文化交流事業を維持・強化していく。

3. 「文化の分野における国際協力」について

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かす形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター」（ユネスコ・カテゴリー2センター（ユネスコと提携した事業を実施することを目的として、ユネスコ加盟国が設立する機関））の活性化へつなげていく。

文化無償資金協力については、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を、ODA全体予算の減少等を踏まえ、より精査して実施する。加えて草の根レベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとともに、これまでの既実施案件に関するフォローアップも実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

海外向け広報の実施、国際文化交流事業を展開・促進、及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により、諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り、日本外交を展開する上での環境を整備すること。

（目標の達成状況）

1. 「海外広報」について

（1）事業実施件数、事業参加人数、HPのページビュー数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する海外広報活動は相当程度諸外国の対象者に届いていると考えられる。

（2）英国BBCワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は53%（前年比－3%）で、評価対象の17か国・地域中ドイツに続いて2位となるなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また、外務省が平成

21 年度に委託して実施した米国やロシアにおける対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する良好な評価が定着していることが示された。

2. 「国際文化交流の促進」について

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、大型文化事業（周年事業）の実施のように、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。また、ポップカルチャーについては、第3回「国際漫画賞」、「アニメ文化大使」事業及び「ポップカルチャー発信使」事業等、海外において関心の高い我が国の魅力を活かして我が国への理解・関心を高めるための具体的な事業を実施できた。

3. 「文化の分野における国際協力」について

以下の通り、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組を行い、本件施策の目標達成に向け進展が見られた。

（1）文化遺産保護に関する日本信託基金事業は、有形文化遺産について約34件、無形文化遺産について約98件を実施した。実施国において高い評価を受けているのみならず、日本独自の文化遺産保護の技術や手法は、国際的にも評価されている。

（2）また、平成22年3月、条約運用制度に関する考察を行うための専門家会合を、ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金の枠組みで開催した。

（3）開発途上国の人材育成等を目的とする人的資源開発日本信託基金を通じて、新たに承認した25件を含め42件の事業を実施中であり、実施国・地域の人作りに貢献している。

（4）有形・無形文化遺産、人的資源開発の日本信託基金に関するユネスコとのレビュー会合を平成22年3月に実施し、実施案件の効果を確認するとともに、今後の改善点を確認した。

（5）国連大学については、平成21年1月に同大学の新たな研究所として「サステナビリティと平和研究所」(UNU-ISP)が東京において設立された機会や12月に同じく東京にて開催された理事会の機会等を捉えて、国連大学と共催で、産業界や学術界の有識者を招いて国連大学の活動を紹介する場を設け、同大学のレジビリティ向上や産業界との連携強化支援に努めた。また、3回の政府とのハイレベル協議を含む会議等の機会を通じて、国連大学の国際貢献の戦略や日本との協力関係に基づく新規事業等について緊密な意見交換を行った。そうした成果の一つとして、平成21年12月に大学院プログラム導入に必要な国連大学憲章の修正決議が国連総会において採択された。

（6）文化無償資金協力については、平成21年度は一般文化無償資金協力23件、草の根文化無償資金協力36件を実施した。いずれも案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、被供与国政府の様々な関係者から謝意が述べられるなど、高い評価が得られている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第173回国会総理所信表明演説	平成21年10月26日	国民の間での文化交流事業を活性化させ、特に次世代の若者が、国境を越えて教育・文化・ボランティアなどの面で交流を深めることは、東アジア地域の相互の信頼関係を進化させるためにも極めて有効。留学生の受入れと派遣を大幅に拡充し、域内の各国言語・文化の専門家を飛躍的に増加させ（中略）30年後の東アジアやアジア太平洋協力を支える人材の育成に長期的な視野で取り組む。

	第 174 回国会総理施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	（文化立国としての日本）日本を世界に誇る文化の国にしていく。（中略）世界に対して、この困難な課題が山積する時代に適合した、独自の生活・行動様式や経済制度を提示していくべき。 （文化融合の国、日本）新たな文化交流、その根幹となる人的交流に積極的に取り組み、架け橋としての日本、新しい価値や文化を生み出し、世界に発信する日本を目指す。 （人的交流の飛躍的充実）国民間での文化交流事業を活性化させ、特に次世代を担う若者が、国境を越えて、教育・文化・ボランティアなどの面で交流を深めることに大きな期待。
	第 174 回国会外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	広い意味での外交を実現するにあたり、NGO、地方自治体、民間企業・団体、文化交流に携わる人々の役割に大きく期待。

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省大臣官房（外務報道官組織）

施策名	報道対策，国内広報，IT 広報 (政策評価書[施策レベル評価版] 331 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策 Ⅲ－2 報道対策，国内広報，IT 広報
施策の概要	我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅲ－2－1 適切な報道機関対策・国内広報の実施 Ⅲ－2－2 効果的な IT 広報の実施 Ⅲ－2－3 効果的な外国報道機関対策の実施	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅲ－2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅲ－2－1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅲ－2－2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅲ－2－3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ (施策の必要性) 1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について 我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために，政策の具体的内容や外務省の役割等について，タイミング良く，包括的かつ分かりやすい説明をプロアクティブに行うことは引き続き必要かつ重要であり，直接広報，間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め，幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて，国民の意見や世論動向を的確に把握し，外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。 2. 「効果的な IT 広報の実施」について インターネットの普及等により様々な情報が氾濫する中で，外交政策についての正確で迅速な情報発信が不可欠となっている。 発信する情報をいかに利用者に理解してもらうかとの観点から，分かり易い動画による情報発信は情報の訴求効果を高める上で重要なツールである。 CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）導入により，経費節減のためのみならず，IT を活用した情報発信の迅速かつ効率的な実施等のため，掲載業務を外部委託に頼らずに職員が自前で行う体制を整える必要があった。 3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について 外交上の諸課題に取り組んでいく上では，我が国に関する正しい理解とバランスのとれた外国報道を促し，我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠である。そのためには，取材要請への協力や外国記者の招へい等を通じ，外国メディアに対し迅速，かつ正確に我が国の外交政策に関する情報を発信し，関心が払われ続けるよう働きかけることが必要である。また，そうした働きかけを行う上での基本情報として，外国メディアや海外での報道振りについて情報収集・分析する必要がある。 (施策の有効性) 1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について (1) IT による直接発信が発達しつつある今日においても，多くの国民がメディアを通じて我が国の外交政策に関する情報に接していることに変わりはない。したがって，外交日程にあわせて記者会見や記者ブリーフ等の取材機会を設け，メディアを通じた的確な情報発信を行うことは依	

然として必要かつ有効である。さらに、メディアに対する発信力を持つ有識者に適切な情報提供を行うことは事実関係を正確に反映した報道を促す効果がある。

(2) メディアはその時々で国民の注目がより集まる事案について報道する傾向がある。このため、外務省は多岐にわたる外交政策の中でメディアが取り上げない課題についてもバランス良く国民に説明する責任と義務がある。また、メディアでは伝えられる情報量が限られているため、外交課題の背景や日本を取り巻く国際情勢について包括的で分かりやすい説明を行い、国民のよりよい理解が得られるよう努める義務がある。したがって、メディアを通じた情報発信と並んで、外務省が独自に様々なフォーラム、講演、パンフレット、雑誌、インターネット等を通じて包括的で分かりやすい情報発信を行うことが重要である。これは外交政策や外務省に対する国民のより深い理解と信頼を得ることにつながっている。

(3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案、実施する上で重要であり、国内広報、報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。

(4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する上で極めて有効である。

2. 「効果的な IT 広報の実施」について

インターネットを利用することで、国内外の多数の利用者に迅速に情報を発信し、外交政策への理解を促進することが可能となる。外務省ホームページ（日本語、英語、携帯版）、YouTube 外務省チャンネル、在外公館ホームページ、日本事情紹介用ホームページ（Web Japan）等複数のホームページを発信する情報や対象とする利用者層によって使い分けることで、情報伝達をより効果的に行うことが可能となる。

動画はその特長として親しみ易く多くの情報量を含んでいることから、幅広い国民層に我が国の外交政策への理解を促進する上で大変有効な手段と考える。

CMS 導入により職員が自前でホームページの掲載作業を実施できるようになり、経費節減のみならず、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となった点で有効であった。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

施策目標を達成する上では、我が国としては対外発信したい政策について最も広報効果を高められる内容、時期、形態によって広報を行うとともに、政府要人へのインタビューをはじめとする外国報道機関からの個別具体的な取材要請にきめ細かく対応することが最も有効である。同時に、外国報道機関の駐日支局が縮小する傾向にある中で、特に日本に主要メディアの支局を有さない国の報道機関については、本国の記者に対して日本取材の機会を設けることが、外国メディアにおける日本のプレゼンスを高める上で最も有効である。さらに、こうした発信を行う前提として外国メディアによる対日報道状況を迅速に把握し、外務省のニーズに沿った形で分析することが最も有効である。以上から、各施策は、施策目標を達成する上で、代替手段の存在しない有効なものである。

(施策の効率性)

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、相互補完関係にある報道対策や国内広報施策及び広聴活動も適切に踏まえて施策を実施した結果、外交政策についての発信機会がより頻繁かつオープンになり国民の理解と信頼の増進に寄与することができた。直接広報のうち講演会等では、事業終了後に実施したアンケート調査でも高い評価が得られ、パンフレットを始めとする広

報媒体に対し引き続き大きな関心が寄せられる一方、外務省 HP 上のコンテンツに関する積極的なコメントがインターネット上で展開される等、広報媒体を利用した施策も進展した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効果的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

通信社からのニュース配信を見直した他、行政刷新会議の事業仕分けの評決結果を受け国内広報に係る経費を3割縮減するとともに民間会社の発行する広報誌の買い上げを廃止することとした。

2. 「効果的な IT 広報の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用して、情報の掲載方法を工夫してユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い、動画発信等インターネット技術を活用し、わかりやすく迅速な情報発信に努めた結果、外務省ホームページについては1日平均48万件以上（ページビュー：日本語、英語、携帯版合計）のアクセス数を確保し、YouTube 外務省チャンネルへのアクセスは、開設後約12万件を獲得した。

また CMS 導入により、IT 広報室での職員による掲載件数は、月平均約350件（外務省ホームページ（日、英）、平成22年1月～3月）となり情報発信を迅速かつ効率的に行うことができた。このように、とられた手段は適切であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

サーバ利用料が無料である YouTube を利用した動画配信を行うことにより、動画サーバの調達・保守経費を節約している。

また、CMS 導入により、コンテンツの掲載・更新業務の外部委託費の大幅削減が可能となった（予算ベースによる平成21年度～24年度の4年間の試算値を比較すると、導入した場合は導入しなかった場合に比べ約2.4億円の削減効果が見込まれる）。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、たとえば、主要外交行事などメディアの対日関心が高まる機会をとらえて、本省及び現場において、記者ブリーフィングやインタビュー等を行うことで、我が国の政策や立場に関する記述を含む関連報道の掲載につなげることができた。また、対日報道を情報収集・分析・配布することにより、実施した施策の有効性を確認するとともに、その後の方法を検討する材料として提供し、施策の分析や発展を促すのに効果的な取組を行うなど、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

事業仕分けの提案を受け、平成22年度予算において記者招への渡航費基準や待遇内容を見直し、経費を削減した。外国メディアへのブリーフィング等を実施する際にできるだけ既存インフラを使用し、また、招へいに当たり航空賃等の必要経費を抑え、さらに、世界各国の様々なメディアによる対日報道をモニタリングする上でインターネット等の情報技術の変化に応じたサービスを活用することにより、経費を節減した。

（反映の方向性）

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

（1）外交政策に関する情報発信

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を行うことは引き続き重要であるこ

とから、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する。

(2) 新たなメディアの活用

近年のメディアをとりまく環境の変化に的確に対応し、効果的な発信を行うべく、ITメディアをはじめとする新しいメディアを一層活用していく。

(3) 外交・国際課題に関する議論の喚起

事業仕分けにおいて、民間誌の買上げ廃止が決定されたため、外交フォーラム誌の買上げ予算は皆減したが、有識者を中心に「外交フォーラム」存続を求める声が多数あがったこと等を踏まえ、外交に関する議論を喚起することは国の事業として行うべきとの判断から、新たに外交専門誌を発行することとなった。平成22年度に創刊される外交専門誌を中心に、外交に関する議論をさらに喚起し、国民の関心と理解を高めていく。また、外交や国際課題に関する大学生国際問題討論会は、年々応募者及び傍聴者が増加している。広報予算が縮減される中でも、日本の将来を担う若者による外交や国際課題に関する議論の場の提供を積極的に促進していく。

(4) インターネットによる発信の強化

事業仕分けなどで広報効果を定量的に示すことが求められていること、国民の情報入手先の変化等を踏まえ、平成22年度予算では、雑誌の誌面広報の廃止とパンフレット制作費の削減を行った。今後は、よりわかりやすい情報をインターネットで発信することを強化していく。

(5) 国民への直接説明の継続

大臣をはじめ外務省職員が直接国民に対して行う説明や質疑応答は最も分かりやすく、参加者の評価も高い。こうした分かりやすい説明を引き続き実施していく。

2. 「効果的なIT広報の実施」について

更に使いやすくわかりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報発信を行うとともに、動画の活用等情報の訴求効果という点にも留意しつつ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解促進に努める。また、在外公館ホームページの維持・運営体制を構築する為には在外公館の業務を支援するための人員と予算の拡充が必要である。

平成19年度に、本省が運営するWebサイトを集約した「統合Web環境」を構築したが、同環境は平成25年度に運用開始から5年を経過するため、将来を見据えた「新統合Web環境」の構築の準備を進めていく。「新統合Web環境」の構築にあたっては最新技術の利用ならびに、サイバー攻撃等に対応するためのセキュリティ対策の一層の強化を検討していく。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

今や、外国メディアによる報道（新聞記事・テレビ・インターネットニュース等）は、国際世論のみならず国内世論にも大きな影響を与えている。在京特派員数の漸減、メディアの多様化の中で、外国メディア対日報道の減少や限定的な取材による偏向報道が懸念されるところ、今後も、必要な情報を伝達し、国際社会の諸問題に積極的に取り組む日本の姿勢を示すメディア対策の実施が重要である。

平成22年度は、省員の対外情報発信の意識を高め、本省・在外公館間の連携を強化し、論調分析体制を強化するなどして、より効率的な外国プレス対策業務を実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること。

(目標の達成状況)

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

平成 21 年 9 月の政権交代後は、特に、政務レベルによる記者会見時間及び回数の増加が顕著であった。とりわけ、各省庁に先駆けてインターネット・メディア、フリーランス記者等にも大臣等の記者会見を開放した（いわゆる「記者会見のオープン化」）ことで、会見が活性化し、大臣会見においては毎回約 1 時間に近い質疑が行われるようになった。また、インターネット・メディアによる会見の「生中継」が行われるようになり、これまで外交に関心の薄かった層を惹きつけ、その理解を深めることができるようになった。

また、平成 21 年度においても、引き続き大臣をはじめとする政務三役による TV インタビュー、新聞インタビューを通じた直接発信や地方新聞に対する情報発信の強化を行った。

さらに、オピニオン・リーダーや発信力のある有識者への情報提供、各種講演会等における直接説明、広報資料の作成配布、インターネットを通じた情報発信等を通じて、国民に対して、我が国の外交政策を包括的にわかりやすく説明した。

外務省ホームページのアクセス数や直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかとなり、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取することができた。

2. 「効果的な IT 広報の実施」について

平成 21 年度には、以下に示す成果がみられ、本施策の目標（特に小目標）達成に向けて相当な進展があったと言える。外務省ホームページのアクセス数については、サミット等大型国際会議が行われた前（平成 20）年度のアクセス数を超えることは無かったが、業務の効率化を進める中、概ね従来のレベルを維持した。

小目標 1. については、従来の外務省サーバを利用した動画配信に加え、7 月には世界で広く利用されている「YouTube」に外務省チャンネルを開設し、記者会見動画を中心とするコンテンツの配信を開始した。YouTube チャンネルにより会見の様子をより広い利用者層に発信することが可能となり、潜在的利用者のニーズに応えるとともに我が国外交政策への関心・理解を高めることに役立った。

小目標 2. については、CMS を導入した結果、ホームページの掲載・更新作業を職員が自前で行うことが可能となり、外部委託費の大幅な削減と掲載業務の効率化を実現した。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

平成 21 年度は、新政権の発足、日米安保 50 周年、気候変動問題等について、外国メディアの対日関心が高まり、国際社会の諸問題に積極的に取り組む日本の姿勢を示すことが求められる年であった。当室では、対日報道のモニタリング・分析、メディアに対する情報発信、及び外国メディア記者の日本への招へいを積極的に実施した。

なかでも、新政権発足後は、新政権の政策に関する発信を強化し、総理や外務大臣とのインタビュー、定例会見などにも一層注力した。対日報道量が増加したため、それらを迅速に分析して省内関係者等に配布することを徹底した。また、偏見・事実誤認に基づく記事が見られた場合には反論や申し入れを行った。招へい事業については、外交行事や外交政策に併せた戦略的な招へい計画を検討し、経費の節減のための取組を行った。

[主な実績]

日本関連報道の配布

- ・ 主要英字紙の日本関連報道配布（毎日）、個別記事の配布（44回）
- ・ 論調取りまとめ配布（週報51回、主要外交行事等に関するもの55回）

総理・大臣に対するインタビュー

	・ 47 件（麻生総理：9 件，中曽根外務大臣：3 件，鳩山総理：13 件，岡田外務大臣：22 件） 外務副報道官による外国メディア向け定例記者会見 ・ 英語会見37回，日本語会見29回 外国記者招へい事業 ・ 92名の報道関係者を招へいし，50名が224本の記事を執筆した。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 174 回国会外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	一つひとつの外交案件への対応に当たり（中略） 分かりやすい言葉で国民の皆さんに伝えること （中略）を特に重んじてきました。

（注）外務省における評価方式：
実績評価方式の手法を踏まえつつ，外交政策の特性を勘案し，総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省領事局政策課，旅券課，

評価実施時期：平成 22 年 8 月

領事サービス室

施策名	領事サービスの充実 (政策評価書[施策レベル評価版] 355 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅳ 領事政策 Ⅳ－1 領事サービスの充実
施策の概要	(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため，IT 化の推進，領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上，在外選挙人名簿登録の促進等のための取組を進めた。 (2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため，領事担当官の能力向上のための対策を講じた。 (3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し，国民の海外渡航の円滑化を確保するため，国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し，高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努めた。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (理由) 領事業務の IT 化の推進，領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上，領事業務実施体制の着実な整備，在外選挙人名簿登録の促進，IC 旅券の適切な発給・管理等により，邦人の権利を確保するとともに，邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは，全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。 また，平成 21 年 10，11 月に在外 142 公館の在留邦人等を対象に実施した，「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果では，在外公館の領事窓口の対応では 83%，入館時の受付対応では 75%，電話の対応では 75%が「丁寧な対応」と回答しており，本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。更に，平成 21 年度の衆議院議員選挙の対応について調査した結果，「丁寧な対応」との回答は 60%であり，「普通であった」を加えると 94%に上っており，在外選挙の広報案内や在外公館投票に際しての在外公館の領事窓口での対応振りは概ね良い評価であった。 (施策の必要性) 近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として，海外での邦人の活動・生活に深く関わる領事業務へのニーズは高まっている。更に，邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い，領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては，海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから，領事業務の IT 化，領事窓口のサービス向上，領事担当官の能力向上，在外選挙人登録の推進，偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。	

（施策の有効性）

- （１）IT 化等による手続の簡素化，領事シニアボランティアによる窓口業務の支援強化，在外選挙人名簿登録促進の取組は，海外に渡航する邦人や在留邦人に対するサービスの向上・利便性の向上・権利行使の機会の確保につながり有効である。
- （２）領事担当官に対する研修を強化することは，個々の担当官の能力の向上につながり有効である。
- （３）ICAO の国際標準に準拠した生体情報を旅券に取り入れるるとともに，我が国独自の高度な技術を駆使した IC 旅券の適正な発給・管理は，邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。

（施策の効率性）

限られた予算や投入資源を効率的に活用し，IT 化の推進等を行った結果，邦人にとって情報発信機能強化の観点から領事業務の利便性向上が着実に図られた。また，領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られた。このように，投入資源量に見合った成果が得られたことから，とられた手段は適切かつ効率的であった。

（反映の方向性）

領事サービスの改善・強化は，終わりのない目標と位置付けており，平成 22 年度以降も重点政策として目標達成に向け推進していく。

【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果 等】

（施策の目標）

- （１）領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること
- （２）領事業務実施体制を整備すること
- （３）国民の円滑な海外渡航の確保のために，日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること

（目標の達成状況）

評価の切り口 1：在留届の電子届出件数の伸び及び在留邦人向けメールマガジンシステムの導入
公館数の伸び

（１）在留届電子届出件数

平成 17 年度：19867 件，平成 18 年度：24596 件，平成 19 年度：38677 件，
平成 20 年度：53682 件，平成 21 年度：60782 件

（２）メールマガジンシステム導入公館数

平成 17 年度：65 公館，平成 18 年度：88 公館，平成 19 年度：89 公館，
平成 20 年度：98 公館，平成 21 年度：98 公館（緊急時一斉同報機能（INS IDE）利用公館：
200 公館）

評価の切り口 2：領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査結果（平成 21 年 10 月～11
月実施）

- ・調査実施公館数 142 公館
- ・調査対象者総数 9,674 人

【公館がどこにあるかすぐにわかりましたか】

- ・すぐに分かった 4839 人 (53%)
- ・わかりやすかった 1868 人 (21%)
- ・表示があり問題なかった 1150 人 (13%)

- ・表示等がなくわかりづらかった 861 人 (9%)
- ・とても分かりにくかった 365 人 (4%)

【入館時の受付の対応は如何でしたか】

- ・非常に丁寧な対応であった 4553 人 (51%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応であった 2109 人 (24%)
- ・普通であった 1927 人 (22%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 208 人 (2%)
- ・全く丁寧な対応ではなかった 70 人 (1%)

【領事窓口の対応は如何でしたか】

- ・非常に丁寧な対応であった 5367 人 (60%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応であった 2113 人 (23%)
- ・普通であった 1240 人 (14%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 189 人 (2%)
- ・全く丁寧な対応ではなかった 79 人 (1%)

【電話の対応は如何でしたか】

- ・非常に丁寧な対応であった 3635 人 (49%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応であった 1985 人 (26%)
- ・普通であった 1560 人 (21%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 228 人 (3%)
- ・全く丁寧な対応ではなかった 83 人 (1%)

【在外選挙の対応振りは如何でしたか】

- ・とてもよく対応していた 1972 人 (36%)
- ・どちらかといえばよく対応していた 1306 人 (24%)
- ・普通であった 1906 人 (34%)
- ・どちらかといえばよく対応していなかった 182 人 (3%)
- ・対応は不十分であった 152 人 (3%)

【ホームページの掲載内容は如何ですか】

- ・非常に充実している 975 人 (14%)
- ・充実している方である 3068 人 (44%)
- ・普通 2589 人 (37%)
- ・充実していない 264 人 (4%)
- ・不十分である 77 人 (1%)

【メールマガジンの配信内容は如何ですか】

- ・非常に充実している 1067 人 (21%)
- ・充実している方である 2054 人 (41%)
- ・普通 1675 人 (34%)
- ・充実していない 168 人 (3%)
- ・不十分である 52 人 (1%)

【領事出張サービスは利用しやすいですか】

- ・とても利用しやすい 1119 人 (38%)
- ・どちらかといえば利用しやすい 674 人 (23%)
- ・普通 729 人 (25%)
- ・どちらかといえば利用しにくい 250 人 (9%)

・利用しにくい

133 人 (5%)

評価の切り口 3：領事シニアボランティアによるサービス向上

平成 15 年度に在外 10 公館に第 1 期シニアボランティアを派遣し、その後平成 19 年度には第 2 期として 10 名の派遣を継続した。平成 20 年度には更に 5 名の追加派遣を行い、平成 21 年度現在 15 名のシニアボランティアが活躍している。領事シニアボランティアを派遣することで在外公館における領事サービスが向上した。

評価の切り口 4：在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録者数の伸び

(1) 在外選挙人名簿年間登録申請件数

平成 17 年度：20,839 人、平成 18 年度：21,635 人、平成 19 年度：23,621 人、
平成 20 年度：18,228 人、平成 21 年度：20,262 人

(2) 在外選挙人名簿登録者数

平成 17 年度：91,815 人、平成 18 年度：99,173 人、平成 19 年度：108,887 人、
平成 20 年度：115,946 人、平成 21 年度：116,458 人 (外務省調べ)

評価の切り口 5：日本人学校・補習授業校への援助

次の数の日本人学校及び補習授業校に対し、校舎借料、現地採用講師謝金等に係る援助を行っており、邦人支援策の向上に寄与した。

(1) 日本人学校

平成 17 年度：85 校、平成 18 年度：85 校、平成 19 年度：85 校、
平成 20 年度：87 校、平成 21 年度：88 校

(2) 補習授業校

平成 17 年度：185 校、平成 18 年度：187 校、平成 19 年度：195 校、
平成 20 年度：201 校、平成 21 年度：204 校 (当初 205 校、1 校が閉校)

評価の切り口 6：領事研修受講者のアンケート結果及び外部講師よりの評価

(1) 領事研修受講者のアンケート結果

領事初任者研修 (年 2 回)、領事中堅研修 (隔年)、在外公館警備対策官研修 (年 1 回) を実施し、受講者のほぼ全員より知識・専門性の向上が図られ有益であったと評価された。特に領事中堅研修においては、講義形式に改善を加え、事前に検討テーマを与えたほか、受講者参加型・発言型の講義としたこと等により、受講者自身が積極的に検討・発言を行うことができ、効果的であったとの声が多かった。

(2) 外部講師よりの評価

外部講師 (大学教授等) から、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

評価の切り口 7：IC 旅券の発給状況

平成 21 年度においては約 401 万 5 千冊の IC 旅券 (一般旅券) を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

評価の切り口 8：領事業務の業務・システムの最適化事業の進展

査証・旅券統合作成機については、予定通り平成 21 年度中に 221 公館への展開を終了し領事業務体制が整備された。

また、「領事業務の業務・システム最適化計画」については、当初計画策定後の領事業務を取り巻く環境の変化に対応するための見直し作業を実施している。

今後は改定後の計画を推進することにより、更なる領事業務の改善が期待される。

関係する施政
方針演説等内

施政方針演説等

年月日

記載事項 (抜粋)

特になし。

閣の重要政策 (主なもの)			
------------------	--	--	--

(注) 外務省における評価方式：
 実績評価方式の手法を踏まえつつ，外交政策の特性を勘案し，総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省領事局海外邦人安全課、

評価実施時期：平成 22 年 8 月

邦人テロ対策室

施策名	海外邦人の安全確保に向けた取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 361 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅳ 領事政策 Ⅳ－2 海外邦人の安全確保に向けた取組
施策の概要	(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。 (2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び、内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ (理由) 平成 21 年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における取組を継続的に進めた結果、次のとおり、全体としては相当な進展があった。 1. 現地当局等との協力関係を構築し、兼轄国を含む安全情報収集体制の強化を図った。 2. 海外対応携帯電話の普及に併せ、携帯電話を通じ情報発信に取り組む等海外安全に関する情報発信機能の強化を図った。 3. キャンペーンやセミナー、講演等を通じ、企業関係者や NGO を含む国民を対象として安全対策及び危機管理に関する意識の向上、危機への対応策の啓発に努めた。 4. 一般援護関係では、閉館時における緊急電話対応体制の強化及び強化重点公館におけるアウトソーシング化を推進した。また、精神疾病発症及び高齢者問題等新たな課題への取組においては、在外公館の対応体制の改善や領事担当官の能力向上を図ると同時に、医療関係者等の専門的知見の活用及び、各国政府及び関係省庁・機関並びに現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。 5. 緊急事態への対応に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害やテロ・誘拐等への取組に加え、新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生に対しては、抗インフルエンザ・ウィルス薬等必要な資機材の在外公館への追加送付を行い、また政府一体となった取組の中で関係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。 (施策の必要性) 国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題に掲げられており、海外における国民の生命・身体保護その他の安全に関する努力は外務省の最重要任務の一つである。そのためには、邦人援護に必要な予算・人員の増強を図りつつ既存の予算・人員の効率化のための見直しを行い、予算・人員の投入量に比して最大限の効果が得られるよう努めることが必要である。 (施策の有効性) 海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が、多様化	

する海外での危険を可能な限り正確に認識し、「自分の身は自分で守る」との意識をもって、安全対策措置を講じることが最も重要である。そのためには、正確な情報収集・分析及び魅力的な情報発信を行いうる体制を整備・強化し、国民の安全に関連する最新の情報を的確かつきめ細やかに提供することが不可欠かつ有効である。第二に、海外における不測の事件・事故等に対し迅速かつ確実な支援を行うため、外務本省及び在外公館における支援のための基盤の整備・強化が有効である。特に、大規模緊急事態への的確な対応を図るため、在外公館の人的、物的体制の整備は不可欠である。また、精神障害あるいは新型インフルエンザ等の感染症については、その対応に極めて高い専門性が必要であり、こうした知見及び資格を有する専門家との連携・協力は極めて効果が高いと考える。

（施策の効率性）

外務本省及び在外公館の人的・物的資源を効果的かつ効率的に活用し、多様化する海外の危険に応じて正確かつ的確な情報及び支援を提供するためアウトソーシング化を含め体制整理・強化、専門性を必要とする業務あるいは確実性を要する業務に関して内外の専門家や関係機関・団体との連携・協力の強化が図られた点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

- ・ オリジナルキャラクターを含めた企画募集の実施によりキャンペーン経費の節減を図った。
- ・ 閉館時緊急電話対応について公館毎の契約から国・地域単位での契約に移行し、一公館あたりの契約単価を引き下げることにより経費節減を図った。
- ・ 招へい事業及び緊急備蓄品については一般競争入札を実施し、無駄な予算の支出抑制に努めた。
- ・ 緊急備蓄品（保存飲料水）の現地調達を推進し、予算の節減を図った。
- ・ 独自の「GPS を利用した邦人保護システム」関連機器を廃止し、既存の民生品を「GPS を利用した邦人保護業務支援機器」として導入して、経費節減を図った。

（反映の方向性）

在留邦人の増加傾向が継続していることに加えて、（１）平成 19 年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え、同世代の海外渡航者が増えたことに伴い在外邦人の高齢化が進んでいる。また（２）テロ・誘拐の脅威が増加し、世界各地における自然災害の発生等危険・危機が大規模化、多様化しており、さらに、（３）新型インフルエンザ等の感染症対策や精神疾病への対応等援護業務が複雑化している。このような状況下、海外邦人の保護に関する政府の施策に対する期待と必要性は益々高くなっている（外交に関する世論調査：平成 21 年 10 月）。そのため、国民の危機回避意識を醸成・増進するとともに、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、官民のネットワーク化を進めつつ、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化並びにそのために必要な予算の確保に努めていく。

【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果 等】

（施策の目標）

- （１）海外邦人の安全対策を強化すること（広報・啓発）
- （２）海外邦人の援護体制を強化すること（基盤・体制）

(目標の達成状況)

評価の切り口 1：情報発信基盤の強化に向けた取組

安全対策関係団体・個人等と安全情報収集のための委嘱契約を締結し、現地治安情報の収集と邦人援護が発生した場合の側面支援・協力を求めた。情報発信の基盤である海外安全ホームページについては、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供し得るよう内容を整備・改善し、アクセス数の増加を図るとともに、携帯版の海外安全ホームページでは機能を拡充した。また、年末年始及び卒業前の海外旅行シーズンに合わせて行った海外安全キャンペーンにおいては、海外安全ホームページへの関心と渡航情報収集の重要性を呼びかけた。更に、海外における多様な危険を、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料（海外事件簿等）をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供し、その他海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施した。

評価の切り口 2：海外邦人の危機管理意識の強化

テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、継続的に国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。また NGO 関係者が誘拐される事案が複数発生していることを踏まえ、危険地域で活動する NGO 等を対象としたセミナーの開催等の取組を引き続き実施した。また、本邦及び在外において、新型インフルエンザ等新たな脅威等に備えての危機管理について啓発に努めた。

評価の切り口 3：緊急連絡への 24 時間対応体制の強化

(1) 閉館時緊急電話対応体制の強化

夜間・休日等在外公館閉館時などでも時間的制約に関係なく、邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、引き続き在外公館閉館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成 21 年度には導入公館を平成 20 年度の 78 公館から 15 公館追加して、93 公館に拡充し、邦人援護件数及び邦人渡航者の多い中南米、欧州、中東及びアフリカ公館において更に拡充すべく努めた。

(2) 専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは新型インフルエンザ等の感染症など新たな対応が求められており、こうした事態にも適切に対応するため、拠点国における精神科医師の活用（顧問医契約）、新型インフルエンザ対策に関する関係府省庁との連携・協力を行った。

評価の切り口 4：遠隔地等における即応体制の強化

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行い得るよう、必要な措置を講じた。

評価の切り口 5：官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施

海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化した。その一環として、外務本省あるいは在外公館において、旅行業界や NGO を含む官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報共有・協議を行った。

また、外務本省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方公共団体に対し情報提供等を行った。

評価の切り口 6：大規模緊急事態対応能力の強化

テロ・誘拐、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態への対応につき、各種の研修を通じて緊急事態対応要員の養成を行った。また、全米・カナダ邦人安否確認シス

	テムについて、在留邦人の参加を得て、全米・カナダにおける運用訓練を実施した。さらに、新型インフルエンザ（A/H1N1）発生への対応として、平成 20 年度に医療事情の悪い地域に配備していた在外邦人用の抗インフルエンザ・ウィルス薬の追加送付等を行い、緊急展開用備品の整備を行った。さらに、テロ・誘拐関係のニュースを速報する体制の構築や誘拐事件に対応する体制の強化等も行った。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 174 回国会外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	（海賊，テロ，国連平和維持活動） 自衛隊による海賊対策行動やソマリア及びその周辺国への支援は、日本国民の生命及び財産の保護，海洋輸送の安全確保の観点から重要な役割を果たしており，この活動を継続してまいります。

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ，外交政策の特性を勘案し，総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省領事局外国人課

施策名	外国人問題への対応強化 (政策評価書[施策レベル評価版] 368 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅳ 領事政策 Ⅳ－3 外国人問題への対応強化
施策の概要	査証は、外国人の入国・滞在が差し支えない旨の在外公館長の判断である。人的交流促進のため、入国管理上問題のないと見られる外国人に対して査証面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、査証審査を適切に行っている。また、査証審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶ査証 WAN システムを拡充している。 我が国に長期間滞在する外国人は増加を続けており、外国人は様々な問題（雇用、教育、日本語、住宅等）を抱えているところ、在日外国人問題の啓発活動（国際ワークショップの開催）、定住外国人支援策の紹介（政府間協議の開催）により、問題に積極的に取り組んでいる。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ （理由） （１）平成 21 年においては、世界的な景気後退により外国人入国者数が減少し、これに伴って査証発給数も微減となった。一方、中国人観光客については、旺盛な需要を背景に依然査証発給要請が高く、前年を上回る査証発給を行い、人的交流の促進と出入国管理等の厳格化という異なる要請にこたえることができた。なお、査証審査を適切に行うことにより、外国人犯罪の総検挙人員は引き続き減少した。 （２）多くの外国人が居住し、地域における国際化に取り組んでいる神奈川県において、国際ワークショップを開催した。ブラジル政府との領事当局間協議等を通じ、在日外国人問題に関する関係省庁、地方自治体との連携強化、世論啓発等に寄与した。 （施策の必要性） （１）諸外国との幅広い分野での人的交流を促進しつつ、我が国社会の安全・安心を確保する必要がある。 （２）我が国の労働人口の減少に伴う経済成長の低下、高齢化に伴う経済社会の活力減退が予測される中で、今後、外国人をいかに受入れ、我が国に在留する外国人をいかに社会統合していくのか、関係省庁、地方自治体と連携をし、国民の理解を得つつ、有効な措置を講じていく必要がある。 （施策の有効性） （１）入国管理上問題のないと見られる外国人に対して査証取得の面で便宜を図ることにより、査証発給数は増加した（中国人観光客）。また、査証審査を適切に行うことにより、外国人の不法残留者数や来日外国人犯罪の総検挙人員は減少した。 （２）国際ワークショップの開催や各国との領事当局間協議を通じて、在日外国人問題について取り組んでいくことが有効である。 （施策の効率性） 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、査証審査に関しては、人的交流促進と出入国管理等厳格化等の両面からの要請に対応することができた。また、在日外国人問題についても、	

社会における急速な問題意識の高まりに対して、国際ワークショップ、領事当局間協議などを通じて適切に対応した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（反映の方向性）

査証取得面で便宜を図ることにより、諸外国との人的交流促進を図るとともに、査証審査を適切に行うことにより、我が国社会の安全に貢献する。

訪日外国人の増加が見込まれるところ、査証審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶ査証 WAN システムを拡充する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

（１）外国人問題への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等厳格化の要請に応えること

（２）在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと

（目標の達成状況）

評価の切り口１：来日外国人の不法残留者等の減少

不法残留者数、来日外国人犯罪の総検挙人員数は毎年減少しており、適切な査証審査の成果がうかがえる（不法残留者数：113,072 人（平成 21 年 1 月 1 日）→91,778 人（平成 22 年 1 月 1 日）、来日外国人検挙人員数：1 万 3,885 人（平成 20 年）→1 万 3,257 人（平成 21 年））。

評価の切り口２：在日ブラジル人支援への取組

我が国経済情勢の悪化の影響を受け雇用、教育、日本語、住宅等さまざまな面で問題を抱える在日ブラジル人への支援及び在日ブラジル人の犯罪問題等について、ブラジルとの領事当局間協議において両国政府の対応をレビューし、両国政府で今後の課題を共有し、連携を確認した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第 174 回国会 外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	（各国・地域との関係の強化） 私たちの政権は、東アジア共同体構想という長期的なビジョンを掲げています。具体的には、貿易・投資、金融、環境、エネルギー、開発、災害救援、教育、 <u>人の交流</u> 、感染症などの分野で、開放的で透明性の高い地域協力を推進してまいります。

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省大臣官房総務課，人事課，警

評価実施時期：平成 22 年 8 月

備対策室，情報防護対策室

施策名	外交実施体制の整備・強化 (政策評価書[施策レベル評価版] 375 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化 Ⅴ－1 外交実施体制の整備・強化
施策の概要	(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 (2) 在外公館は，外交活動の拠点であり，適切な警備対策を実施することで，在外公館及び館員の生命・身体の安全を確保し，また，在外公館に対する不法な攻撃を未然に抑止する等，警備体制の強化を通じて，外交実施体制の整備・強化を図る。 (3) 外交活動を支える上で，死活的に重要である情報の防護については，制度面，意識面，物理面など多面にわたる体制強化を図る。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ (理由) 以下のとおり，本施策の小目標に向けた種々の取組を実施し，外交実施体制の整備・強化が進展した。 (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については，在外公館の新設，定員の純増等を実現した。 (2) 在外公館の警備体制の一層の強化については，各種人的及び物的な警備強化措置，各種研修や警備訓練等を行った。 (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化については，平成 19 年度に設置された情報防護対策室を中心に，本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案，関連内規の整備，研修の拡充，電子情報漏洩対策等の取組を実施した。 (施策の必要性) 激動する国際社会の中で，我が国の平和と繁栄を追求するための外交を実施するためには，外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある，そのためには，外交実施体制を整備・強化するという本施策を推進することは必要不可欠である。 (施策の有効性) (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備 外務省は，定員・機構の増強に努めているが，外務省の業務がますます増大している中で，国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な定員を確保し，在外公館の体制を整備・強化することは，外交実施体制を整備・強化する上で有効な取組である。 (2) 在外公館の警備体制の一層の強化 在外公館に対する各種の人的及び物的な警備強化措置を講じるとともに，警備対策官及び警備専門員に対する研修，館員に対する警備関係講義の実施，各在外公館所在国の脅威を勘案した警備訓練を実施する等，在外公館の警備体制をハード，ソフト両面から強化することは，在外公館及び館員等の安全を確保し，外交実施体制を一層強化する上で有効である。 (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化	

意識面、制度面、物理面等多面にわたる取組を着実に進めるため、大臣官房総務課の下に平成19年度に設置した情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施することは、情報防護体制の多面的な強化のため有効である。

（施策の効率性）

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、以下の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（１）国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

2総領事館の廃止や定員の合理化を進めつつ、体制の整備・強化のために在外公館・人員を拡充することができた。

（２）在外公館の警備体制の一層の強化

人的及び物的な警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練の実施により、在外公館の警備体制の整備・強化が進展した。

（３）外交を支える情報防護体制の多面的な強化

情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施した。

（反映の方向性）

（１）国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

外務省（本省・在外公館）の定員・機構の整備・強化は国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠であり、今後とも一層推進する必要がある。

（２）在外公館の警備体制の一層の強化

我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制を更に整備・強化する必要がある。

（３）外交を支える情報防護体制の多面的な強化

政府機関からの情報流出を防ぐため、情報防護体制の多面にわたる取組を不断に強化する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること。

（目標の達成状況）

評価の切り口１：外務省の人員、機構の更なる整備

平成21年度には、定員100人純増、5大使館の新設及び2総領事館の廃止を行い、外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。

評価の切り口２：在外公館の警備体制の強化

在外公館に対する各種の警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練などを実施し、在外公館の警備体制を強化した。

評価の切り口３：外交を支える情報防護体制の強化

情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一

	層の強化，電子機器からの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施し，外交を支える情報防護体制を強化した。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 174 回国会 外交演説(岡田外務大臣)	平成 22 年 1 月 29 日	「私は，日本の総合的な外交力を高めたいと考えています。そのために，外交官が使命感を持って行動できるよう，外交実施体制を強化します。」

（注）外務省における評価方式：
実績評価方式の手法を踏まえつつ，外交政策の特性を勘案し，総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省大臣官房情報通信課，在外公館課

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革 (政策評価書[施策レベル評価版] 379 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化 Ⅴ－2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革
施策の概要	各内部管理業務システム，在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより，維持・運営経費の削減を図るとともに，業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (理由) 1. 「外務省情報ネットワークの整備」においては，平成 21 年度までに整備対象 230 公館中の 228 公館に基幹通信網及び国際 IP 電話を整備した。また，外務本省においては 2 筐体パソコン及びプリンタを配備し，最適化の整備を完了した。これらにより本年度の整備対象のほぼすべての作業が完了したため，小目標 1. (基幹通信網及び国際 IP 電話の整備拡充) を達成した。 2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては，「外務省人給システム」の再構築を完了し，平成 22 年度当初におけるシステム維持経費の削減が可能となり本年度の目標(小目標 2. 内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築)を達成した。 3. 在外経理システムの整備にあたっては，「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づくサーバの本省集約化等を実現するため，開発事業者を決定し，次期在外経理システムの設計・開発作業を開始し，また，「物品管理システム」「現地職員管理システム」の機能の拡充を図った。これにより本年度の目標(小目標 3. 在外経理システムの整備)を概ね達成した。 (施策の必要性) 1. 「外務省情報ネットワーク」については，外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため，現行の外務省情報ネットワークを根本的に見直し，十分な情報セキュリティと，外交活動に必要な円滑な情報交換を同時に実現する情報ネットワークの在り方を明確化し通信体制を強化する必要がある。 2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては，ホストコンピュータ上で運用している各種業務・システムの効率化及びシステム維持経費の削減に取り組む必要がある。 3. 「在外経理システムの整備」は，在外公館における会計担当者の増大する業務を簡素化・効率化するため，また，会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるよう IT を活用した業務改革を進めることが必要である。 (施策の有効性) 本件施策の実施を通じ，外交を推進する上で基盤ともなる情報・通信，会計システムの更なる向上が図られるとともに，以下のとおり，経費節約等にも有効である。 1. 「外務省情報ネットワークの最適化」では，全体的な情報セキュリティレベルの向上とともに計画完了時に年間 1 億 7000 万円の経費削減，及び 1 万 7000 時間の業務時間短縮が見込まれる。 2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」では，システムの維持経費を年間 3 億	

円削減し、業務処理時間を年間 1500 時間削減することにつながる。

3. 「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく業務・システムの最適化完了後（平成 24 年度以降）には、在外公館の会計担当者の業務量は、月間で約 38 時間の時間削減（15.2%の削減率、いずれも試算値）が見込まれる。また、経費については平成 24 年度以降、年間延べ約 5300 万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。

（施策の効率性）

限られた予算や人的投入資源を活用し、情報ネットワークの整備、内部管理業務用ホストコンピュータのシステム再構築、在外経理システムの整備といった IT を用いた業務改革が進展した。このように投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

1. 「外務情報ネットワークの最適化」では、基幹通信網、国際 IP 電話、ネットワーク基盤及び基本業務システムの構築・運用について入札を実施し、競争原理の導入による効率化を行った。
2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」について、入札を実施し、競争原理の導入による低コスト化、効率化を図った。
3. 「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく次期在外経理システムの設計・開発作業を開始した。平成 23 年度末までに右作業が完了し、平成 24 年度より運用を開始すること、及び「物品管理システム」「現地職員管理システム」の機能を拡充したことにより在外経理業務の簡素化・効率化が見込まれる。

（反映の方向性）

1. 「外務省情報ネットワーク最適化事業」については、平成 22 年度は在外公館情報ネットワークをよりスリム化し、更なる効率化を実現するための検討を行う。
2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」については、平成 22 年度以降に、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。
3. 在外経理システムの整備については、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に則り、次期在外経理システムの設計・開発を進めることによって、サーバ本省集約等の IT を活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者のさらなる業務負担軽減を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること。

（目標の達成状況）

1. 外務省情報ネットワークの整備

評価の切り口：基幹通信網整備による施策目標の推進状況

228 の在外公館に基幹通信網、国際 IP 電話の整備を完了した。また、外務本省においては、2 筐体パソコン及びプリンタの再整備を完了し、ネットワーク基盤及び基本業務システム（新システム）についても機器単体の構築が完了した。

2. 内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築

	<u>評価の切り口：業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組</u> 「外務省人給システム」の再構築作業を平成 21 年度までに完了し、平成 22 年度当初におけるシステム維持経費の削減が可能となった。 3. 在外経理システムの整備 <u>評価の切り口：業務・システム最適化計画の目標推進状況</u> 「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく次期在外経理システムの設計・開発作業を開始し、同計画達成に向けて事業を継続中である。次期在外経理システムの運用を開始する平成 24 年度には、在外公館における会計担当者の業務の簡素化・効率化が見込まれている。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	特になし		

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省国際協力局

施策名	経済協力 (政策評価書[施策レベル評価版] 383 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅵ 経済協力 Ⅵ－ 1 経済協力
施策の概要	戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★☆☆☆ (理由) 以下に示すとおり、一般会計 ODA 予算の減額が続く中で、「選択と集中」を進め、目標の達成に向けて進展があった。 (1) アフガニスタン・パキスタン アフガニスタンについて、平成 21 年 11 月に今後のアフガニスタン情勢に応じて、平成 21 年から概ね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの支援を発表し、平成 22 年 3 月現在で約 584 億円の援助が実施されている。パキスタンについては、平成 21 年 4 月に 2 年間で最大 10 億ドルの支援を発表し、平成 22 年 3 月時点で約 407 億円の援助が実施されている（アフガニスタン・パキスタンともに、技術協力の実績は集計中のため含んでいない）。 (2) 気候変動対策支援 鳩山イニシアティブとして、平成 21 年 12 月に排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、及び気候変動の悪影響に脆弱な途上国へ官民合わせて約 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル）規模の支援（うち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル））を発表した。インドネシアへの「第二次気候変動対策プログラム・ローン（景気刺激支援を含む）」（約 374 億円）や、環境プログラム無償（太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画、森林保全計画等）をはじめとした支援が実施されている。 (3) ハイチにおける大地震への対応 平成 22 年 1 月に発生したハイチ大地震に対して、国際緊急援助隊による医療活動を行うなど人的貢献を行い、ハイチ及び国際社会から高く評価されるとともに、3 月 31 日に開催されたハイチ支援国会合において総額約 1 億ドルの緊急・復興支援を表明した。 (4) 多様な関係者との連携 NGO・外務省定期協議会（全体会議、ODA 政策協議会及び連携推進委員会の計年 7 回）を開催するとともに、経済協力等に関する官民対話等の民間企業との対話などを実施し、関係者との情報共有・連携強化に努めた。 (5) 国際協力局の機構改革の実施 外務省が ODA の政策立案機能をより強化し、平成 21 年 7 月より、スキーム課（有償資金協力課及び無償資金・技術協力課）を廃止し、3 スキームを一体的に運用する国別課体制を強化するため国別開発協力第三課を新設するとともに、政策的課題や制度等を横串的に総括するために、開発協力総括課を置く体制を整えた。 (施策の必要性) グローバル化が進む国際社会においては、飢餓や病気に苦しみ、人間としての尊厳を保てないような苦しい生活を営んでいる人々が数多く存在しているという、厳しい現実がある。開発途上国における開発課題は山積しており、我が国の平和と繁栄に直結している国際社会の平和と繁栄のため	

にも、これらの課題に対処することは我が国の責務である。ODA を積極的かつ効果的に活用し、途上国の安定と発展や、地球規模課題の解決に取り組むことは日本自身の国益に叶うものであり、ODA は重要な外交手段である。

（施策の有効性）

日本の平和と繁栄は、世界の平和と繁栄、それを実現するための国際協調の中でこそ実現可能なものである。一方で、現実の国際社会は貧困やエイズ、気候変動等様々な課題に直面しており、これに対し、日本が積極的に行動することで、世界の期待に応えることが求められている。

ODA はそのための重要な手段であり、我が国の比較優位を活かすものとして、有効である。

（施策の効率性）

ODA 予算の減額が続く中、ODA コスト総合改善プログラム（平成 20 年 4 月策定）に沿って、平成 20～24 年度で平成 19 年度の標準的事業と比較して 15%程度のコスト削減を目指している。

また、「官民連携のための円借款の迅速化」を平成 21 年 7 月に公表し、STEP（本邦技術活用条件）案件及び官民連携案件を中心に、案件の形成から完工に至るまでの各段階において要する時間の短縮を図っている。

さらに、学校建設案件において、コミュニティ開発無償を利用することにより、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の平均で 30%以上のコスト削減を目指している。

（反映の方向性）

ODA の当初予算は過去 13 年間でほぼ半減となっており、ODA 事業量も趨勢的に減少している中、ODA の質と量の強化を目指すとともに、アフガニスタン・パキスタン支援、環境・気候変動関連支援、対アフリカ ODA 倍増等、主要外交政策への「選択と集中」を進める。

今夏を目途に進めている ODA の見直しを踏まえ、国民の共感を得ながら ODA をより戦略的かつ効果的に実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

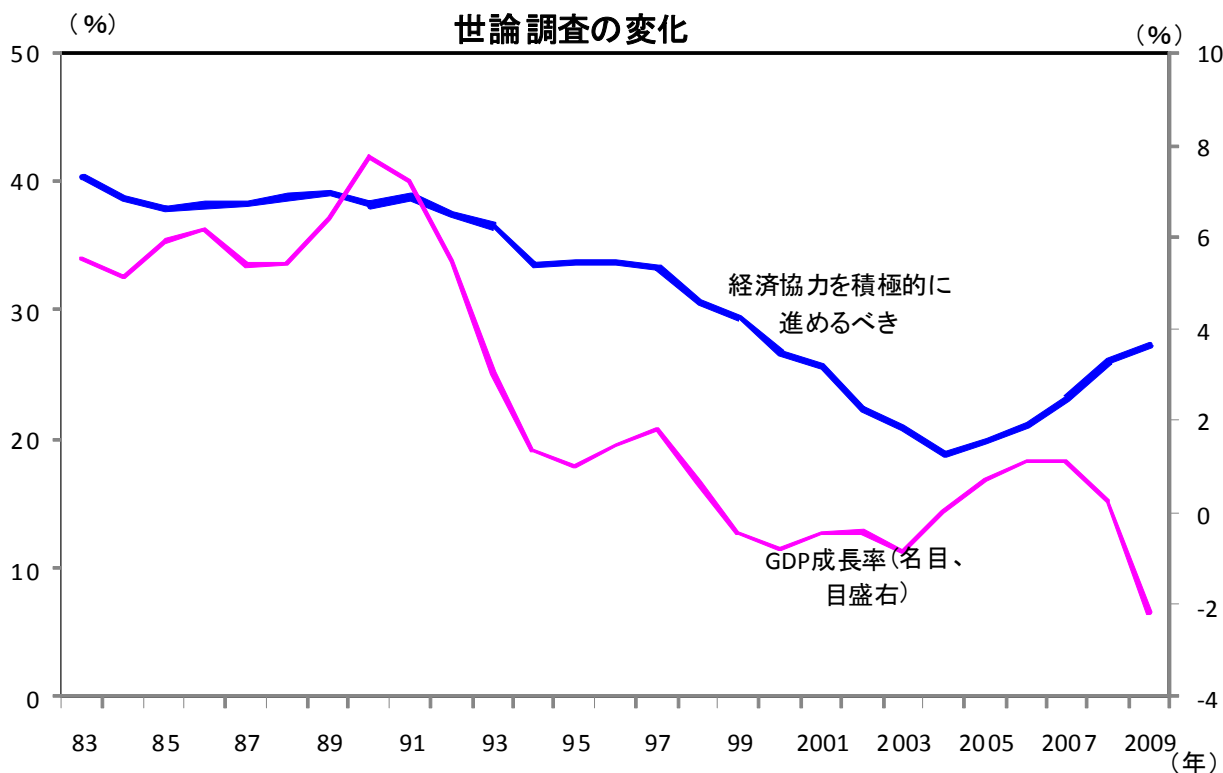
（施策の目標）

二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること。

（目標の達成状況）

評価の切り口 1：世論調査における変化

毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合は 2004 年を底として緩やかな上昇に転じている。同割合は 1980 年代から 2000 年代初頭にかけては、GDP 成長率との相関関係が高かったが（景気が良ければ、経済協力を積極的に進めても良いと解釈できる）、近年、その関係が薄れてきている。



評価の切り口 2 : ODA 事業が国民に対する説明責任をどれだけ果たしているか

①ODA 広報の実施ーホームページの充実, テレビ広報番組等の活用

ODA ホームページに対するアクセスは対前年度比約 11%増となっている。また, テレビ東京の「知花くらの地球サポーター」の平成 21 年度平均視聴率は 5.7%, また, 番組 HP へのアクセス数は前年度比約 12%増となっており, 一般国民に対する ODA 広報は着実に進んでいる。

②ODA 評価の実施

外務省は, 被援助国の実情に沿った, 質の高い ODA を実施するため, 各国の国別援助計画や援助の重点課題について, 第三者評価を実施している。平成 21 年度は, 5 つの国別評価に加えて過去の ODA 案件のレビュー, 国際機関経由の援助の評価を実施した。評価の結果は政策立案過程にフィードバックするとともに, 結果を公表し国民への説明責任を果たしている。

評価の切り口 3 : NGO の活動環境整備

国際協力における政府の重要なパートナーである NGO がその能力をさらに向上していけるよう活動環境を整備し, NGO の能力向上を側面支援するために, NGO と連携の上, ①NGO 相談員, ②NGO 専門調査員, ③NGO によるテーマ別能力向上プログラム, ④国際競争力強化プログラム, ⑤海外 NGO との共同セミナー, ⑥アカウンタビリティ強化指導委託, ⑦長期スタディ・プログラムの諸事業を実施した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 174 回国会における岡田外務大臣の外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	国民の理解と支持の下, ODA をより戦略的かつ効果的に実施してまいります。

(注) 外務省における評価方式 :

実績評価方式の手法を踏まえつつ, 外交政策の特性を勘案し, 総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする (「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省地球規模課題審議官組織

施策名	地球規模の諸問題への取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 391 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅵ 経済協力 Ⅵ－2 地球規模の諸問題への取組
施策の概要	グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅵ－2－1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 Ⅵ－2－2 環境問題を含む地球規模問題への取組	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅵ－2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅵ－2－1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅵ－2－2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ (施策の必要性) 1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について グローバル化に伴い、国際社会は、感染症、貧困、紛争等、国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に直面している。これらの問題に効果的・効率的に対処するためには、人間一人ひとりに焦点を当て、国家、国際機関、NGO、市民社会等が協力し、人々・コミュニティが直面する諸問題に包括的に対処することを求める人間の安全保障の考え方が有効である。こうした考え方に基づき、我が国は人間の安全保障を外交の柱の一つとしており、ODA 大綱においても人間の安全保障の視点に立った支援を基本方針としている。 人間の安全保障に対する各国の考え方・立場はいまだ様々であることから、人間の安全保障の概念の有用性につき議論を深めるとともに、様々な支援スキームを通じた人間の安全保障の実践に努めることにより、より多くの国々の理解を促進することが必要である。また、人間の安全保障は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実現されるため、長期にわたる地道な取組が必要である。したがって、我が国として引き続き人間の安全保障の推進に向け指導力を発揮し、国際社会の理解促進、様々な支援スキームを通じた人間の安全保障の実践に努めることが必要かつ適当である。 2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について 地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能となるものであるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要がある。また、環境問題が開発、社会等分野横断的な問題であるため、取組の内容や程度をめぐり特に先進国・途上国間で意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違を調整し、可能な限り克服していくための外交交渉の積み重ねが不可欠である。 気候変動問題については、現行の国際枠組みである京都議定書の第 1 約束期間（2012 年まで）後の国際枠組み構築のため、国際交渉を進展させ、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な次期枠組みを成立させる必要がある。 自然災害による被害の実質的削減は持続可能な開発の達成にとって不可欠であるところ、災害による被害を 10 年間で実質的に削減しつつ、持続可能な開発を目指す「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要である。	

(施策の有効性)

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

人間の安全保障の概念普及と実践を進める上では、国連を始めとする多数国間の国際会議や二国間会合・国際機関との会合等の場において人間の安全保障の有用性につき議論を深めるとともに、人間の安全保障の実現にとり効果的な支援スキームを通じた支援を引き続き実施することが有効である。これまでも本施策を継続することで成果が上がってきている。人間の安全保障の視点に立った支援は、裨益者のみならず、被援助国、国際機関、関係 NGO 等からも高い評価を得てきている。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等、国際的なルール作りに主体的・積極的に貢献し、我が国の考えを反映させていくことが有効である。

防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組においても生かすことが目的達成のために有効である。

(施策の効率性)

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

限られた予算・人的投入資源の中で、各種会合の機会を捉えて人間の安全保障に係る議論を継続的に実施するとともに、多様な支援スキームを適切に使い分けつつ人間の安全保障の実現に取り組んだ。こうした取組の結果、人間の安全保障に関心を有する国との協力関係の強化、国連事務総長報告の作成・発表、国連総会において初めてとなる人間の安全保障に関する公式討論の開催、支援の効果的な実施、感染症対策の強化がなされた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

人間の安全保障に関する調査経費については、真に必要な経費のみに厳選して予算要求を行うことにより経費を削減した。また、人間の安全保障シンポジウムを他団体と共催することにより、謝金・会場関連経費等を節約した。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、地球環境問題に関する国際ルールの策定・実施、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）開催に向けた準備作業、気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）を始めとした気候変動に関する国際交渉の進展、防災に関する「兵庫行動枠組」の推進等の点で施策が進展した。これらは、効率性にも対応した取組でもある。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

年度毎に行われる各種会合等の優先度を勘案の上、メリハリのある予算付けを行った。また、各種会合等を開催するにあたり、会議運営等に支障がないよう留意しながら、一般競争入札や見積もり合わせを行うなど、適切に会議運営業者等を選定の上、経費の節約に努めた。さらに、効率的な出張体制や課内体制の構築等により、無駄を省いた業務運営を達成した。

(反映の方向性)

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

国連総会における人間の安全保障に関する公式討論やミレニアム開発目標（MDGs）を主要テー

マとする国連首脳会合、人間の安全保障フレンズ会合、G 8、APEC 等の多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念の一層の普及に努める。その際、これまで同概念の普及に当たり十分連携できていなかったアジア、欧州、アフリカ、中東、中南米等の地域機構との協力も模索する。

また、人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする我が国の二国間支援、国際機関を通じた人道支援等の相互補完性も念頭に置きつつ、より効果的・効率的な支援を実施することで人間の安全保障の実現に努める。

さらに、学界や NGO、メディア等との関係強化も進め、より総合的な形で人間の安全保障の推進に努める。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること。

（目標の達成状況）

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

（１）人間の安全保障フレンズ会合の第 6 回会合（平成 21（2009）年 6 月）を踏まえて働きかけを行った結果、平成 22（2010）年 4 月に人間の安全保障に関する国連事務総長報告が発表されたほか、同年 5 月には国連総会において初めて人間の安全保障に関する公式討論が開催された。我が国の主導により実現したこのプロセスにより、国連の場における人間の安全保障の概念普及は大きく進展した。

また、首脳・閣僚級の多国間会合（G 8 ラクイラ・サミット、第 17 回アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議等）及び二国間会合（EU、メキシコ等）の協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保し、国際機関等のハイレベルも人間の安全保障の重要性につき発言するなど、国際社会全般における同概念の普及にも進展が見られた。

さらに、政府関係機関、外交団、国際機関、研究機関、NGO、報道関係者、多数の一般市民が参加するシンポジウムの開催により、研究機関との連携強化を含め人間の安全保障に係る議論の活性化・普及において相当な進展があった。

（２）人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた難民・国内避難民等に対する支援を継続的に実施した。人間の安全保障基金については、審査プロセスの簡素化や優良案件の発掘に向けたセミナーの開催等、人道支援については、各国際機関ハイレベルとの会談等を通じた働きかけの結果、適時に効果的・効率的な支援を行うことが可能となり、人間の安全保障の実現に向け相当な進展があった。

世界基金の支援事業により、抗レトロウィルス療法（HIV 感染者・エイズ患者への治療）受診者数、WHO 推奨の直接服薬確認療法（DOTS）を受ける結核患者数、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配付数が対前年度比で引き続き伸びるなど開発途上国等における三大感染症対策は大きく進展した。その結果、平成 21 年末までに 490 万人の命が救われた（平成 14 年からの累計。）。一部の途上国では、三大感染症の感染者数が低下する成果も得られた。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

	(1) 多数国間環境条約の地球規模での適切な実施の促進, 国際熱帯木材機関 (ITTO), 国連環境計画 (UNEP) をはじめとする環境関連国際機関による取組への貢献を通じ, 国際的なルールの策定・実施に向けた取組を一層促進した。 (2) 生物多様性条約 COP10 の成功に向けて, 「ポスト 2010 年目標」に係る我が国の提案を提出し, また, 各種準備会合に積極的に参加し, 議論の進展を主導した。 (3) 気候変動問題につき, 平成 21 年 9 月の国連気候変動首脳会合における温室効果ガスの 1990 年比 25%削減目標の表明, 同会合での途上国支援に関する鳩山イニシアティブの表明やその後の COP15 での鳩山イニシアティブの具体化の表明等を通じて, 国際交渉に勢いを与えた。 (4) 「兵庫行動枠組」の世界的な実施の促進のため, 「枠組」推進のための中心的機関である国連国際防災戦略事務局の活動を支援した。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
	第 64 回国連総会における鳩山総理大臣一般討論演説 ----- 第 174 回国会における岡田外務大臣の外交演説	平成 21 年 9 月 24 日 平成 22 年 1 月 29 日	ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成と人間の安全保障の推進に向け, 努力を倍加したいと考えます。 ----- 同じ人間としての共感を持って, 人間の安全保障の実現に向け, 途上国の人づくり, 国づくりを支援してまいります。

(注) 外務省における評価方式 :

実績評価方式の手法を踏まえつつ, 外交政策の特性を勘案し, 総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする (「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省国際法局国際法課

施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 (政策評価書[施策レベル評価版] 411 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅶ 分担金・拠出金 Ⅶ－1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
施策の概要	(平成 21 年度については、国際刑事裁判所 (ICC) 分担金を取り上げて評価することとした。) 我が国が支払う分担金により、ICC の目的である国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を通じた国際の平和と安全の維持への貢献を実現した。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (理由) 我が国は国際刑事裁判所 (ICC) に対する最大の財政貢献国 (予算の 22% を負担。平成 22 年度は 18.6%。) であり、我が国が支払う分担金により、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン・ダルフール地域、中央アフリカ共和国及びケニアにおける集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪の ICC による捜査・訴追が可能となっている。我が国からの多大な財政的貢献に対する ICC 及び加盟国からの評価は高く、ICC における我が国の立場を強化するのにも役立っている。 (施策の必要性) 分担金の支払いは、国際刑事裁判所規程に規定された加盟国の義務である。ICC を通じて、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を通じた国際の平和と安全の維持に貢献していくためには、分担金の支払いが必要である。 (施策の有効性) 我が国が支払う分担金により、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン・ダルフール地域、中央アフリカ共和国及びケニアにおける集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪の捜査・訴追が可能となっている。我が国は、ICC の最大の財政貢献国 (予算の 22% を負担。) であり、我が国が必要な支払いを行わなければ、ICC の活動は大幅に縮小せざるを得ないほど大きな影響力を有している。 (施策の効率性) 分担金は、ICC 書記局が策定した予算案を予算財務問題の専門家で構成される予算財務委員会 (CBF) で審査の上、必要な修正箇所が勧告され、それに従って、全締約国で構成される締約国会議で決定された予算額を、負担能力等に応じて定められた分担率に従い支払うものであり、合理的な審査・決定を踏まえた資金の供与である。 ＜無駄削減 (経費節約のための取組) ＞ ICC 書記局と緊密な連絡をとりつつ、裁判所行政の更なる効率化を進めるよう働きかけた結果、書記局予算案の増大を抑制することに成功したほか、我が国が委員を輩出する予算財務委員会 (CBF) による予算の不要部分に関する削減勧告により更なる予算規模の削減に成功した。さらに、我が国から、裁判所の手続及び組織運営の実効性・効率性を高めるための具体的な提案を行っており、今後、締約国会議等の場で議論が進められる予定になっている。	

（反映の方向性） ICC は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪（未定義））を行った個人を、国際法に基づいて訴追・処罰するための、唯一の常設の国際刑事裁判機関であり、国際社会が協力して、こうした犯罪の不処罰を許さないことで、犯罪の発生を防止し、国際の平和と安全の維持に貢献している。具体的には、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン・ダルフル地域、中央アフリカ共和国及びケニアで発生した戦争犯罪等の訴追・処罰を行っており、これらの国・地域における犯罪の再発防止に貢献しているとともに、犯罪発生地における法の支配の確立、すなわち、犯罪被害者の法に対する信頼の回復及び社会秩序の回復に重要な役割を果たしている。 我が国は、国際社会における法の支配の確立が国際社会における長期的な平和と安全の維持の観点から極めて重要であると考えており、今後も引き続き ICC の活動を支援していくため、所要の分担金に対する予算要求を行っていく。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 （施策の目標） 我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献すること。 （目標の達成状況） <u>評価の切り口： ICC への協力を通じた国際社会における法の支配の確立</u> ICC は国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を訴追・処罰する裁判所であり、これらの犯罪の処罰は国際社会における法の支配の確立に貢献している。また、国際犯罪の処罰は、国際の平和と安全の維持の観点からも重要な意義を有している。このような重要な役割を ICC が十分に果たせるよう、我が国としても応分の負担を行い、ICC の活動の進展に寄与した。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 62 回国連総会における高村外務大臣（当時）一般討論演説	平成 19 年 9 月 28 日	「民主主義と並んで、法の支配は平和と繁栄の基礎となります。国際社会における法の支配を推進するため、我が国は来月国際刑事裁判所（ICC）に加盟すると共に、開発途上国での法整備支援を行っていきます。」

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省経済局経済協力開発機

評価実施時期：平成 22 年 8 月

構室

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 (政策評価書[施策レベル評価版] 415 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅶ 分担金・拠出金 Ⅶ－2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
施策の概要	(本年度については、経済協力開発機構(OECD)分担金を取り上げて評価することとした。) OECD は、経済・社会等多岐にわたる分野において、加盟国の政策分析・提言、情報・ノウハウの交換、非加盟国・地域への協力を行う国際機関であり、特に、経済政策・分析、規制制度・構造改革、貿易・投資、環境・持続可能な開発、ガバナンス(統治)、非加盟国協力などの分野において活発な活動を行っている。OECD は、これらの活動経費一般を、我が国を含む加盟国が拠出する分担金により賄っている。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (理由) 分担金の拠出により、OECD 加盟国としての義務を果たすとともに、OECD が設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大といった目的への取組の他、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任等の分野について、国際的なルール作り、政策分析・提言、情報・ノウハウの交換等に積極的に取り組むことが可能になった。 (施策の必要性) OECD は国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、OECD における議論・協議の場は、国際社会におけるルール作り、先進的な「国際標準」の醸成・普及、及び、最近では、主要な新興経済等との協力等において我が国の立場を反映させる絶好の機会を提供している。また、我が国としても利益に資する有益な知見も得てきていることから、OECD への拠出は有益かつ重要である。 (施策の有効性) 我が国は OECD に加盟国として分担金を拠出し、各委員会での議論や各種ガイドラインの決定作業、G20 への貢献、様々な分野でのピア・レビュー等を通じ、先進的な国際的ルール作り及び政策分析・提言に積極的に参画した。また、OECD からは様々な経済・社会分析に関する定期刊行物の他、日本に対する提言として、『対日経済審査』、『日本の政策課題達成のために：OECD の貢献』や「『新成長戦略(基本方針)』に関する OECD 事務局のコメント」等が示された。このように、OECD への拠出により、我が国の考えを国際的ルールに反映させることにつなげるだけでなく、OECD の分析・政策提言機能を活用することができた。 (施策の効率性) 分担金は、経済データ等を用いて合理的・効果的に調整・決定されており、我が国からの拠出も無駄なく効率的に行われている。また、OECD も効率的な事務局運営を心がけるとともに、より質の高い成果物のアウトプットを行うよう努めている。 <無駄削減(経費節約のための取組)>	

	平成20年にOECD分担金の算定方法を見直す改革が合意に至り、長期的に見て日本の分担金は減少する見通しとなった。また、我が国としても、限られた予算をより効果的・効率的に活用できるよう、OECDにおける活動内容の優先順位付けに積極的に取り組んでいる。 (反映の方向性) 今後も OECD 加盟国としての義務である分担金の拠出を通して、OECD が効率的で有効性の高い案件に取り組めるよう貢献するとともに、OECD への貢献を通して、国際社会における我が国のプレゼンスの向上を目指す。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 (施策の目標) 我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること。 (目標の達成状況) <u>評価の切り口 1：OECD の活動に対する我が国の財政的貢献</u> 我が国の分担金は OECD の活動予算に充てられており、これにより、我が国は先進的な国際的ルール作り、政策協調、情報・ノウハウの交換等に積極的に参画することができた。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	三党連立政権合意書	平成 21 年 9 月 9 日	（9. 自立した外交で、世界に貢献） 国際社会におけるわが国の役割を改めて認識し、主体的な国際貢献策を明らかにしつつ、世界の国々と協調しながら国際貢献を進めていく。

（注）外務省における評価方式：
 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 22 年度（平成 21 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省広報文化交流部国際

評価実施時期：平成 22 年 8 月

文化協力室

施策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 (政策評価書[施策レベル評価版] 419 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅶ 分担金・拠出金 Ⅶ－3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献
施策の概要	（本年度については、国際連合教育科学文化機関（UNESCO:ユネスコ）分担金、世界遺産基金分担金、無形文化遺産基金分担金をとりあげて評価することとした。） ユネスコへの分担金は、ユネスコ憲章第 9 条、世界遺産条約第 16 条 1 及び無形文化遺産の保護に関する条約第 26 条 1 に基づく、加盟国または締約国の義務であり、我が国はユネスコに対して分担金支払い義務を果たした。この拠出により、教育、科学、文化、コミュニケーションというユネスコの活動分野における各種活動の円滑かつ効率的な実施と、国家間の協力の促進、各国政府の社会セクターへの取組を促し、もって世界の平和と安全に寄与することが可能となった。また、「世界遺産条約」及び「無形文化遺産保護条約」に基づく世界遺産や無形文化遺産の保護等に向けた取組や国際協力の実施が可能となった。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ （理由） ユネスコ分担金は、国連の分担率を準用して定められた分担率（平成 21 年の日本の分担率は 16.626%）に従ってユネスコの通常予算を支弁するものであり、我が国の拠出を通じて、ユネスコの組織運営並びにユネスコが取り組む、教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの分野における国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与するという目的及びそれぞれの分野における知識・観念の創設、規範設定機能、クリアリング・ハウス機能、各分野における加盟国の能力開発、国際協力における触媒的機能という 5 つの機能の実施に貢献することが可能となった。 例えば、加盟国中の 58 か国から構成され我が国も委員国を務める執行委員会及びユネスコ総会（2 年に 1 度開催）において、我が国はそのいずれにも積極的に関与し、我が国の意向を反映させたり、意見の合わない国々との間の調整を行い、また、松浦事務局長（当時）の後任の選挙においても、我が国の動向が選挙戦を左右するとして注目を浴びるなど、大きな存在感とリーダーシップを発揮することが可能となった。 さらに、教育、科学、文化、情報・コミュニケーション分野において通常予算によって実施される国際協力はもとより、世界遺産基金および無形遺産基金分担金への拠出を通じて、人類全体の遺産である世界遺産および無形文化遺産を保護し、保存するための国際的な協力および援助の体制を確立するための国際貢献及び国際協力が可能となった。平成 21 年には、世界遺産条約締約国会議、同委員会、無形文化遺産保護条約締約国会議、同委員会それぞれの会合に出席し、我が国における有形・無形の文化財保護の豊富な知見を生かして議論に貢献した。特に無形文化遺産については、平成 19 年に我が国に於いて開催した第 2 回政府間委員会で日本が議長としてとりまとめた条約の運用指針が、平成 20 年 6 月に行われた無形文化遺産保護条約第 2 回締約国会合で採択され、我が国は条約による保護の枠組み始動に大きく貢献した。さらに、平成 21 年 9-10 月に開催された第 4 回政府間委員会においては、条約に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への初回記載が行われ、日本からは「雅楽」、「小千谷縮・越後上布」、「京都祇園祭の山鉾行事」など 13 件が記載され、「人類の口承及び無形文化遺産に関する傑作の宣言」（2001-2005）から統	

合された3件とあわせ、現在までに16件が記載されるなど、条約による無形文化遺産保護体制を構築するための第一歩を踏み出した。

（施策の必要性）

分担金の支払いは、ユネスコ憲章第9条に規定される加盟国の義務である。また、世界遺産基金および無形文化遺産基金については、それぞれ、「世界遺産条約」第16条1及び「無形文化遺産保護条約」第26条1に基づき締約国会議で決定された各締約国の分担金である。ユネスコは第二次大戦後に日本が最初に加盟した国連機関であり、教育、文化、科学、コミュニケーションの各分野における諸活動を通じて国際的な知的交流や国際協力を推進し、心に平和の砦を築くというユネスコ憲章の目的に寄与していくためにも、ユネスコへの貢献は不可欠である。

（施策の有効性）

我が国は第2位の財政貢献国であり、ユネスコ分担金に関しては、通常予算に対して我が国が支払う分担金により、ユネスコの組織運営や、教育、科学、文化、情報・コミュニケーションの各分野における諸活動の実施に貢献している。さらに、決められた分担金を確実に支払いユネスコの予算を支えていることは、ユネスコにおける日本のリーダーシップ及びプレゼンスの確保にも役立っている。

また、世界遺産基金および無形文化遺産基金分担金の支払いにより、「世界遺産条約」および「無形文化遺産保護条約」に基づく締約国会議等の開催や有意義な国際協力及び援助の実施を促進しているほか、これらの国際協力体制の運営に関する我が国の発言力の確保に役立っている。

（施策の効率性）

通常予算の分担金は国連分担金に準じ、国連との加盟国の相違等による若干の調整をした分担率に基づき決められており、合理的な資金の供与である。我が国はユネスコの行財政分野の議論にも積極的に参画しているが、ユネスコ事務局も、運営に係る予算は可能な限り無駄を省き、事業に係る予算については優先事項を設ける等、効率的な運営に取り組んでいる。

また、世界遺産基金及び無形文化遺産基金については、それぞれ条約に基づき締約国会議で決定された各締約国の分担金拠出であり、締約国の財政規模等に応じた合理的な資金の供与となっている。

（反映の方向性）

ユネスコ憲章及び条約に規定された義務であることから今後も引き続き分担金拠出を通じて、ユネスコの活動に貢献していくが、その際には、予算の適切な執行を求めるとともに、さらに効率的・効果的な運営がなされるよう、執行委員国、締約国会議等における議論に積極的に参加する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること

（目標の達成状況）

評価の切り口1：国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の活動に対する我が国の財政的支援

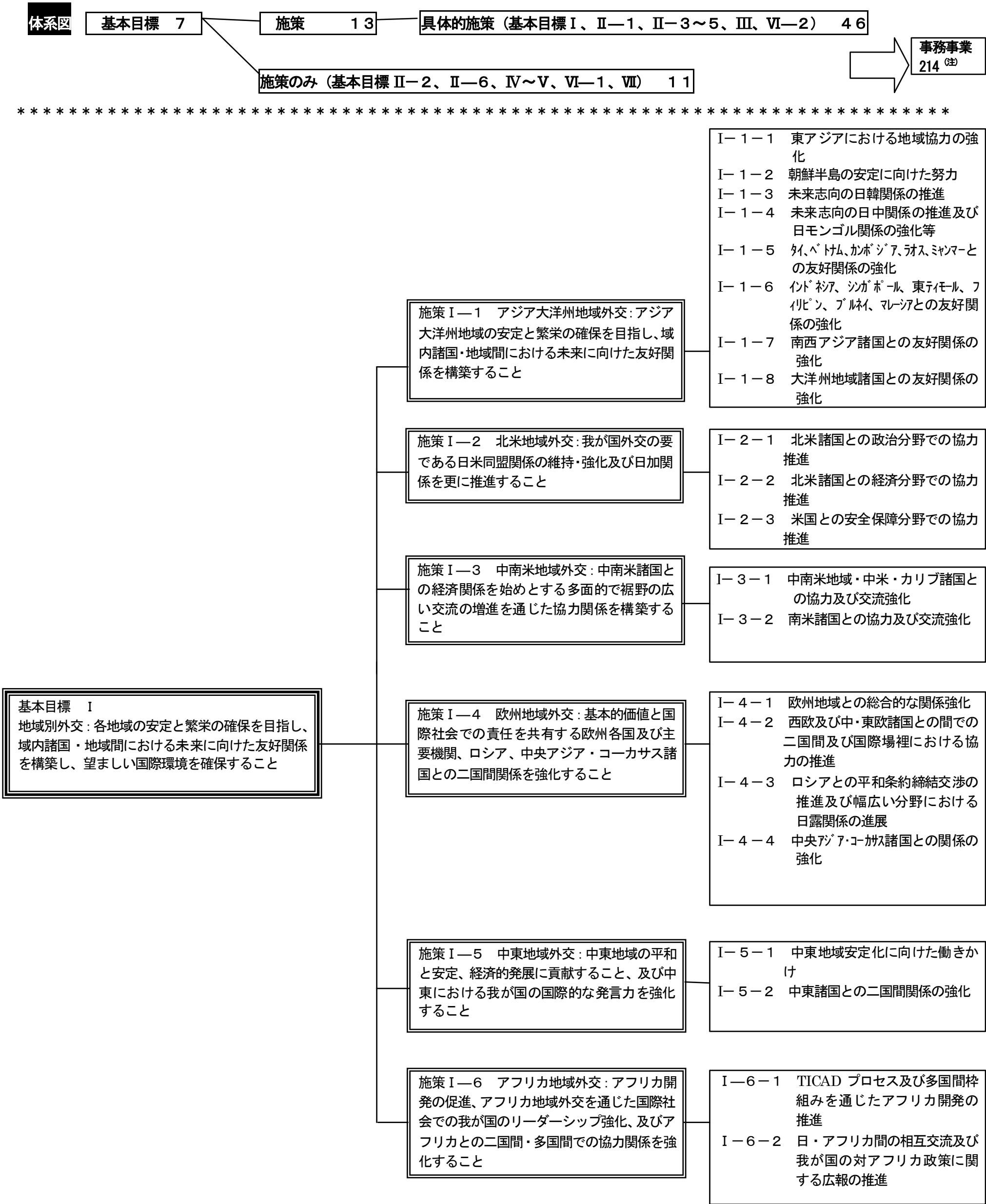
分担金はユネスコの通常予算を支弁するものであり、この拠出により、ユネスコの組織運営

	を図ると共に、その任務である教育、自然科学、社会科学、文化、情報・コミュニケーション分野における5つの機能－知識・観念の創設、規範設定機能、クリアリング・ハウス機能、各分野における加盟国の能力開発、国際協力における触媒的機能－を進展させ、各分野における活動の実施に貢献することができた。 <u>評価の切り口2：国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)を通じた我が国の国際貢献</u> 世界遺産基金および無形遺産基金分担金への拠出を通じて、人類全体の遺産である世界遺産および無形文化遺産を保護し、保存するための国際的な協力および援助の体制を確立するための国際貢献及び国際協力が進展した。具体的には、世界遺産委員会や無形文化遺産保護条約政府間委員会の開催及びこれら委員会の場での世界遺産一覧表や無形文化遺産代表一覧表への記載を通じ、各文化遺産のビジビリティが高まり、保護促進に貢献できた。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	特になし		

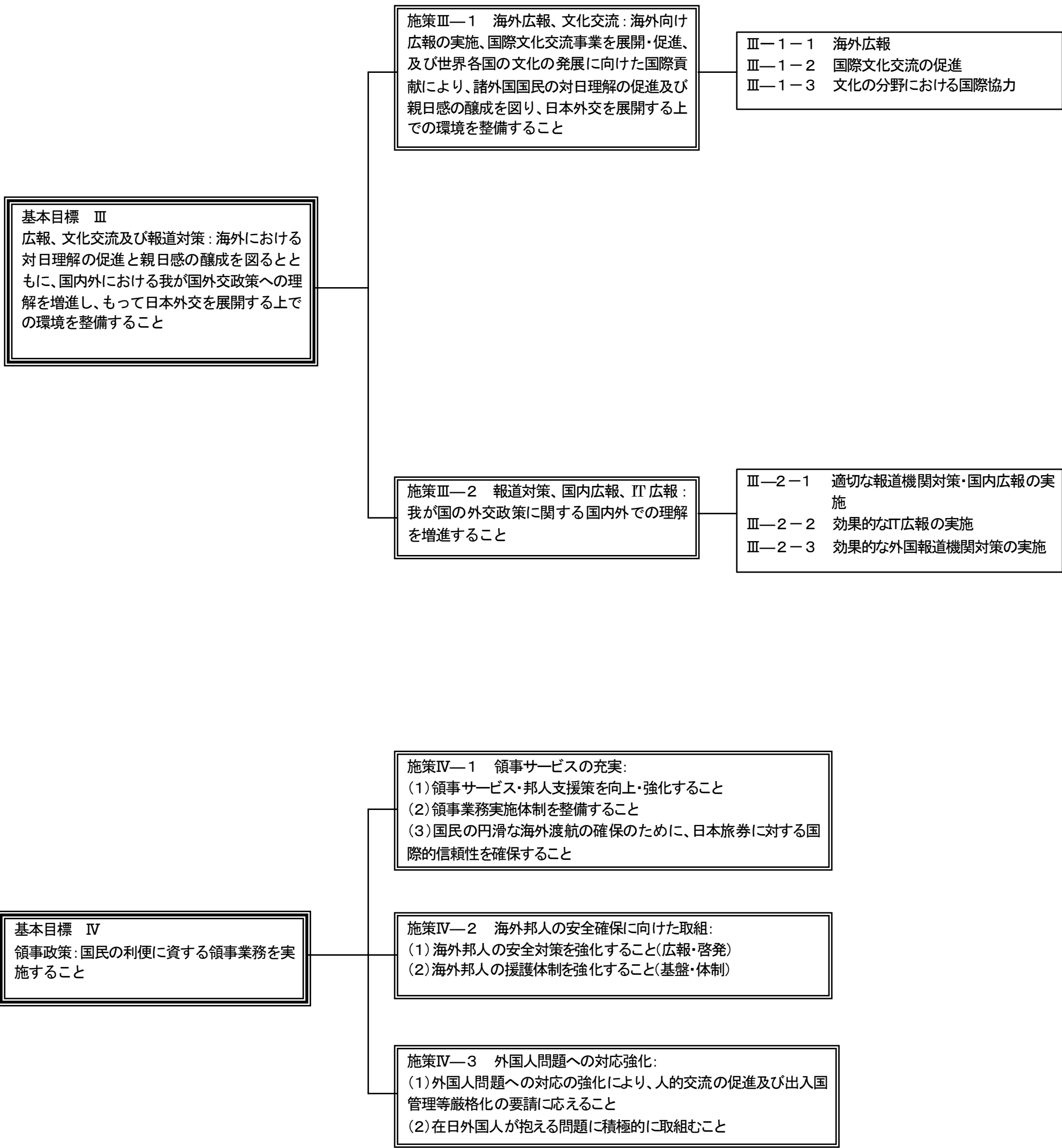
（注）外務省における評価方式：
 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

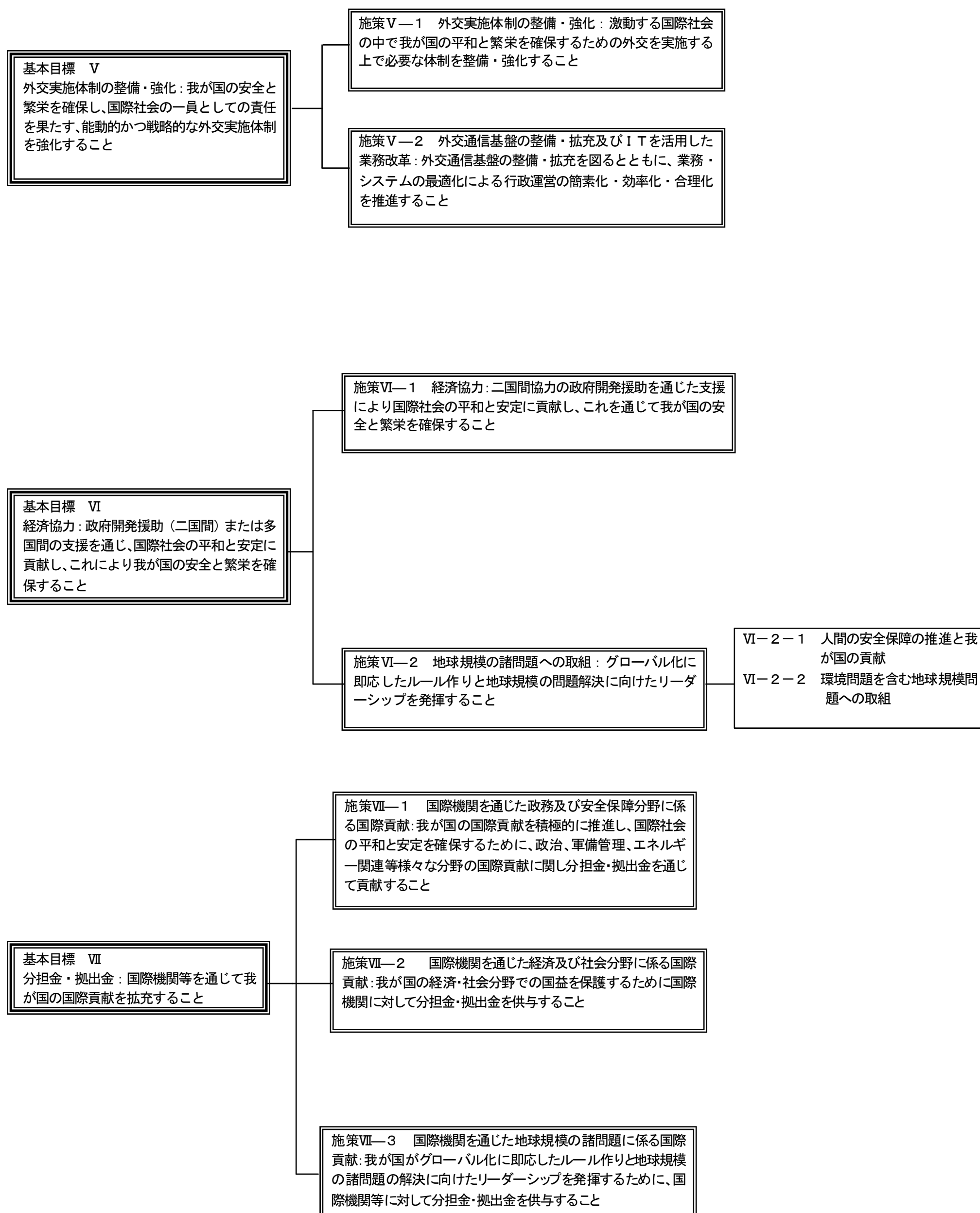
(別添)

平成 2 2 年度外務省政策評価 評価体系図









外 務 省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>